#### 秋田県公文書館

## 师究紀要

#### 第十九号

講演録 「青森県の歴史資料所在調査について」	石	塚	雄	±···	1
「岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業 ・	佐	藤		隆…	15
昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷に 一 本庁事務部局内部機関 —		田	知	彰…	35
絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯。	と利活用について 太	田		研…	55
公文書館の利用者サービス向上をめざし、	て 鍋	島		真…	68
資料紹介 「郡方見回役加勢勤中日記」(文政七年)					78
彙報					

# 青森県の歴史資料所在調査について

青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ主査 石 塚 雄 氏

## はじめに

青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ近世部会の石塚と申します。青森県の歴史資料管理の方、どちらもご参加のようの方、そして文化財等の歴史資料管理の方、どちらもご参加のようです。歴史資料の管理に関しては調査の実際についてご説明しますが、既にご存じの方も多いと思います。また、資料の保存に関してもお話しさせていただきます。この件に関しても詳しい方がいらっしゃると思いますが、青森県の歴史資料所在調査についてお話しさせていただきます。この件に関しても詳しい方がいらっしゃると思いますが、青森県の事例としてお聞きいただければと思しゃると思いますが、青森県の事例としてお聞きいただければと思しゃると思いますが、青森県の事例としてお聞きいただければと思しゃると思いますが、青森県の歴史資料所在調査についてお話しさせていただきます。

で、あとは環境問題がメインです。例えば、県境再生対策室というようが、環境生活部の中で文化関係の課は県民生活文化課一課のみ全対策課と六課で構成されています。今「おやっ」と思われたでし全対策課と六課で構成されています。今「おやっ」と思われたでしまうが、環境生活部は県民生活文化課と環境生活課、それにループですが、環境生活部は県民生活文化課と環境生活課、それにループですが、環境生活部は県民生活文化課と環境生活課、それにループですが、環境生活部は県民生活文化課の県史編さんグ

あえず県民文化生活課に、生活ということで文化振興関係と、さらなんで環境生活部に所属しているのか」と思われるのですが、とりめているのですが、それを担当しています。ですから「県史関係が物が不法投棄されたという事案がありまして、現在撤去作業等を進部署では、青森・岩手県境の田子町に、平成八年頃同町に産業廃棄

んグループが入っておりまに文化の一環として県史編さ

す。

私は県史編さんグループには、今回三度目の配属です。 は、今回三度目の配属です。 を担当しております。最初、 平成八年度の事業立上げ当初 でおグループに一年間お世話



回基調講演をお引き受けしました。 遂行する上での問題について御参考にしていただければと思い、今本日は県史編さん事業における歴史資料調査の実際、また事務を

# 一 青森県史編さん事業について

## 事業の開始まで

家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、や家老の家の御当主だったこともあります。その話があってから、やなおいけています。

## 2 事業開始から現在まで

平成六年度、右のような事情もあり、県史編さん実行にはどれく 中で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。あと一二巻で 年で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。 中で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。 中で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。 中で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。 中で終了し、全三六巻になる予定で進んでいます。 中で終了した。 二十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度に対する。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。 2十三年度末)で第二四巻まで刊行が済んでいます。

## 3 事業の性格

史を参考にすることができました。もちろん『秋田県史』も参考にだった青森県は、逆にそのお蔭で様々な面において先行する自治体していないのは、奈良県、東京都といった状況です。最後発の部類では最後発となるものの一つです。ほかに、新都道府県史を編さん新『青森県史』は、戦後に行なわれた都道府県史編さん事業の中

体史も参考にしています。

える体制でスタートしています。っています。関わった先生方は、各分野総て集まると一〇〇人を超の分野を含む総合的なもので、編さん体制もそれに応じたものとな全体構成も考古・歴史の分野にとどまらず、民俗・文化財・自然

# 一 青森県史編さんの体制について

## - 青森県史編さん委員会

企画編集委員会と専門部会です。その組織が、次に紹介するその下にぶら下がる形となっています。その組織が、次に紹介するいわゆる有識者を委員として設置され、実際の編集に携わる組織はして県史全体の編さん方針等について話し合う委員会です。県内のして県史全体の編さん委員会が組織の頂点にあります。県知事を会長と

## 企画編集委員会・専門部会

るのですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会と計算しました。この委員会の構成員は、大学の先生方など実際に県史を執筆される方々です。この下に、当初、考古・古代・中世・近現在は、自然編と資料編古代の刊行が終了したため、自然部会と古現在は、自然編と資料編古代の刊行が終了したため、自然部会と古明在は、自然編と資料編古代の刊行が終了したため、自然部会と古明在は、自然編と資料編古代の刊行が終了したため、自然部会と記述のですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会のですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会とのですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会を執いるのですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会と記述は、自然に対していませい。

の体制です。

次に、企画編集委員会の下の各専門部会についてですが、実際の次に、企画編集委員会の下の各専門部会についてですが、実際の次に、企画編集委員会の下の各専門部会についてですが、実際の次に、企画編集委員会の下の各専門部会にとるメンバーは、数名から十数名の専門委員に、各部会の推薦によるメンバーを加えた形です。推薦によるメンバーは、まず調査・編集への助言・指導を行なう特別専門委員であり、具体的には入間田宣夫先生や遠藤巌先生などかなり名を知られた大学名的には入間田宣夫先生や遠藤巌先生などかなり名を知られた大学名的には入間田宣夫先生や遠藤巌先生などかなり名を知られた大学名的には入間田宣夫先生や遠藤巌先生などかなり名を知られた大学名が元は、大学の方々です。次に、特定の分野の調査・執筆を担当する調査が完定があり、大学院生や高校の先生、郷土史家など各分野に詳しい方をお願いしています。右の推薦メンバーに参加してもらい、各部会で担当箇所を執筆してもらっています。

## 3 県史編さん事務局

に作業室があり、作業はここで行っています。
□に作業室があり、作業はここで行っています。事業発足当初は、職員一四人、非常勤嘱託一○人であり現在の倍以上の規模でしたが、最大の事務を処理しています。事業発足当初は、職員五人、非常勤嘱託八人で各専門のに作業室があり、作業はここで行っています。

#### 4 その他

## ①市町村推薦調査研究員

現在はないのですが、市町村推薦調査研究員という制度もありま

究のまとめ等もいただいたこともあります。 る情報を時々電話などで提供してもらっています。 だ、調査研究員を頼んでいた縁で、現在も地域の古文書発見に関す 刊行し、調査の段階を終えたことから本制度は廃止しています。 らいました。調査研究員が持っていた古文書の所在情報、 ろいろな研究をしてきた郷土史家の方などを市町村から推薦しても れました。調査研究員は県史の執筆者以外の方々で、地域で長くい した。これは、 の人的つながり等を活用しました。現在は、調査成果を書籍として 元の所蔵者等との調整等を行ってもらうことを目的として設置さ 当該市町村内の資料所在状況等に係る情報提供や、 また、 所蔵者と 個人的研 た

## ②市町村県史担当部局

には、 学習課等で担当するケースが多いです。こちらで地域調査に入る時 っている課が窓口になることはあまりありません。具体的には生涯 担当している部局が県史関係の窓口になっています。現用文書を扱 が窓口となるかを照会しています。 毎年度、各市町村で県史編さん事業に関してどの部局または職員 その市町村の県史担当部局に事前に声を掛けています。 大部分の市町村では、 文化財を

#### Ξ 青森県所在の文献資料

#### 概

三春に行ったため、 世の大名は安東氏と南部氏ですが、 青森県内には中世以前の資料は、 青森県内には資料がないという状況です 南部氏は盛岡、 ほとんど残存していません。 安東氏は福島 中

> 軽家、 戦国期以降の新興勢力なので中世以前の資料がありません。 所蔵されています。 歴史文化館に大部分所蔵されています。八戸では八戸市立図書館に 弘前の市立図書館と東京の国立国文学研究資料館に大部分所蔵され 藩と七戸藩は後からできたので資料があまり残っていません。八戸 ています。南部家の資料は、盛岡にある岩手県立図書館ともりおか 藩の資料は八戸にあります。次に藩主家の資料ですが、弘前藩は津 しています。弘前藩の資料は弘前に、 近世、 盛岡藩と八戸藩は南部家の資料になります。津軽家の資料は すなわち江戸時代の資料は、 南部家はこのような状況であり、また津軽家は 盛岡藩の資料は盛岡に、 藩庁所在地にほとんどが所在

ます。 管されましたが、昭和二十年七月二十八日の空襲で図書館が焼けま す。青森県ができた時の行政文書ですね。それらは県立図書館に移 ところ、火災に遭い焼失しました。そのため、 した。藩庁文書は全焼を免れましたが、戦後間もなく県庁に移した で失われた形です。ですから、資料の残存状況は結構厳しいと言え い状況です。明治期に各藩から青森県に引き継がれた文書は、ここ また、近世の資料でも各藩から県庁に引き継がれた文書がありま ほとんど残っていな

#### 2 主な調査対象となる文書

どして、県内外に文書が所在しています。意外と藩士の家にまだ文 下町に集住していましたが、自分の給地に移るか明治以降に転居な 各藩の藩士家に伝来した文書を対象にしました。 では、右のような資料残存状況下でどのように調査したかですが、 もちろん藩士は城

書が残っているようです。

来しています。このあたりまでが第一次の調査対象です。肝煎や豪農家伝来の地方文書があり、さらに古い寺社にも文書が伝の近辺にありましたので調査に行ってみました。そのほか、名主・田名部(現・むつ市)などに港があり、結構商売をしていた家がそ田名の、商家に伝来した文書ですが、青森県の鰺ヶ沢、青森、八戸、

郷土史家等の収集文書については、昭和三十年代ぐらいまでは彼のない部分もあるものだと思いました。まだまだ知られたなかで家が代替わりし、家族から資料の扱いをどうすれば良いかたなかで家が代替わりし、家族から資料の扱いをどうすれば良いかた方が、旧藩士の家で蔵を壊す際に文書が出てきて、古紙回収に出た。これは、現在、弘前の市立図書館に結構大きな文庫として所蔵た。これは、現在、弘前の市立図書館に結構大きな文庫として所蔵た。これは、現在、弘前の市立図書館に結構大きな文庫として所蔵た。これは、現在、弘前の市立図書館に結構大きな文庫として所蔵されています。このような幸運な事例もあります。まだまだ知られています。まだまだ知られている。まだまだ知られていました。

をして他地域への流出文書ですが、これらは資料所蔵者の代替わりの際、古本屋などが入ることで外部に流出したりします。今でも古本屋から「青森県関係の資料が出たから購入しないか」といった電話が来たりします。また、コレクターであり古美術商でもある県外の方からも、「これはどうも青森県関係の資料ではないか、ちょっと見てくれないか」といった連絡が来たこともありました。県史高さん事務局で買える資料は購入していますが、購入に至らなくとも情報があれば極力現物を見に行っています。

なお、明治初期に旧藩の文書管理がずさんになった際に流出したなお、明治初期に旧藩の文書管理がずさんになった際に流出したなお、明治初期に旧藩の文書管理がずさんになった際に流出した。日本では、大方は文書蔵で明治十年代まで藩庁日記(御国日記三三〇〇冊、江戸日の文書に精通していて、明治の頃、旧藩の事を知りたい人が訪ねてきて「このような文書はないか」と聞くと、蔵から持ってきて貸しの役人だった方は文書蔵にずっと居て仕事を続けていたらしく蔵中の文書に精通していて、明治の頃、旧藩の事を知りたい人が訪ねてきて「このような文書はないか」と居て仕事を続けていたらしく蔵中の文書に精通していて、明治の頃、旧藩の事を知りたい人が訪ねてきて「このような文書はないか」と聞くと、蔵から持ってきて貸し出すことがあったようです。たまに古本屋などから「なんでこれがここにあるのか」と思う資料が出てきますが、その際に流出したものではないかと思っています。

# 四 県史編さん事業に係る資料調査

#### 1 目 的

っています。ることです。これは県史編さんの大前提です。これを元に調査を行ることです。これは県史編さんの大前提です。これを元に調査を行して記録することで、県民共通の財産として、県史の編さんに資す事業の目的は、県内の歴史資料の存在を明らかにし、分類・整理

## 2 期待される効果等

のですが、災害、地震で蔵が倒壊した、津波で流されたといった例次に、記録することで、亡失や毀損への備えとなります。最近多い分類・整理することで、その後の研究に資することが挙げられます。期待される効果等としては、まず、歴史資料の存在を明らかにし、

ことがあります。。写真などに撮影しておけば、災害で失われても「こがありますね。写真などに撮影しておけば、災害で失われても「ことがあります。 関係を持つことで、資料の散逸等がある程度抑止されます。御当主 がお亡くなりになった時など、資料をどう扱うか相談をいただけるがお亡くなりになった時など、資料をどう扱うか相談をいただける

このように、期待される効果を四点ほど挙げさせてもらいました。

#### 調査の流れ

3

## ①資料所在情報の提供

## ア 市町村推薦調査研究員から

め、当該市町村内の資料所在に係る情報を結構多く持っていました。究員は、各市町村史の編さんに関わった人が多く推薦されていたた究員は、各市町村史の編さんに関わった人が多く推薦されていたた編さん事業開始当初、市町村推薦調査研究員から、担当市町村内

## イ 資料所蔵者本人から

など情報を提供してもらうことができました。記憶され、「蔵を壊したら文書が出てきた」「神棚から何か出てきた」「県史が始まった」ということだけは資料所蔵者におぼろげにでもたため、マスコミ等に何回も取り上げてもらいました。そのため県史編さんは八○年ぶりということで、当初非常に話題性があっ

また、県史編さん事業という窓口が出来たことから、県庁に電話

直接電話が来るようになりました。

直接電話が来るようになりました。と言うと電話交換手の方ですぐに、資料所蔵者からの取り扱いについての問い合わせ等が集まりやすくなっています。窓口があるという便利さは、県史をやってみてすぐなっています。窓口があるという便利さは、県史をやってみてまりがあると重話が来るようになりました。そのようが掛かってきた時も、「古文書」と言うと電話交換手の方ですぐに

## ワ 資料所在市町村から

部局が無い市町村では、単独では調査できません。料の所在調査が可能です。これに対して、資料の所在調査ができるでは青森市が市史編さん事業を行っているので、その延長線上で資資料の所在調査をできれば何も問題はありません。例えば、青森県市町村から情報提供されることも、もちろんあります。市町村で

この場合、県史編さんグループに相談の電話が来ることがあります。市町村単独で資料所在調査ができない事情は様々あるのですが、まず調査担当となる部局の人数が足りないことが挙げられます。青森県た、担当職員の専門が違うといったケースも挙げられます。青森県で、自治体の文化財担当者は考古学が専門の人が多いため、くずし字が読めないなど文献資料の調査や整理等は必ずしも得意ではないという事情があります。そのような事情で、県史編さんグループに相談の電話が来ることがあります。

いる時は、資料所在調査の際に県史編さんグループに連絡が来るこ自治体史編さん中の自治体においては、執筆者が県史と共通して

とがあります。

ですから、調査に必要な人手を集めることも比較的容易です。だいたい対応できます。また、研究者リストを持っているのと同じ報も集まっており、文献資料の調査や整理等の経験も豊富ですから県史編さん事業は、各時代の専門の研究者が集められているゆえ情県のような場合、市町村との合同調査を実施することもあります。

# ②資料の性格及び伝来経路、概数確認

お聞きください。 施している方には、いまさらの話で恐縮ですが青森県の事例として。ここから具体的な調査の流れに入ります。既に資料所在調査を実

れば一人、一○○点ほどであれば三人と見積もりしています。では一人、一○○点ほどであれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員をあれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員をあれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員をあれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員をあれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員をあれば山人、一○○点ほどであれば三人と見積もりしています。

蔵者以外であれば、誰から貰ったのか、どこから買ったのか、入手握します。例えば、藩士だったか、村役人だったか等ですね。原所蔵者、元から資料を持っていた人であれば、資料作成者の職業を把持っていた人か、あるいは貰うか買った人かを明確にします。原所そして、現在の所蔵者が原所蔵者か否か、つまり、元から資料を

実施しています。これは、所蔵者のところに行って話を聞き、資料いこともあります。その場合は、必要に応じて事務局が予備調査を経路と経緯を把握します。しかし、右の情報をなかなか確定できな

その上で、調査をどのように行うか計画を作成します

原本を見せてもらう形で行っています。

## ③調査計画作成

決めます。
決めます。
、所蔵者の方と話し合って資料の借用及び借用期間をは無理であり、所蔵者の方と話し合って資料の借用及び借用期間をお宅で資料が大量にあるという場合は、さすがにその場所での調査お宅で資料が大量にあるという場合は、さすがにその場所での調査は無理であり、所蔵者の方と話し合って資料の借用及び借用期間をは無理であり、所蔵者の方と話し合って資料の借用及び借用期間を決めます。

ます。
ます。
ます。
ます。
とは、調査研究員を選んで決定します。一方、事務局は典籍類(刷り員、調査研究員を選んで決定します。一方、事務局は典籍類(刷りのような補助的作業で必要人数を見積もります。基本的には事務局のような補助的作業で必要人数を見積もります。その場で先生物)の整理や資料撮影等の補助的作業に従事します。その場で先生物)の整理や資料撮影等の補助的作業に従事します。その場で先生物)の整理や資料撮影等の補助的作業に従事します。

合であれば、マイクロフィルムで手間をかけて撮影することもあり手軽に撮影できる資料だけで済ませます。調査時間を長く取れる場撮影等の記録方法ですが、調査時間が短ければ全部は撮影せず、

ます

#### 4調査実施

します。これは基本中の基本です。 資料所在地における実際の調査の流れですが、まず点数の確定を

数を数え直すこともあります。とかし、点数をはっきり区分できる資料であれば確定は容易です。後で時間があれば、一括したものを一点ずつに分けて点で書を見た方は良く分かると思いますが、右のようなものは調査時で書を見た方は良く分かると思いますが、右のようなものは調査時が、手紙類などまとめて一束になっている資料もあります。実際にが、手紙類などまとめて一束になっている資料であれば確定は容易ですしかし、点数をはっきり区分できる資料であれば確定は容易です

次に、資料名の付与、調査カードの作成、資料の封筒詰めに進み次に、資料名の付与、調査カードと資料を封筒詰めしてもいと事務局の職員では手が出ません。そこで、先生方に「誰々の書状」と事務局の職員では手が出ません。そこで、先生方に「誰々の書状」など適切な資料名を付与してもらい、調査カード及び封筒に所要事など適切な資料名を付与してもらい、調査カード及び封筒に所要事など適切な資料名を付与してもらい、資料の封筒詰めに進み次に、資料名の付与、調査カードの作成、資料の封筒詰めに進み

そして、資料の撮影ですが、その場で撮影する場合は仮番号も写しす。カードと封筒に同じ番号を付けた後、カードだけを抜きます。なければ封筒を渡された順番にして仮番号を付与することもありま資料名・形態・年代等で大まかに分類するのですが、大きな変更が事務局は封筒を渡されたところで、資料に仮番号を付与します。

びの調査です。 します。撮影したものは、カードと封筒にその旨を記載します。 というでの調査です。 した資料は、段ボール箱等により長期保管可能な形 というです。 は調査日・調査者(青森県史)等を記入しておき、長 というです。 は、 がりたたみ式箱のワンタッチで広がるもの を用意しています。 これに封筒詰めした資料を、その場で入れてい とかけです。 対筒は特に指定して作成した中性紙製のものを使用し、 は、 は、 での調査です。 での調査です。 での調査です。

### ⑤調査後の処理

資料を事務局に持ち帰った後は、正式な資料番号を付与します。そが手間を掛けない方法で処置しています。パソコンであれば、仮番号が好をのため、後で詳細に検討のうえ分類し正式な番号を付与しています。のため、後で詳細に検討のうえ分類し正式な番号を付与しています。であれば、仮番号がは、現在は仮番号のまま管理することが多く、調査カードの内容をパソコンでリスト化しています。パソコンであれば、仮番号が付与されていても、検索がほぼ可能だからです。現在は右のような手間を掛けない方法で処置しています。

います。私が最初に県史編さんグループに配属された平成八年当時取り扱いが簡便で委員等にも提供しやすい表計算ソフトを使用してベースソフトを使用していた時期もありましたが、現在はデータのするための基礎データとなるものです。リスト化作業には、データするための基礎データとなるものです。リスト化作業には、データなに、県史の最後に「収録資料リスト」を付けますが、これを作成次に、調査カードの内容をパソコンでリスト化します。このリス

したため、表計算ソフトで大概のことは処理できるようになりまし読み込み途中でデータが飛ぶこともありました。現在は性能が向上は、パソコンの性能がまだ低く、長い表を作成すると時間が掛かり、

を借用した場合は返却します。 とのように、リストのみの送付としています。また、資料等を送付します。デジタルカメラ等複製の容易なものは、CD-R等を送付します。デジタルカメラ等複製の容易なものは、CD-R関係委員です。調査に行った先の市町村の方にも、リストと写真関係者へ送付します。関係者とは、資料所蔵者と情報提供者、そし関係を開した場合は返却します。

# 市町村と共同調査する場合の役割等

#### ①市町村

市町村の場合、資料の周辺情報、つまり「資料所蔵者の家はどのような家か」の情報を持っていることは地元の人と話をした方がもらっています。また、地元の人のことは地元の人と話をした方が早いので、資料所蔵者との調整をお願いしています。調査実施の時には、市町村の職員にも資料所在調査のやり方を覚えてもらうためには、市町村の場合、資料の周辺情報、つまり「資料所蔵者の家はどのに、補助してもらうことがあります。

#### ②県史編さん

果のまとめを市町村に提供したりしています。撮影等の補助のほか、調査実施者の確保・調整を行ったり、調査結果史編さんグループ側では、資料所蔵者との調整、調査実施時の

## 五 調査・保管に係る課題等

## 1 資料調査に係る課題

ることをお話します。 ここからは、私が資料の調査や保管に関して常々課題と思ってい

最初に資料調査に係わる課題ですが、資料所蔵者から直接情報提供をしていくの情報共有が十分になされているとは言い難く、県史編さんグループの調査員が入った際に重要な発見があった場合は、市町村とんグループの調査員が入った際に重要な発見があった場合は、スムースに情報提供ができます。しかし、そうでない場合は、市町村との情報共有が十分になされているとは言い難く、県史編さんグループの調査員が入った際に重要な発見があった場合は、スムースに情報提供ができます。しかし、そうでない場合は、市町村との情報共有が十分になされているとは言い難く、県史編さんグループ側にとって反省点となっています。

適切な情報提供が要望になろうかと思います。 適切な情報提供が要望になろうかと思います。市町村側からすれば、 大のですが、現在はできなくなっています。リストなどを市町村に送付してはいるのですが、市町村側が忙しかったり、また担町村に送付してはいるのですが、市町村側が忙しかったり、また担町がに送付してはいるのですが、市町村側が忙しかったり、また担町がに送付してはいるのですが、市町村側が忙しかったり、また担町村に送付してはいるのですが、現在はできなくなっていましたが、平成十五年度に事以前は、資料所在目録を刊行していましたが、平成十五年度に事

## 2 資料保管に係る課題

## ①収納スペースの問題

資料保管に関して、青森県の県史編さんグループではかなり苦労 というと、収納スペースが、現在、全くないに等しいからで なぜかというと、収納スペースが、現在、全くないに等しいからで なぜかというと、収納スペースが、現在、全くないに等しいからで なぜかというと、収納スペースが、現在、全くないに等しいからで は意点を伝えて、なるべく劣化や物理的破損を軽減してもらいなが いように定期的に防虫剤を入れ替えてもらっています。そのような は意点を伝えて、なるべく劣化や物理的破損を軽減してもらいなが に関して、青森県の県史編さんグループではかなり苦労

全部が収納できるかどうか、ぎりぎりの状況です。を備えた部屋を庁舎内に一室確保しています。県史編さんグループを備えた部屋を庁舎内に一室確保しています。県史編さんグループを備えた部屋を庁舎内に一室確保しています。県史編さんグループルーでしています。県史編さんが現在入っている庁舎を建てる時に専用に作ってもらいました。たが現在入っている庁舎を建てる時に専用に作ってもらいました。たが現在人間では、独立空調や床補強等の設備と部が収納できるかどうか、ぎりぎりの状況です。

す。

なるべく資料を地元から外に出さないことを考えておりまけ、受け入れを打診しています。これも市町村に郷土資料館など供し、受け入れを打診しています。これも市町村に郷土資料館など供し、受け入れを打診しています。

収納スペースがある県立郷土館や県立図書館等の資料収蔵機関と相もちろん市町村にも事情があるので、現地保存が困難な場合は、

出させないようにしています。 談して最終的な受け入れ先を決定しています。とにかく県外には流

と県立図書館しかありません。
青森県には公文書館がないので、文書を収納できるのは県立郷土館寄贈寄託者に対して申し訳ないため、基本的に受け入れていません。しかし、段ボール箱詰めで収蔵庫の中に積んだままにしておくのは県史編さんグループに資料保存をお願いされることもあります。

#### ②劣化の問題

ていますので劣化の問題が重要になってきています。にしていますが、古本屋から資料が出た場合、緊急避難的に購入し県史編さんグループでは寄贈寄託資料をあまり受け入れないよう

県史編さんグループでは、基本的に資料の修復はしていません。 で、一部には状態の悪いものもありますが、虫損や水損等による物理的破損が多い状況です。近世の文書の場合、和紙であり意外と強いので、一部には状態の悪いものもありますが、虫損や水損等による物理が出が大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣すれば大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣中れば大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣中れば大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣中れば大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣中代以前の文書の多くは酸性紙を使用していたため、用紙そのものが触っただけで崩れる状態になる危険性があります。

です。これらが付いていると、文書を傷めることおびただしく、錆近現代の文書で非常にたちが悪いのは、ホチキスの針とクリップ

りします。 性紙の場合、 によって紙と紙が貼り付き、剥がせなくなったりします。さらに酸 無理に剥がそうとすると、その箇所から一気に崩れた

ックのインクは強いようですが、普通の黒インクや赤インクは日光 で褪色します。特に赤インクで書かれた文字はどんどん消えていき また、インクも日に当たるとどんどん薄くなります。ブルーブラ

間々ありました。県史の対象範囲で要注意はジアゾコピーまでです ます。感熱紙は五年くらい経つと見事に文字が消えてしまいます。 体を綴じ込んでいます。青森県の場合も、このような例が結構あり たものを綴じ込むようになりました。しかし、初期の頃は感熱紙自 当たると褪色します。さらに一九八〇年代後半から出た感熱紙です ○年保存文書でも、感熱紙が綴じられ中身が何も読めないことも この他、図面などで使用されたジアゾコピー(青焼き)も日光に 現用文書にはかなり危ないものがあります。 ワープロ文書に結構使用されました。これも普及が進んだ頃に 経年劣化による褪色で長くは保たないことが分かり、コピーし

チックが酢酸か何かで劣化し非常に脆くなるためです。これも、 れていたことで、知っている人は知っているのですが、古いフィル ガーシンドローム」による劣化があります。これは昔から問題視さ 実際は湿度調整が悪いとすぐにカビが発生します。この他、「ビネ ムがパリパリになって崩れていく現象です。フィルム材質のプラス 次にフィルム類ですが、余り劣化しないと考えられていますが、

> うです。 ィルムを中性紙製の帯などで巻けば防止できると言われています。 フィルムは劣化に強いと言われていても、必ずしもそうではないよ

RやDVDに保存してあるから大丈夫と考えるのはちょっと危険か について情報の蓄積がまだまだ少ない状況です。ですから、 使用され始めたのが二○年ほど前で、今後どのような形で劣化して な、 いくのか良く分かっていません。最近の新しい記録媒体は、保存性 めないどころか、かなり消えています。CD-Rについては、広く ラスチックが劣化します。また、磁気記録媒体の磁気も劣化します。 れています。しかし、テープやディスクを形成する物質、つまりプ なり、使用機会も増えてきたため、県史編さんグループでも受け入 ます。現在では、 一○年前のフロッピーディスクが現在読めるかというと、意外と読 各種記録媒体、 と個人的に思っています。 紙媒体よりもデジタル媒体の方が、容量も大きく 特に磁気記録媒体、CD-Rなどにも問題があり

## 3 収集資料の公開・活用に係る課題

は、 に話しているのが「県史編さんのため」だからです。資料所蔵者に ません。なぜかと言うと、事業と資料収集の目的として資料所蔵者 青森県の県史編さん事務局は、基本的に資料の公開機能を持ってい 何も問題は無いのですが、持っていない県では問題が出てきます。 課題です。公文書館など収集資料の公開・活用の場を持っていれば 収集資料の公開と活用をどうするかは、 写真を撮影するといった目的外利用は説明していないので「勝 青森県史編さんに特有の

め、公開体制が構築されていないわけです。手に公開した」と言われてしまいます。公開を目的としていないた

ます。

ます。
とは言え、「県史で使った資料を当方でも使いたい」という希望とは言え、「県史で使った資料等取扱要綱」という内規にが出てきた場合、「青森県史編さん資料等取扱要綱」という内規にではます。人権等も勘案して、許可の当否を判断しています。そしています。人権等も勘案して、許可の当否を判断しています。そいます。人権等も勘案して、許可の当否を判断しています。で使用希望者には、原資料所蔵者に対して転載する事情を説明したい」などの申し出があれば、県史編さん資料等取扱要綱」という内規にが出てきた場合、「青森県史編さん資料等取扱要綱」という内規にが出てきた場合、「青森県史編さん資料等取扱要綱」という内規にが出てきた場合、「東東で使った資料を当方でも使いたい」という内規にが出てきた場合、「東東で使った資料を当方でも使いたい」という希望とは言え、「県史で使った資料を当方でも使いたい」という内規に

## ①記録媒体の再生機器の問題

イブについても、再生機器の問題があります。現在のパソコンでは、 とデオやVHSビデオなどは、現在では、ビデオデッキすらなくなってきているので、テープは残っていても再生手段がない事態になるわけです。オープンリールテープについては、ビデオデッキすらなくなビデオやVHSビデオなどは、現在では、ビデオデッキすらなくなどです。するが、まと、フロッピーディスクドライブやテープドライブについても、事生機器を既に捨ててしまった」「県史編さん事務局も持いても「再生機器を既に捨ててしまった」「県史編さん事務局も持いていない」などの状況です。八ミリや一六ミリフィルム等の再生機器も、昔は視聴覚室にあったものですが、県史編さん事務局では機器も、昔は視聴覚室にあったものですが、県史編さん事務局では機器も、昔は視聴覚室にあったものですが、県史編さん事務局では大ブについても、再生機器の問題があります。現在のパソコンでは、というには、世代交代も激しい状況です。現在のパソコンでは、というには、世代交代も激しい状況です。現在のパソコンでは、というには、世代交代も激しいます。

> 再生できなくなります。 再生できなくなります。 再生機器の部品等が調達できないと、現在収集した資料も でいるだけです。「このフロッピーディスクに入っているんだよ」 と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思いま と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思いま と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思いま と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思いま と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思いま できなくなります。

替えもできず困った状況になっています。
ん。新しいリーダーも持ってはいるのですが、古いリーダーは買い常に古いものしかなく、故障した際に取り換え用の部品がありませ相当所蔵しています。ただ、マイクロフィルムを読むリーダーが非実は、県史編さん事務局では資料を撮影したマイクロフィルムを

# ②電子ファイルの取り扱い環境の問題

電子ファイルについて、それを取り扱うことが出来るソフト等がなければ、何も用が足らないことは日々実感されていることです。なければ、何も用が足らないことは日々実感されていることです。なければ、何も用が足らないことは日々実感されていることです。なばずであり、そのまま放置されることは明々実感されていることです。電子ファイルについて、それを取り扱うことが出来るソフト等がなはずであり、そのまま放置されることは無いと思うのですが、問意については、基幹業務なのでパソコンを新しくする際に移行された文書に関してのことですね。また、メインフレーム上の電子的記録については、基幹業務なのでパソコンを新しくする際に移行されるはずであり、そのまま放置されることは無いと思うのですが、問意はずであり、そのまま放置されることは無いと思うのですが、問意はずであり、そのまま放置されることは無いと思うのですが、問意によっているによりにより出来るソフト等がなければ、何も用が足らないことは無いと思うのですが、問意によっている。

# 題の一つとして一応挙げました。

# ③記録媒体の取り扱いスキルの問題

機械等があっても、それを使える技術を有した人間がいなければ 機械等があっても、それを使える技術を有した人間がいなければ 大きな問題です。

問題になると個人的に思っています。 のの問題ではなく、古い再生機器を持っている所すべてにとっているようになった頃には他の部局に異動して居なくなるわけです。 でみないと操作法は覚えられないものです。これは、県史関係ばいてみないと操作法は覚えられないものです。これは、県史関係ばいのでかいと操作法は覚えられないものです。

なるか分かりません。替りになるものは何か。電子ファイルであれないかと個人的に感じています。例えばDVDにしても、いつどうる技術がある間に、再生可能な代替物を作成する必要があるのではまとめですが、紙資料以外の資料については、互換性や再生でき

るようにする技術は、必ずどこかで作ってくれます。できないように作られた電子ファイルはまずありません。変換でき情報を他の記録媒体に変換しておけば良いわけです。他媒体に変換ば、すぐに使えなくなることはないので、再生できる間にきちんと

なく大きな課題になっていると思います。 その際生ずる課題ですが、膨大な情報をどうやって他の記録媒体 その際生ずる課題ですが、膨大な情報をどうやって他の記録媒体 です。 これは、紙媒体にも共通の課題として挙がってきます。 記録媒体の変換に関しては、今後、私が退職する頃までには、 間違いなく大きな課題になっていると思います。

で見せられるのであれば、それが一番手軽で確実だろうと思います。不変進んでいて、「紙はもう駆逐されるんだ」「ペーパーレスになるんだ」と一部で言われていましたが、実際のところは紙の文書がどんどん増えています。パソコンで簡単に文書を作成できるようになったため、これを印刷した結果、以前よりも紙文書が増えたわけでったため、これを印刷した結果、以前よりも紙文書が増えたわけでったため、これを印刷した結果、以前よりも紙文書が増えたわけで見せられるのであれば、それが一番安全に保存できる記録媒体と思わて見せられるのであれば、それが一番安全に保存できる記録媒体と思わるのように考えると、紙が一番安全に保存できる記録媒体と思わるのように表す。

## ハ 今後の収集資料について

学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。 学事課は、私学助成関係を扱っていました。

す。
さんグループが収集資料を扱う場所になるのではないかと思いまっきりと確定していません。現在のところは、情報公開室と県史編りしていない状況です。なんといっても、公文書館の設置場所がはこのように、青森県では、収集資料をどのように扱うか、はっき

文書なので、現在の公文書に関する照会には回答できます。しかし、のうち購入したあるいは寄贈されたもの以外は、扱いを原所蔵者にいう資料はないですか」との照会が来た時に対応できる人員を配置いう資料はないですか」との照会が来た時に対応できる人員を配置いう資料はないですか」との照会が来た時に対応できる人員を配置のうち購入したあるいは寄贈されたもの以外は、扱いを原所蔵者に加えて、資料は公開を前提として収集していないので、収集資料加えて、資料は公開を前提として収集していないので、収集資料

ければ良いと思います。 世中的文書を所蔵していてもその内容に詳しい人間が居ない状態に 歴史的文書を所蔵していてもその内容に詳しい人間が居ない状態に 歴史的文書を所蔵していてもその内容に詳しい人間が居ない状態に 歴史的文書をができた際に、現用文書担当の職員だけが配置されれば、

## おわりに

展をお祈りしまして本日の基調講演を終わります。展をお祈りしまして本日の基調講演を終わります。青森県の歴史資料調査についての実例と思いますが、ご参考にしていただければと思います。青森県に特有の事情もあるので、秋田県の皆様にはあてはまらない点もあるかと思いますが、ご参考にしていただければと思いらない点もあるかと思いますが、ご参考にしていただければと思います。本日お集まりの皆様のご活躍と秋田県公文書館の益々のご発展をお祈りしまして本日の基調講演を終わります。

# 岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業

#### じ め に

は

していない。 にしているが、家老就任の元禄十四年(一七○一)までしかカバー 孝A論文(以下「伊成A」)は本稿と同じように「元朝日記」を基 岸論文であるが、主に「国典類抄」を基にしている。また、伊藤成 考が出されている(巻末関係論文参照)。最もまとまったものは根 元禄・宝永期の秋田藩の修史事業に関連して、すでにいくつかの論 岡本元朝及び 「岡本元朝日記」(以下「元朝日記」)については、

老の日記と進み幕末まで辿り着いた。

全六四册のリストがあるが、欠本分はほかに元禄十二年(一六九九 成Aの解説を参照してもらいたい。なお、伊成Aには「元朝日記 七から九月が欠けていることを補記しておく。 岡本元朝の事績や岡本家及び「元朝日記」についての詳細は、 伊

刊された「御亀鑑」江府編五巻のあとを受けて、 係が行っていた事業を引き継ぎ、「国典類抄」全一九巻に続いて発 ところで、当館の翻刻本刊行事業は、秋田県立秋田図書館古文書 平成五年の開館以

> 佐 藤 隆

来、 日記、天保十二年(一八四一)から明治元年(一八六八)までの家 化十二年(一八一五)から天保十年(一八三九)までの御相手番の 藩主義敦までの儀礼及び記録集、九代藩主義和の公譜の引証本、文 綱日記」全八巻と続いた。対象の年代としては、初代義宣から八代 「御亀鑑」秋府編二巻、「渋江和光日記」全一二巻、「宇都宮孟

とが出来るようになった(原本照合による点検作業を継続中)。 うち「北家御日記」は翻刻原稿を入力した翻刻本を閲覧室で見るこ 以外には「北家御日記」・「野上陳令日記」ほかとなっている。この 現在、翻刻が終わっていて刊行されていない資料は、「元朝日記

時代が重複していたためすぐに刊行はせず、時代の連続性を優先さ ともに藩政確立期の二大資料ともいえる、元禄・宝永期の「元朝日 孟綱日記」に続く刊行事業を検討するに当たり、慶長・寛永期の せて「御亀鑑」以下の刊行順位を選定してきた。しかし、 「梅津政景日記」(『大日本古記録』で翻刻済、以下「政景日記」)と 「国典類抄」につづく翻刻本の選定の際に、「元朝日記」は扱う 「宇都宮

らの翻刻本刊行事業の対象を「元朝日記」とすることとした。記」を翻刻で提供する事に非常に意義があることから、再来年度か

本稿は、次期翻刻刊行予定の「元朝日記」についての解題を意図本稿は、次期翻刻刊行予定の「元朝日記」の記述を基に跡づけ事業であった修史事業について、「元朝日記」の記述を基に跡づけることを目的とする。したがって関係論文については、巻末に註記ることを目的とする。したがって関係論文についての解題を意図本稿は、次期翻刻刊行予定の「元朝日記」についての解題を意図

## 元禄十四年までの修史事業

記」そのものを見ていくことの意義が、このことからもわかるであいます。元禄十年(一六九七)に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、「元朝日記」のほかに、「元朝日記」がある。これらの資料に記された修史事業に関わる記事に、伊成Aの修史事業の内容をあわせて年表にしたものが表1である。左から「元朝日記」本文は翻刻文を載せ、とれ以外は大意をまとめてある。「元朝日記」本文は翻刻文を載せ、とれ以外は大意をまとめてある。「元朝日記」本文は翻刻文を載せ、とれ以外は大意をまとめてある。「元朝日記」本文は翻刻文を載せ、とれ以外は大意をまとめてある。「元朝日記」本文については、かるの省略したが、それでも表1からは、日記本文を見ていくと修史本書に関わる資料は、一元禄十年(一六九七)に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、元禄十年(一六九七)に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、元禄十年(一六九七)に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、元禄十年(一六九七)に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する資料は、元禄十年(一六九七)に対する。

としての位置づけとなる。ろう。「国典類抄」や「元朝日記抄」はあくまでも副次的な編纂物ので、「国典類抄」や「元朝日記抄」はあくまでも副次的な編纂物

までの範囲とした。朝の家老就任までしか扱っていないので、比較のため便宜的にそこ朝の家老就任までしか扱っていないので、比較のため便宜的にそこそして、本節では伊成Aの対象とする範囲が元禄十四年の岡本元

纂されたことは間違いない。

「元朝日記抄」には「秋田藩政庁章」の印があり、藩政期に編め「元朝日記抄」が編纂された時点では存在していたことになる。分を欠いているが、「元朝日記抄」には元禄十一年分が含まれてお

の関係者を排除するといった理由等で) 岡本家の資料がはずされているかといえば、御文書纏というテーマであれば「元朝日記」が真っれている。「元朝日記」の信憑性や何らかの意図ではなく、むしろれている。「元朝日記」の信憑性や何らかの意図ではなく、むしろれている。「元朝日記」の信憑性や何らかの意図ではなく、むしろに、前日記が」を編纂したのではなかろうか。そう考えれば、「元朝日記抄」と「国典類抄」の編纂者が元禄期の修史事業とは別個に、しかも「国典類抄」の編纂者が元禄期の修史事業記抄」と「国典類抄」の編纂な同時期かそれほど遅くない時期とない。編纂者も「国典類抄」の編纂者と同じと考えてよいと思われる。

「岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業

とが「元朝日記」からわかる。 とが「元朝日記」からわかる。 
とが「元朝日記」からわかる。 
とが「元朝日記」からわかる。 
とが「元朝日記」からわかる。 
とが「元朝日記」が良われる。 
の事績について「政景日記」を吟味していることがわれており、元禄十二年に江戸からの仰付により三月四日に役れをして関係箇所を書き抜いている。その後も自宅において記載された年ごとに書き抜いている様子や、境争論に関係して「政景日記」を参照している様子が読み取れる。 
現在欠本となっていることがわれた年ごとに書き抜いている様子や、境争論に関係して「政景日記」を 
の事績について「政景日記」を吟味している。 
に対している様子が読み取れる。 
現在欠本となっていることがわかる。

当時から重要な記録として扱われていたことがわかる。以上から、「政景日記」と「元朝日記」とが秋田藩政においても

寄贈されたと考えた方がよいと思われる。
 寄贈されたと考えた方がよいと思われる。
 「元朝日記」の伝来について羽生氏熟の寄贈によることから県庁に伝来したものと推定している。しかし、明治初年に藩庁から県庁に反素が引き継がれる際に、個人の日記はその家に返却された例から見ると(「政景日記」は梅津家へ返却され梅津家から県立秋田図書館へ寄贈されている)、「元朝日記」も岡本家へ返却され明治になってから県の役人であった羽生氏熟の寄贈によることから、伊成名では羽生氏・

の淵源もここに求められている。

する記事は、元禄九年(一六九六)十二月十五日の古文書提出命令さて、表1に示したとおり、伊成Aで扱われている修史事業に関

下に跡づけることとする。
が挙げられている。しかし、それ以外に「元朝日記抄」や「国典類細に修史事業に関する記事があり、また「元朝日記抄」や「国典類が挙げられている。しかし、それ以外に「元朝日記」にはさらに詳から元禄十四年十月十五日の元朝の家老就任まで、四二エピソード

元禄の修史事業は、「国典類抄」によると元禄九年八月の覚と、元禄の修史事業は、「国典類抄」によると元禄九年八月の覚と、京田田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元大和田時胤と中村光得の常と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道と、大和田神道を表示している。

元禄十一年分の「元朝日記」は現存しないが、「元朝日記抄」に

示しておいた。 文書纏め関連の記事が八つ残されており、その内容を表2の最初に

文も提出された。

文も提出された。

京は、羽生惣右衛門以下五名が物書となり文書所が拡大された。

京は山伏まで)、

証文や古き書付の提出の対象を拡大で、

八月四日には町人百姓に対して、同月二十五日には諸寺諸社をで、

八月四日には町人百姓に対して、同月二十五日には諸寺諸社を

で、八月四日には町人百姓に対して、同月二十五日には諸寺諸社を

で、八月四日には町人百姓に対して、同月二十五日には諸寺諸社を

で、八月四日には、羽生惣右衛門以下五名が物書となり文書所が拡

という体制が出来たと思われる。
佐竹系図編纂チームと、木村松軒を中心とする義宣家譜編纂チーム義宣家譜の編纂に入っていく。中村光得・大和田時胤を中心とする、十二月六日には儒者の木村松軒が御文書所御用を仰せ付けられ、

現存、義宣家譜は十冊といわれている)が出来たようである。え義光家譜から義宣家譜までの原型(義光から義重までが十二冊が拾壱冊」を役所へ持参したとあり、系図作成が先行しているとはい

り、御文書所への証文の集中管理が行われるようになった。前へ提出していた証文や系図を御文書所へ戻す作業が行われてお十月六日の元朝の家老就任に伴い、同月二十七から三十日には御

# 二 元禄十五年から正徳二年までの修史事業

の四件のみである。の四件のみである。
の四件のみである。
の四件のみである。
の四件のみである。
の四件のみである。

こととする。 2をもとに「元朝日記」本文と比較して修史事業を以下に跡づける次に詳しいのは「元朝日記抄」で、その内容は表2に示した。表

朝日記」では「御文書所控に有り因不記」などの表現により詳細が「元朝日記抄」の記載のみをまとめた。ただし家老就任以後は、「元献を跡づけたが、元禄十五年以降もそのような形で日記本文はさらなお、表1では伊成Aとの比較から詳細に「元朝日記」本文の記

省かれている場合がある。

記事が増える。表2にはない記事を挙げると次のようになる。 元禄十五年からは、証文吟味が本格化するため、それに関連した

れる。

り申し渡す(十一月二日)、 あるため石に改めたい旨の申し立てがあり御文書所で吟味し願の通 付ける (十月九日)、 出されたため以後は御会所で支配町奉行によって吟味する旨を申し が提出した証文と系図に相違があるため申し渡したところ訴状が提 脚に封をして差し上げる(九月二十一日)、久保田浪人の岩屋団斎 目付衆から仰せ渡された書付を吟味して二ヶ所書き直させるよう飛 月七日)、下山田新五郎へ義宣・義隆の御官位書付を差し出すよう 返納し文徳実録を拝借する(九月六日)、水戸家から借りた鎌倉草 た人国記を御会所で返す(閏八月四日)、秀吉公家譜を御文書所へ 分を御文書所へ返納する(八月二十九日)、小野崎権太夫から借り 鮮書物の懲毖録を照合する(八月十七日)、政景日記の寛永三年の 写して御会所で渡す(八月九日)、朝鮮出兵について太閤家譜と朝 て返納する(七月十七日)、岡半之丞差出の義宣控書を御文書所で り返された家中の証文に添えた書付を披見し「存当」を口上書にし 大草紙・同年中行事・同大日記を返し日本後記を取り寄せる(十一 に仰せ付ける(九月十九日)、義宣・義隆の官位等について江戸大 能代御証拠帳へ自宅で印判を押す(二月二十八日)、御文書所よ 同大日記・同年中行事を御文書所で写し本書を江戸へ送る(九 武士三郎右衛門から古い証文に武石と名字が 御文書所から取り寄せて確認した鎌倉

た、元朝自身も様々な資料を取り寄せ直接吟味している様子も窺わ作成された書物はすべて元朝の吟味を受けていることがわかる。ま月十二日)、などがある。御文書所で直接指揮している場面もあり、

○ 「大」 「「大」 「「大」 」」
 ○ 「大」 「「大」 」」
 ○ 「大」 」
 ○ 「「大」 」
 ○ 「「大」 」
 ○ 「「大」 」

所の機能も改められていく転機にあたっていた。 十一月から御文書所役人としての活動が見えるようになり、御文書修史事業を引き継ぐことになる吉成藤兵衛が、宝永四年(一七○七)リードしてきた大和田時胤が死去し、のち元朝死後に中村光得から宝永二年(一七○五)一月二十日には中村光得とともに文書所を

十七冊が御文書所から提出されている。衆系図の下書七冊も出来ている。翌三年七月十八日には御分流系図八冊が御文書所から元朝に提出され、同年十二月十四日には御分流修史事業の成果としては、宝永二年八月十四日には義宣公御伝記

送っている)。それより前、同年九月二十一日には「御家中家々文家中諸士之系図も吟味済」とある(それらは十月二十五日に江戸へまて之考吟味相済」、「御家中御系分之衆へ被下候御証文出来」、「御宝永五年(一七〇八)十一月二十四日には、「義光様より義宣様

や吉成藤兵衛ほかに褒美が下賜され、元朝が御文書(所)支配を御 書」の原型が出来ていることがわかる。三月二十七日には中村光得 という字句も見える。そして翌六年の二月二十九日には 而今日渡候也」とあり、 書御前へ被召上分又家々二所持之通実正候証拠へ御文書所印為押候 士家蔵証文御記録ニ留候通証文御判遣候」とあり、「秋田藩家蔵文 (青印)を押していることがわかる。十二月十九日には 中村光得も御役御免となった。 証文に実正である証拠として御文書所印 「御家中諸 御青印

えた。宝永六年のこのあとと同七年のその後の状況は表2にあると おりである こうして元朝を中心とした元禄・宝永期の修史事業は一段落を迎 免となり、

家の座格に関して御文書所の古記録を吟味した記事、 五年提出の国絵図の訂正に関する記事、七月に御苗字衆の南家と西 ないが、そのほかに一月に御判物改に関する記事、三月には元禄十 宝永八年(正徳元年)は表2には五・六・十月の三つの記事しか 等がある。

に見られるような日記や覚書等を対象とし、それらを参考資料とし った。そのため収集される資料は証文の原本ではなく、「国典類抄 の本文と引証本を別個に作成する形となり、編集方針が大きく変わ れており、義隆家譜と義処家譜の編纂が始まっている。義隆家譜以 (義隆) 代と徳雲院 元朝が死去した正徳二年は、七月五日に御条目が出され、鑑照院 本文に様々な根拠となる資料を織り込むのではなく、 (義処) 代の日記や覚書の本書の提出が命令さ 編年体

> 譜 て羅列する形となった。 の引証本である。 ちなみに前述の通り「御亀鑑」 は 「義和公

譜を書き継いでゆくという形で受け継がれていくことになった。 岡本元朝に始まる秋田藩の修史事業は、 藩主の代替わりを機に家

## Ξ 岡本元朝日記に見る元禄・宝永期の世相

きるトピックス的な出来事をテーマ別に表3にまとめた。 修史事業関連以外の記事として、この時期の世相を見ることので

主と元朝の微笑ましい交流の様子が窺える。 たという話題で盛り上がったあとに藩主から勧められたもので、 をごま油で煎じて「唐らう」を入れて練るとある。頭髪が薄くなっ 舟越伊与守殿秘伝の「毛生びんつけ」で、「さんれん草」という草 例えば、一番最初の「毛生え薬」のエピソードは、江戸旗本衆・

永の富士山噴火がある。 [元朝日記] の期間中の全国的な出来事としては、 赤穂事件と宝

ない中で、 噂や吉良義央の人物評(「日比かくれなきおうへいノ人、手ノ悪キ て興味深い 刃傷事件の原因として増上寺の畳張り替えの一件ではないかという 赤穂事件については、 物ヲ方々よりこい取被成候事多候」)など、同時代の資料が少 江戸からの伝聞とはいえ、当時の一つの見方を示してい 国元への第一報が十日後には届いており、

ど臨場感あふれる記事が続いている。始まり、十一月二十三日からの噴火については「富士山焼け候」な火の一月前の西日本を中心とした地震(大坂の死者一万六千人)に宝永四年の富士山噴火は、元朝が江戸滞在中に起こっていて、噴

また、生類憐れみの令に関連して、犬の死の話題が多く取り上げられている。例えば、犬を死傷させた旗本が成敗され「無心元大切られている。例えば、犬を死傷させた旗本が成敗され「無心元大切と事」と述べている(元禄十五年十一月三日)。 久保田においても、大の死には検使を派遣しており、傷の状況によっては念入りに調査している様子が窺える。例えば、元禄十五年一月八日には富岡忠右臣後の十二日は、岡三郎兵衛屋敷で尾に傷のある犬が死んでおり検信よって異状がなかったため埋めることが出来た。同年十一月十日には矢野弥太郎屋敷の草履取菊助が脇差で犬を殺して詮議を受けている。法令の発布者である綱吉の死に際しては、江戸表での犬の怪我を報告しなくてよいことや中野の犬小屋を不用としたことをの怪我を報告しなくてよいことや中野の犬小屋を不用としたことをの怪我を報告しなくてよいことや中野の犬小屋を不用としたことをの怪我を報告しなくてよいことが開連して、犬の死の話題が多く取り上げ

根川普請御手伝などがある。 秋田藩に関係する出来事としては、義処の死去、国目付訪問、利

文で分析している。日記の記載は表3を参照のこと。特に利根川普請は家老の梅津忠昭を普請奉行とし、伊藤成孝B論

獣が出た(元禄十四年七月十六日)、秋田で光り物が飛んだというそのほかのエピソードとしては、江戸に「しわう」という人食い

### おわりに

五代藩主義峰代に、享保五年に系図が完成して文書所役人に褒美下が記載されているが、その内容をまとめると概ね次のようになる。ためを参照してもらいたい。享保五年(一七二〇)一月十一日からたが記載されているが、その内容をまとめると概ね次のようになる。に、親続する。その後の動きは「国典類抄」にあるので、詳しくはそは継続する。その後の動きは「国典類抄」にあるので、詳しくはそに、明日記」の記載が終了する正徳二年以降も秋田藩の修史事業

あり記事は終了する。 美が下された。その後、 譜の追加分や佐竹系図・引証本・諸士系図などが完成し関係者に褒 に記録類が御右筆所から金之間へ移され、ついで翌十二年に佐竹家 五 が下され修史事業は一応の終了を迎える。さらに、享保十年(一七 に御文書所が本丸に移されて御記録方と改められ、翌十一年 元文元年の藩主による佐竹系図等の御覧が

た遺産といえるのではなかろうか。 それらもまた見方を変えれば、岡本元朝が現代の我々に残してくれ の成果は数百年の時代を越えて、現在当館で資料として閲覧できる。 つづいて義和代の「国典類抄」編纂、「佐竹家譜」の代々の書継 (十代義厚家譜まで)、文化年間の家士の系図の整理等へと進み、そ 岡本元朝が秋田藩の修史事業に与えた影響は大きい。修史事業は

の世相や藩の内情を伝える貴重な資料といえるのである。 書」の成立に関わる記載、 「岡本元朝日記」は、 秋田藩の修史事業の詳細や「秋田藩家蔵文 そのほか幕藩制の確立期である元禄時代

(古文書班 さとう たかし)

・伊藤成孝B

#### 〈関係論文〉

市村高男「いわゆる「秋田藩家蔵文書」についての覚書

(『小山市史研究』三 一九八一年)

根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」

(『栃木史学』 第五号 一九九一年

伊藤勝美A「「佐竹家譜」編纂に関わる若干の史料

(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年

・伊藤勝美B「「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

(『秋田県公文書館研究紀要』第二号

・伊藤勝美C「「秋田藩家蔵文書」の成立の過程

(『秋田県公文書館研究紀要』第三号 一九九七年

・伊藤勝美D「秋田藩の諸士系図について」

(『秋田県公文書館研究紀要』第四号 一九九八年)

鈴木満「「秋田藩家蔵文書」考」(『秋大史学』四四 一九九八年

加藤昌宏「「元禄家伝文書」に関する一考察

(『秋田県公文書館研究紀要』第六号 二〇〇〇年)

佐藤隆A 「秋田藩の系図史料について

-系図史料の整理と系図目録の編纂―」

(『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年)

· 伊藤成孝A 「岡本元朝と家譜編纂事業について」

(『秋田県公文書館研究紀要』第十三号(二〇〇七年)

「宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請

「岡本元朝日記」の分析を通じて―」

《『秋田県公文書館研究紀要』 第十四号 二〇〇八年

· 佐藤隆B 「秋田藩家蔵文書と「戦国時代の秋田」

(『秋田県公文書館研究紀要』第十七号 二〇一一年)

表 1 秋田藩の修史事業 (元禄 9 ~14年)

和曆	西曆			史事業(元禄 9 ~14年) 岡本元朝日記	元朝日記抄	国典類抄	伊成A論文
元禄 9	1696	10	17			大和田時胤・中村光得を常陸へ派遣	
		12	6			江戸より家中諸士系 図証文写を差し上げ るべき由あり	
		12	14			向庄九郎より八月付 け回文あり、文書差 出命令・家譜調査依 頼あり	
		12	15	今日孫太夫殿より御家中古事之覚書等う つし可指上旨被仰渡			古文書の提出命令だ 江戸から来る
元禄10	1697	6	6			大和田時胤が常陸調 査を終わり江戸から 帰る	
		7	28	今日於御前疋田斎殿ヲ以御系図御証文御 下り候迄拙者ニ調可指上旨被仰付	岡本又太郎に御旧記の事 を仰せ付ける	岡本又太郎に御旧記 の事を仰せ付ける	岡本元朝が御文書 奉行に就任、家老京 田定盛が系図証文 吟味を命じる
		7	29	今日与左衛門所へ見舞昨日被仰付之儀し らする物書之事御系図調所之事相談			中村光得に御系図記 所の事を相談する
		8	1	今日中村与助大和田内記御証文調之役被 仰付也	中村与助・大和田内記に 御証文調役を仰せ付ける		中村光得と大和田 胤が御証文調之役を 命じられる
		8	3	今日御証文寄合始拙宅へ大嶋小助中村与 助大和田内記□出ル			元朝私宅で御証文で 合が始められる
		8	5				元朝が御相手番勤者 御免となり文書改り 専念する事になる
		8	6		此中毎日御書物を見る、 物書三人を仰せ付ける	御家中諸事証文等御 調を岡本又太郎へ調 頭を仰せ付け安楽院 で調査する	物書に湊孫十郎・I 崎半九郎・滑川半- 郎の三人が任命される
		8	9		中村与助弟万助を物書に 雇う		中村光得の弟万助: 物書に加わる
		8	10	今日大和田内記中村与助物書二は湊孫十 郎山崎半九郎中村万助滑川半十郎呼寄也			安楽院の物書役所· 入用の物を請け取
		8	12		役所御番足軽三人を昼二 人・夜四人に増やす		役所御番の足軽を 人から昼二人・夜 人に増員
		8	13	今日安楽院役所始故拙者も罷出昨日従御納戸被出置与助内記請取たる御系図御証 文其外御かけすずり二入たる御書物と也 少々見聞まづまづこの度常州より御途 遊び候御書物ともうつし可申よし申渡	安楽院役所始め		安楽院役所で常州。 り借りた書物を写 よう申し渡す
		8	16			再び文書提出命令 (覚) あり	古文書の提出を再 命じる、月6回の 定日に元朝私宅に 出
		8	20				物書の滑川半十郎 辞退し代わりに杉 藤七が任命される
		8	21	今日御用故中村与助大和田内記物書杉村 藤七来ル方々より少々証文出ル			
		8	25	今日佐竹左衛門殿より屋しき番を以テ証 文さし出さる御窺也			
		9	24	今日大和田内記御家中証文日切二為写役 所へ持参			
		9	26	今日在所御用日故大和田内記湊孫十郎出 て証文共請取置なり			元朝が用事のため 和田内記と湊孫十! が私邸で証文を受 取る
		10	1			御家中之系図証文等 は奉行岡本元朝・大 和田時胤・中村光 得・物書士五人	家中系図や証文等 吟味の目的は家譜( 編纂であること
		10	26	今日御用日・・・今日二て会日延引しかし証 文未出方多数故来月も日定無之ハ成まし きと相談ス			
		10	29	今昼中村与助来ル、来月ハ十六日廿六日 ヲ定証文請取由窺ニ来ル也			16日26日を証文請 日と定めて結果に いて会合すること。 する
		11	1				藩主側近の大嶋小町から元朝を通してま 中へ三たび古文書の 提出を命じる

元禄10	1697	11	30	去廿六日大嶋小助ヲ以御家中へ証文再触	物書五人が安楽院の役所		
プロネエリ	1001	11	00	ノ儀拙者直々可申渡よし被仰付 御家中へ拙者所二て再御ふれ可仕由・・・	へ出る		江戸在番・所預は屋
		12	16	今日町々より呼出候で申渡在江所持衆へ ハ屋しき番ニ申渡此方御一門御相手衆へ ハ家来ヲ呼出申渡	再び文書提出命令、御家 譜役人物書に雉料理を振 る舞う	三たび文書提出命令 あり	敷番へ、御一門・御 相手番は家来へ提出 を通達する
		12	20	/ 小水水ノ雪田平坂	中村万助に銀子三枚下さ		CMAE 7 W
元禄12	1699	1	11		れる 役所事始め、餅菓子・酒 遣わす		
		1	17	若殿様御供二て登候衆系図証文之本書吟 味先早々いたし可然由申越也	足4ノ7		
		1	23	深図江戸一門共二為申合追々可指上由申 遣也・・・江戸御供衆并蝦夷住宅衆へも油 緒書可指出候			
		2	13	今日役所より根田四郎右衛門塩谷主鈴証 文本書さし出たる由ニてさし越披見之処 皆偽書也			根田四郎右衛門と塩 谷主鈴の証文を偽文 書として焼却するよ う命じる
		3	2	今日より梅津主馬利忠覚書二て吟味書抜 いたす也	浄光院様の関ヶ原の事績 について問い合わせあり		
		3	4	今日於役所江戸より被仰付所之吟味書立 初也梅津主馬政景日記役所へ指越御物書 衆浄光院様御事ニ付札いたし我等ニ為見 候也			
		3	14	今日与助内記金蔵を見る、是古キ覚書御 用立事も有やと也			
		3	28	今晩一乗院御越由緒書御持参しかし御書 様ふしん供有故書直可被遣と申越也			
		4	1	浄光院様遍照寺へ被納置候御願書之本書 古宇右衛門殿御取よせ候由定而可有之役 所へ可被指出由申也付古内膳殿日記御座 候由是も可被指出旨申也			
		4	23	今日江戸より被仰付候浄光院様関ヶ原以 来之儀調候故今日吟味二役所へ出る			
		4	25	今日江戸へ指上候浄光院様関ヶ原之御様 子実書一冊佐藤無及梅津主馬利忠山方杢 之助黒沢浮木等覚書一冊右之考直シ一冊 利忠考書之関ヶ原記惣〆此度考吟味の評 判書一冊目録を持添箱入大嶋小助方へ右 之名所二て指上ル	浄光院様実書、佐藤無及・ 梅津主馬利忠・山方本之 助・黒沢浮木覚書等を江 戸へ送る		御用人柳沢吉保から の命令で義宣の事績 についてまとめて提 出する
		5	18	御家中系図名字いろは寄せ二いたさせる也	家中系図を名字のいろは 順にする		
		5	29		役所物書宮本左内が切支 丹調のため在郷を命じら れる		
		6	3				石塚家の由緒書につ いて相談あり
		6	20	十八日より梅津政景日記を御帳付ノ者二 申付うら打ひやうし仕也			-
		10	8	梅津政景日記宿所へ持参、御家譜二入候 を付札し又ハ用立候を書抜			
		10	14	役所帰に与助内記御物書一人来ルこれハ 御代々御伝記惣吟味なり			
		10	19	先年御条目を以御家中へ被仰渡候ハ古キ 証文又ハ覚書有之候ハヽ実不実ニかまい なく何成共持合候ハ、可指出旨被仰付候			御条目により実不実 に関わらず文書を提 出し吟味により不実 を申し渡しこと
		10	22	今日天徳寺へ使者を以口上書遣候御先祖 様御法名之古書付并御証文永源院之証文 明日役所へ可指出由申進候			= =
		10	24	御家中より出候証文共御家譜ニ可入事御 座候ヲ見抜書申候			
		11	6		役所賄方が倹約のため不 参		
		11		金雪// // // / / / / / / / / / / / / / / /	役所賄方を今まで通りと する		
		11		義重公御家譜吟味いたし候	安楽院へ役所を移すよう		
		11		今日役所如毎度安楽院へ移返し候・・・今 日黒沢浮木所より孫之新十郎を以鑑照院 様御一代之様子覚書少々いたしさし越候	申越 安楽院へ役所を移し返す (米座廃止のため)		米座廃止に伴い文書 所を(本丸御殿から) 二ノ丸安楽院にもど す
		12	14	今日与助内記山方安六来夜ル四ツ時迄御 家譜吟味致候			
		12	19		役所事納め		

			_				
元禄12	1699	12	24	小助京二て山下惣左衛門所持候常州御在城之時之御人数書付少々名ヲ書候書物岩城之書付共六冊一箱二いたし持参候ヲ小助所より請取来也			
元禄13	1700	1	18	907 G 7 1074AA C	役所物書羽生惣右衛門・ 福田惣右衛門に銀三枚、 大貫万三郎に銀二枚、渡 部宅右衛門・木内治右衛 門に銀一枚が下される		羽生惣右衛門・福田 惣右衛門・大貫万三 郎・渡部宅右衛門・ 木内治右衛門が文書 所物書となる
		1	22				向氏系図について詳 細な吟味必要として 保留となる
		1	27	今日中村武助岡内之丞先日申渡候二より 伝口上書さし出候披見申候二合点まいら ず候猶吟味いたし候ハんと申置候			
		2	2		元朝宅で中村光得・大和 田時胤・上村軍八が寄 合、御家譜の儀相務める べき旨仰渡あり		
		2	3	我等受取置候御風呂敷包の内義人様御伝 あつめ書今日役所へ持参いたし候又左衛 門是二て御伝記吟味いたし書立候なり我 等抜書ノ書九代後記なと也一冊山ノ入氏 ノ考書一冊同持参申候			
		2	6	御系図下書出来候間見申候但小場家之本 分南酒出氏二男ノ書出し如何と存候・・・	御系図下書が出来る、小 場氏の先祖について吟味 あり		
		2	10	御分衆系下書出候吟味申候			向氏が小鷹狩氏へ改
			11	御一門衆之系図下書出来候間披見いたし			名したい願につき系図後と回答
		2	16	あやまり候処ハなをさせ申候			
		2	18	今日義人公御伝記下書出来候間見申候 所々直シ申候			
		2	22	いまた廻座に御座候御族臣衆御証文被下 候吟味の書付ともいまた出来かね候			
		2	26	御系図并御分り衆之次第御証文御当代二被下候衆之次第此度御家中調候吟味之次 第并申渡之様子非本書物焼却可仕と申候 而取上さし置候次第右申渡二若吟味信復 不したい、幾度も可申出候それ二もいま た心二入不申候ハ、老中へ申立御さばき 可申受と申渡候	家中から集めた証文で非 本書物は焼却すること、 決定に不服がある場合は 老中まで申し出ること、 多質谷将監の組下が提出 した証文が偽書であるこ と		文書所の吟味に不服 がある場合は何度で も申し出るよう通達 する、多賀谷将監よ り本書を取り上げた 事への不服あり
		2	27		個系図につき老中で吟味 し指図があればしてもら いたい、多賀谷将監組下 の件は口上書を明日提出 させることとする		御系図・御家伝・御 文書・家中系図・家 伝文書が出来て吟味 を受ける、多賀谷の 件は返却の依頼を断 る
		2	28		家老の小野崎権太夫・梅 津半右衛門に御系図の次 第を説明		
		3	1		御系図御吟味御用のため 登城、権太夫・半右衛門 へ御伝記御分衆ほか吟味 あり		
		3	2	御系図御分衆之次第并御家譜之様子申上 候処二皆々吟味尤のよし御意二御座候但 佐竹中務家之次第吟味之様子不分明申上 候	東家委論の書付・二男三 男分書付・御系図御分衆 の次第并御家譜の様子等 吟味尤のよし	御当家御系図并御家 伝御文書と御家中系 図家伝文書仕立が出 来	御系図等の編纂書を 藩主へ報告
		3	6	近年御公用二内々物入等も仕候由被閉召 候依之先当分金子五拾両被下置候・・・重 而御家譜出来之節表方より御褒美可被下 置候	老中より金子50両下さる		
		3	12			佐竹左衛門から当家 の系図伝の提出あ り、常州増井村正宗 寺并同国古内清音寺 及当家伝来の古系譜 と同筆	
		3	14	今日新御系図を疑難申候書物持参いたし 半右衛門殿へ為見申候此度書立実御系図 等も持参して与左衛門為見申候			
		3	16				小野岡系図につき分 家が宗家の文字を使 うことの相談あり

元禄13	1700	5	17	今日応供寺へ義宣様之関ヶ原之時之御伝			
76   37   10	1100			下書内見二かし申候なり 今日御書物書抜いたし候今晩政景日記元			
		5	23	和四年分書抜出来致候			
		5	25	政景日記元和四年之記役所へ持参いたし 候又元和五年之記在所へ持帰候			
		7	4		岩城伊予守家臣より先祖 様の名・実名を知らずと の来状あり		
		7	19	証文ハ実正二候ヘ共其子孫二候やケ様之 事申出者有之候ヲ吟味いたし候ニ子孫ニ 無之者他人之証文持候で其名字ニなり家 之証文と申出者有之候其人様子不承候而 ハ難成候			
		8	4	町人百姓所持之証文古キ書付も候ハ、可 指出由御触ノ事月番ニ候間渋江内膳殿へ 可申旨さしづ申遺候			
		8	13		勘定所より取り寄せた大 坂御陣の書物・越後御普 請の書付の写出来		
		8	25	一昨日廿三日に諸寺諸社へ証文旧記候 ハ、可指出由触書并町人百姓所持之証文 系図可指出触書月番老中渋江内膳殿へ遣 候			文書提出命令を領内 の寺院・神社・修験 や町人・百姓まで広 げる(旧領主の秋田 氏や小野寺氏に関わ る文書類等も出され る)
		9	20	今日御家中より出候証文共之判共うつし 候			
		9	29	今日手形辺之諸士指出シ候証文本書弐十 人余へ於役所呼出し返し候并系図無証文 ヲハ無御用旨申渡候〇又今日両やち町両 根小屋町長町表裏堀端町迄諸士証文出シ 候衆へ来二日役所へ可被出由申触候		安楽院御記録所から 秀満へ実父の秀行公 様御書が本物と判定 される、岡本又太郎 から系図・証文を提 出すべき旨の廻文あ り(覚6ヶ条)	
		10	2	今日両やち町両根小屋町長野表裏町堀端 町迄諸士之証文本書共返進申候三十人余 あり并系図証書無之〆古代連続之系ハ公 儀御記録二不被載置候若申分有之衆ハ 早々可申出旨申渡町々へ書付相渡候			
		10	3	今日保戸野諸士へ来ル七日於役所先年指 出候御証文本書共返信可申由手紙二て触 申候			
		10	4	百姓共村々より古系図所持仕候者御代官を以さし出候用立物無之但川辺郡山内村 円兵衛と申肝いり系図古キ物さし出候是 は本書と見得候本小笠原氏之分り二木氏 なり証文二通有り一通ハ文禄年中一通ハ 無年号多は秋田殿之家老か一門衆之書ニ も可有之か			
		10	6	今日来ル九日於役所証文本書返進可申間 可被罷出由亀之町何も奈良山辺諸士へ触 申候			
		10	7	今日ハ保戸野町皆諸士へ御証文本書共返 信いたし候并系図真偽申渡書付渡申候			
		10	9	今日亀町何も新町辺証文本書共諸士へ返 進いたし候系図ノ申渡書付渡候		秀満が八木作助より 頼まれ安楽院へ提出 した証文が返される	高氏の系図は問題点 が多くもとの折内に 戻すべき旨を申し渡 す
		10	11	湊満正寺由緒書役所へ直々被指出役所二 て直二請取候分ハ寺院社家百姓町人共二 役所二納受取帳有之故在所二而扣帳無之 在所へ持来分ハ扣帳いたし候又ハ此日記 二も書留候			
		10	13	今日奈良山辺諸士へ証文本書返し申候并 系図ノ事申渡候			
		10	14	今日新町筑地辺ノ諸士へ来十七日二役所 へ可被出由ふれさせ候			
		10	15	ル内 水戸棒へ被遣候間常陸之郷村帳山 下惣左衛門指出候ト佐竹中務被指上候ト 手跡ノ能ヲ致吟味書写させ可指上由其外 ニも被遣可然物御座候ハ、拙者吟味仕候 而写可指上候 御意之旨申来候則又左衛 門所へ古之書状二手紙ヲ入先遣披見可仕 由申遺候	水戸様より借りた常陸の 郷村帳を吟味して書き写 させる		
	$\overline{}$	$\Box$		ロヤル欧			1

		4	2				姓から藤原姓へ戻し てよいか相談あり
		3	16	役所へ方々寺院油緒書多出候			伊達市十郎家より平
		3	13	参候 今日山伏共少々油緒書出候			
		2	19	年之記拙宅へ持帰候但元和九年之記ハ与 左衛門所二て失候而無之候借キ事二候其 年ハ 将軍様御上洛御座候又本多上野殿 ハ 義宣様へ御あづけ二て横手へ御請取 被成居御申二候右之年記候ハ、ケ様之分 委可有之事二候無念ノ事二候 今日一閑書物弐十冊役所へ持参いたし候 木村松軒見申度由二而拝借いたし在所持			
		2	16	根田十郎兵衛が寛文年中二撰書いたし候御系図同御家譜偽書之趣ヲ木村松軒ニ末ヲ為書申候 政景日記元和八年ノ記役所へ納又元和十	根田十郎兵衛が寛文年中 に選書した御系図・御家 譜が偽書であること		提出した系図・家譜 は偽書である旨木村 松軒が記録
		2	15	茂木弥三郎殿より御判紙之写組下衆迄合 九拾八通被指出候	III a Land Washington		根田十郞兵衛俊与が
		2	8	義宣公御伝記稿役所へ持参いたし候〇御 系之吟味いたし候〇松軒所より新保之藤 十郎異国物語かり申候			
		2	4	御系図重而之下書出来候間在所へ持参い たし吟味可仕と持候で帰候○奥羽軍記も 見候処候間持参いたし候		man of a product profits.	
元禄14	1701	1	29	佐竹三郎殿より地行高写并写組下衆同又 関東ニて之古御判紙被指出候		岡本又太郎方より再 度古文書提出の条目 あり(覚3ヶ条、御 文書所差出)	
		12	12		小瀬縫殿助の先祖義春へ の足利尊氏公御書ニ通・ 直義公御書ニ通を茂来助 三郎から召し上げ様来助 へ返す、赤御書・東義久 社の養重公所書・大の赤坂 権右衛門所持を召し上げ 忠兵衛へ返す		
		12	6	本村松軒方より大和田内記所へ手紙越候ハ・・・従江戸御意二ハ岡本又太郎申立候間御文書役所御用之儀被仰付候由まつ難有事二奉存候併病身何共勤かね可申候へ共先御請申上候・・・	木村松軒が渋江内膳から 岡本又太郎によって御文 書役所御用を仰せ付けら れ有り難き旨申し上げる		儒者木村松軒を招い て家譜編纂事業を本 格化させる
		11	29	今日御家中より 御前へさし上候御証文 之御礼其衆へ申渡候又在々衆へ毎度御旗 本之衆へ申渡候書付又ハ証文本書返し候 右之通何も屋敷番を呼候て申渡候			
		11	12				津軽比内境争論で梅 津政景日記の照会あ り
		11	8	1日・リートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリ			
		10	20	役所より木村松軒書候秋田城之記取よせ 候使丹堂伊右衛門又大悲寺より仙台白鳥 ノ光堂より出候藤原ノ清衡元衡秀衡死骸 棺ノ内二納候物書付被遺候亨申候			
		10	17	金御遣方帳御家中名奇帳以下一箱皆又左 衛門二相渡役所へ遣候又上杉弾正様・・・ 今日新町辺筑地辺諸士へ御証文本書返信 いたし候申渡も仕候	に渡す、上杉弾正様へ朝 鮮出兵や太閤様御朱印御 状写などを問い合わせる		
元禄13	1700	10	16	今日中村又左衛門来候間則此度従江戸被仰付候 水戸様へ被遣候御書物共手跡吟味いたし候・・・可被遣物ハ郷村帳真壁甚太夫被指出候用文外ニ御家中諸士所持いたし少々罷出候御判紙・・・御蔵入郷村帳のなど大田・伊藤・田・大・佐田・大・佐田・大・佐田・大・佐田・大・佐田・大・佐田・大・佐田・大	文禄四年人見主膳・小賈 大蔵・和田安房守等の判 形を写える、御藤の 村帳・文禄石年之御帳・ 岩城之郷村帳・京都之御 会御遣ひ方帳・御左衛 奇帳以下一箱と選工様 の ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でで		

		_	_		(or that / hard on or the hards)	
					郷村書付調べの際に古い	
					書付や記録を写し水戸様	
					へ進上することとする、	
					水戸様へは御書物に此方	
元禄14	1701	4	5		家之事や家中之者共之事	
					があれば借りたい旨申し	
					上げる、水戸様よりお悦	
					びの由申し来る、先日出	
					来の七冊を江戸へ送る	
					中村又左衛門を御右筆が	
					少ないため国元へ下らせ	
		5	4		た、江戸に送った水戸様	
			1		への七冊の書物が水戸へ	
					届けられ御礼が来る	
			_		油りられ呼れが木る	西家の家督御礼につ
			_			
		6	7			いて照会があり詳細
						に考証の上報告
						高氏が改名し系図が
		6	16			偽書であったことが
		0	10			不調法であるとして
						閉門となる
					木村松軒に藩主から元朝	
		7	17		を通して文書所勤務の辛	
1					労の御意あり	
					戸村十太夫から先祖秀義	
		7	20		公の御官位について中院	
		'	20		大納言へ御尋あり	
					八州口、四寺のり	今宮氏から廻座から
					今宮文四郎より先祖の家	
		7	23		格(引渡)について問い	引渡へ復することの
					合わせあり吟味する	相談あるも藩主の判
					10000,7,11,70	断を求める
		8	16	応供寺よりかり候水戸様朝鮮人問答之書		
				松軒二頼候て為写候		
				今日佐竹御系図之考所読書之記 義光公		
				より 左中将義宣公迄合弐拾壱冊役所へ		八沢木境争論につき
		9	6	持参候并芦名四代記 是八梅津与左衛門		梅津政景日記を調べ
		y	0	書物 役所へ持参候但八冊ノ内末ノ壱冊		
				与左衛門所にて不見出故末因テ先七冊今		るよう照会あり報告
				日持参いたし候		
					元朝が登城し藩主からま	
					だ完成しないかとの上意	
					あるもまだ済み兼ね申し	
1		9	9		と返答、毎日勤務してい	
1						
l					るかとの御尋あるも毎日	
					勤務していると回答	minutes on the second of
1						高氏の処分が赦免さ
1		9	25			れるよう口上書を家
						老に提出
1	]	1			小野岡市太夫より声躰寺	
					に藤沢道場の過去帳の写	
		10			があり遊行三十弐世其阿	
		10	4		和尚が小野岡義雅の弟で	
					あり系図に付け加えるよ	
					う頼みあり	
				御家老御役儀被仰付候・・・ただぼうぜん	247-7-02-2	
				といたし候感涙迄ニて・・・親代二被召上		
l		10	c			岡本元朝が家老に就
		10	6			任
				之知行合テ千石二被仰付候外二役領とし		
L				て高五百石被下置候よし		
1				今夜又左衛門大和田内記御文書所之御用	先年御前へ差し上げた御	
		10	97	先年御前へ指上候御証文共御文書所へ御	証文を御文書所へ預けた	
		10	21	預被下度旨故ハ御写仕指上度由又月番同		
	L ∣			役へ申候御文書所御用一墨十丁・・・	いとのことで写を献上	
			$\overline{}$			

#### 表2 秋田藩の修史事業 (元禄11、14~正徳元年)

~県A-144-19「元朝日記抄」嘉部第五「御文書纏」より

- ※徳雲院様御代(3義処)「岡本又太郎元朝御相手番勤中日記」
- ・元禄11年(1698)→現在の元朝日記にこの年の分はない
  - 1/11 安楽院役所で御家譜御事始め
  - 2/11 役所物書大縄弥平次・杉村藤七・中村万助3人を御右筆に仰せ付ける
  - 2/12:御家譜御物書に羽生藤助・大貫万三郎・三村庄助・福田平之丞仰せ付ける
  - 3/12 登城御用之儀申し上げ、誓紙仕る
  - 3/16 文書差出の藩士を元朝宅に呼び御悦びを申す
  - 3/22 江戸への問い合わせ状を大嶋小助へ渡す
  - 9/19 役所を安楽院から評定所へ移す、評定日は休み
- 12/18 渡部宅右衛門が物書となり病気にて今日役所へ出る
- ・元禄14年(1701)「元朝御家老勤中日記」※家老就任以後
- 11/13: 御文書役人中村又左衛門・大和田内記に増誓紙が仰せ付けられる
- 11/22 中村又左衛門・大和田内記増誓紙の事、御城において申し付け
- 12/23 御文書所勤めとして、木村松軒に銀3枚、山方安六・上村軍六・木内治右衛門・宮本左 内に銀3枚宛、福田惣右衛門・羽生惣右衛門・伊藤新之丞に銀2枚宛、渡辺宅右衛門に 銀1枚下される
- 12/24 木村松軒時服代拝領、御文書所御物書銀子拝領御礼に参る
- 12/28 正月の諸士の格式不順のため御文書所の格式をもって書立あり
- 12/29 来年正月の儀式を御先代御文書所の吟味のごとく改めること
- ・元禄15年(1702)「岡本又太郎元朝御家老勤中日記|
  - 3/23 中村又左衛門へ元和六年に領内の七つの御抱城を四つ破却して三つ残した事情、延宝七年に石塚孫太夫継目御礼の次第を書き上げるよう指示する
  - 7/2 岡半之丞差出の義宣様御条目写三通を写す
  - 8/21 岡半之承差出の書付写を返却する
- 閏8/16 小松仁右衛門が江戸から持参の水戸様から借用の鎌倉大草紙一冊・鎌倉年中行事一冊・ 鎌倉大日記一冊計三冊を御文書所にて写すよう中村又左衛門に命じる
- 閏8/28 横手給人浅利長兵衛提出の織田信孝の証文が疑わしいため本書を取り寄せ確認したところ文体・紙・判形とも実書と見え留書に経緯を記す
  - 10/1 御公儀御日記御改につき光聚院様御親様の実名を御文書所で吟味するよう指示あり、淡 路殿系図で知ることが出来た、我等はそらで覚えているが正式に御文書所で清書するよ う申し付ける
  - 10/2 光聚院様の由緒書を取り調べて持参するよう大和田内記へ指示する
- 10/23 壱岐守家人高根彦七に付いている物書の小林兵右衛門差出の古証文は本書と見えるため 壱岐守より借りたい旨申し越す、浅利長兵衛・高屋五左衛門系図の次第は今晩吟味の予 定、岩屋団斎(久保田町浪人)系図についての次第あり
- 11/1 樋口発端の証文を吟味し紛れもなく岩城家の分流であることが判明する
- 12/1 江戸より義宣様御在世江戸近所下野常陸の御鷹場御免の場所の問い合わせあり、政景日記より書き抜いて回答するよう中村又左衛門に指示する

- 12/2 義宣様の鷹場の件は永井右近殿から梅津古半右衛門(憲忠なり)と古主馬(政景なり) 方への書状に古川領御鷹場の事があり
- · 元禄16年 (1703)
  - 1/11 御文書所の事始めにて前年のごとく餅菓子・酒等を振る舞う
  - 2/23 江戸の大嶋小助より書状証文古書が来る、古書は元朝先祖の好雪斎へ義宣公が下された 御書・石田治部少輔三成之書状等あり、狩野永徳の絵に策彦和尚の讃に先祖梅江斎を賞 美した文を写したものもあり、さらに汝南金渓などの元朝先祖の記述あり

#### ※天祥院様御代(4義格)但六月廿三日徳雲院様御逝去

- 7/10 公方様代替の節延宝八年五月十八日酒井雅楽頭様への御誓紙御血判を写し御文書所の御 伝記に書き入れる、義人公童名を次郎という事は渡唐之天神御絵御筆の御判の下に次郎 とあり御文書所御系図に証拠として書き入れる
- 7/15 去々年極月中に御定の引渡廻座次第は浄光院様御代御本書を御記録にも載せ置き御本書は御蔵に納める
- 12/10 佐竹左衛門弟亀千代の元服につき御名字の儀の御頼みあり吟味する
- 12/17 田所縫殿丞高野山御用で清浄心院へ義重様四十九院之御状の写持参のため中村又左衛門 に申し付ける
- 12/25 木村松軒に代替の祝儀として銀3枚下される 大館給人から系図・古書の吟味の御礼として書状が来る

#### · 宝永元年 (1704)

- 1/11: 御文書所御事始にて前年のごとく餅菓子・酒など遣わす
- 2/8 列座通順の御定を上聞に達し証拠として残す、御文書所へ去年の元朝の覚書・日記・徳雲院様御伝記ほかを渡したところ今日返却された
- 2/13 徳雲院様関係の書物5冊に証拠として元朝の花押と判形をする
- 3/8 先日判を押して直させた書物が出来て持参、横手給人高屋五兵衛由緒書の吟味あり、御 系図御分流御一門次第並正月御座席御先代近代年々之分を徳雲院様御定と付き合わせて 4冊を御文書所へ返納
- 3/18 大館給人上平角右衛門が長倉分之次第が分明になった礼に来る
- 3/24 御文書所本証拠之御書物に元朝の花押・印判をして仮名・実名を致す

#### · 宝永 2 年 (1705)

- 1/17: 龍田源太夫が二男川瀬角助を嫡子とし山岡助三郎を川瀬氏にすること
- 5/18 江戸で納戸で受け取った貞隆様御事を佐藤無及へ徳雲院様御尋の御答書付と東清寺の由緒書を中村又左衛門に渡す
- 8/2 古内茂右衛門家分流古内織部古内今右衛門が大館六郎組下でないことを吟味済
- 8/14 義宣公様御伝記出来八冊持参、横手高屋五左衛門が大坂の陣の働きのこと、福島左衛門 太夫家来より御尋の書状あり、証拠として御記録に入れるべし
- 9/17 横手住人高屋五左衛門の先祖が慶長19年11月26日摂州大坂今福戦場にて城兵三浦彦太郎 という者と鎗を合わせた証拠の書状が実正であること
- 9/24 茂木筑後から義昭様 (永禄4年) 義重様 (永禄13年) の御証文が提出

- · 宝永 3 年 (1706)
  - 1/11 御文書所御事始あり、安楽院へ罷り出る
  - 4/9 御文書所御書物を中村又左衛門が持参し実正見届けの所へ判をした
  - 5/11 古内殿御分流先祖は妾腹である旨を証拠として張札し判をした
  - 10/28 御家中陪臣証文を御記録に留め置き主人に御文書所御青印を押し封印をして返却する、 御一門衆家来のほか渋江政光・梅津憲忠家来で大坂の陣に御供した者の子孫は御記録に 載せる
- 11/11 佐竹左衛門殿家来御附人子孫で証文所持の者から提出あり、小瀬縫殿助先祖御附人阿久津氏岡崎氏長山氏掛札氏の子孫がいれば御記録に載せる
- 12/17 佐竹中務殿家来衆の御記録に留め候証文に御判をする、木村松軒吟味の御伝記 2 冊を確認する
- · 宝永 4 年 (1707)
  - 1/11:御文書所御事始めあり、御熨斗・御雑煮・御吸物・御酒下される
  - 2/12 昨11日より御文書所二ノ丸御休に移る
- · 宝永5年 (1708)
  - 2/8 北東南への御書は殿付であり小場氏が佐竹の称号下されにつき殿付とする
  - 3/6 大嶋介兵衛の系図・由緒書を梅津藤太夫が頼まれて持参
  - 4/28 江戸より仰せ付けられた通り御家中御分流衆への御証文を殿付とする
  - 5/29 佐竹主計家来より御前にて名改を行った証拠提出あり
  - 9/11 御家中家々文書で御前に召し上げられた分と家々所持の通り実正の証拠に御文書所印を押して渡す
- 10/24 | 御家中御系分衆へ下された御証文に御花押御印判し清書出来
- 10/25: 御家中御系分之衆へ下された証文に判をするよう飛脚に書状を差し上げる
- 11/24 御文書所で義光様から義宣様までの考の吟味済み、御家中御系分之衆へ下された御証文 出来、御家中諸士之系図も吟味済み
- 12/17 先頃差し上げ候御文書所より御家中御系分衆へ下された御証文御判出来
- 12/19 一昨日御飛脚に先頃此方より差し上げた御家中御系分衆へ下された御証文に御花押御青印出来御下しになる
- ·宝永6年(1709)
  - 1/18 御系分之衆へその家々の系図并御証文を下し置かれる
  - 2/29 御家中諸士家蔵証文を御記録に留め証文に御判を出す、酒寄弥兵衛・真壁甚太夫系分に合点致し済む
  - 3/20:明後22日御文書所より御証文とその家の系図が何もへ下される
- 3/22 御家中御系分の面々へその家の系図へ御証文を添えて御城御広間で下さる 在々に住居の衆は内々召し登らせ、遠方物入の場合は親類を名代とする
- 3/24 御文書所御用の褒美として御腰物一腰・御時服を下さる知らせあり
- 3/27 御文書所勤務の褒美として御刀一腰・御時服三つ拝領する 中村又左衛門に14年勤続の褒美として加増50石下さる、御役御免 吉成藤兵衛に褒美として加増50石、木村松軒に十人扶持下さる

- 御物書羽生惣右衛門・渡部奥右衛門・小野仁兵衛・山方清兵衛・伊藤新之丞・大野波負

に銀	1	世	ㅁ쓷	т.	4	Z

元朝が御文書支配御免となり以後御会所支配を仰せ付けられる

- 4/2 小野岡市太夫へ会所において御証文と系図を下さる、先日欠席のため 大館給人上平角右衛門・大沢主水に御判之御証文・系図を下さる
- 5/9 御系図と御文書所にある書籍目録・義宣様御一代・権現様・台徳院様・大猷院より御拝 領もの書抜合三冊が飛脚にて来る
- 5/19 佐竹淡路殿・同六郎殿御直書下されの節御名書の事あり 六郎は諱のみで御名付がないが吟味して証文は主計中務淡路と同前とする
- 5/25 淡路の直書に諱のみで名付がないのは間違いのため北東と同格とする 六郎は直書に諱と花押のみを北東南と同前に吟味し下さるよう定める
- 6/11 御文書御用の褒美の刀を折紙を添えて受け取る

#### · 宝永 7 年 (1710)

- 2/9 壱岐守より元禄14年の評議の通り翌年の正月元日の座列につき定あり 御文書所考書付と先年徳雲院様へ御窺申し上げた覚書を使者へ説明 南と小場の由緒と座列の根拠についての説明あり
- 2/30 正保元年正月元日の引渡座列の古き御書付を御納戸から出す 南家と小場家の座列について南を上とし小場は下に列する
- 3/9 御系図につき渋江十兵衛と山方太郎左衛門に読み合わせする 御分流御一門の次第を別紙にして差し上げる
- 3/20:引渡廻座列書の内正保年中の南小場部屋住着座の写を壱岐守へ差し上げる
- 3/29 南小場へ壱岐守が来年御証文を召し上げる際に違背がないようにすること
- 5/30 御文書所役人より山辺甚左衛門嫡家につき問い合わせあり 去年申立のあった廻座の略紋につき相談あり
- 8/19 御文書所御印を封して御用判致し置く
- 10/26: 御文書所より御家中証文で御前へ召し上げられた証拠や家々家蔵証拠を下さる
- 12/22 秋元但馬守より佐竹常陸介義重官位の年号月日につき問い合わせあり 義重の代ではなく義宣の代ではないかと御文書所に確認の上回答する
- 12/24: 先日申し来た御入部御願書を納める、義重様御官位の事も考の通り申し上げる

#### ·正徳元年(1711)

- 5/29 佐竹淡路と佐竹元千代の座列について江戸で壱岐守から御尋あり 御文書所定で元禄15年正月元日の先代様よりの座列御本書を差し出す 先年壱岐守より渡された証文は返上すること
- 6/29 壱岐守から先年佐竹淡路・六郎両家へ渡された証文は返上し、今度江戸から罷り下る小 野崎舎人が罷り上る際に差し上げるようにすること
- 10/24 御文書所を安楽院から当夏中より御裏門御坂下向に新役所が出来て移る

#### 表3 「岡本元朝日記」に見る元禄・宝永期の出来事

#### ○赤穂事件

元禄14年 3/25 江戸・渋江十兵衛書状に松之廊下刃傷事件 (3/14) の記録あり

吉良上野介についての人物評あり

5/27 藩主の江戸はなしにて浅野事件の原因として増上寺畳張り替えの一件をあげる

元禄15年 12/23 赤穂浪士の討ち入りに関する記事あり

元禄16年 2/17 赤穂浪士切腹の書状が江戸から届く

宝永6年 7/17 先年浅野内匠頭様御家来御仕置被仰付候者共倅其節遠島二可被仰付候へ共其時

幼年故方々へ御預候者

松平伊予守様御家来御預 千葉三郎兵衛子

加藤越中守様御家来御預 富森助右衛門子 長太郎

森和泉守様御在所町人御預ケ 岡島弥三右衛門子

京極甲斐守様御家来御預 大石内蔵介子供 大三郎

右之者共十五歲迄親類二御預之処当春之御法事二付御免被遊候旨昨十六日松野

壱岐守様御宅ニ而被仰渡候由廻状に申来候也

#### ○利根川普請

宝永元年 7/1 江戸屋敷で洪水あり「人ノひざふし上まて水上り候也」

10/21 | 松平美濃守より「利根川新川之川筋御普請御手伝」を仰せ付けられる、

相役は松平土佐守・同隼人正・相良志摩守

秋田藩の普請奉行に梅津半右衛門が仰せ付けられる

10/22 川普請の指図役は秋元但馬守、細之事は荻原近江守重秀の指図となる、

上野火之御番は松平越中守へ交代となる

宝永2年 1/19 利根川普請の入札が荻原近江守重秀の仲介で行われる

1/30 利根川工事について荻原重秀から長さ38~9里・奉行20人・小奉行(杖突)50

人・費用4万両と申し渡される

2/5 行徳筋御普請始まる

2/21 利根川普請の視察に向かう 桶川村 (江戸より11里) 泊

22 新江村 (利根川まで14、5丁) 泊

23 上州川又村で普請を見分 栗橋泊

24 権現堂御普請見分(幸手) 関宿見分 境村泊

25 境村周辺見分 野喜村泊

26: 布川を見分 布川泊

27 布川→布佐村→柏村→野田村(泊)「あしき宿二て難儀いたし候」

28 野田村→宝珠花村→築比地村→流山村(泊)

29 流山村→市川村→欠真間村(泊)

3/1 欠真間村→中川筋普請見分→深川→舟と駕籠で屋敷着

4/2 利根川普請見分 (~4/7) →工事終了、堀切浚いは終了せず

19:普請完成の報告を秋元但馬守まで行う

閏4/5 普請完成の御用係十人同道し江戸城で荻原近江守より褒美あり

6/8 利根川普請御用秋田にて御調之御金は4万8349両余

#### ○富士山噴火

宝永4年 | 10/4 | 未ノ刻(午後2時)に強い地震あり、天水・大桶の水こぼれる、

大書院の小壁われる、大坂では高汐で家900軒、橋35~6、

死人260人の被害

10/20 地震での大坂の死者16000人、潰れ町560町余、

土佐では津浪で城が破損、船が浪に取られる

10/25: 紀州様も地震と高浪にて1700軒潰れ死人も6~7千人あり

11/11 土佐国地震、高浪にて城破損、流家7160軒、潰家5600軒余、

損田30200石、米流失19200石、舟240~50艘、怪我人780人、

死人1570人、死牛馬400疋余

11/23 朝から細かな振動続く~宝永の富士山噴火の始まり

11/25 暮から黒色の砂降る、伊豆の大島焼き候て小石が箱根あたりに飛ぶ

11/27 23日駿河地震で富士山鳴動し煙り出る、煙と見えるところは火災なり、砂降り

は富士山が巻き上げた砂配当のちり降り候と見える

11/29 富士山又は其外の大山も焼け候よし

11/30 | 今夜中も砂降り、振動は27日よりなし、富士山いまだ焼け候

12/4 砂多く候てから笠さし帰り候

12/5 風少しあり町屋の上に砂吹き立て候

#### ○エピソード

元禄13年 1/28 毛生え薬を藩主からもらう

10/3 江戸上屋敷鬼門に新羅大明神を勧請

11/12 津軽との国境紛争あり、政景日記抜書を証拠とする

元禄14年 7/16 江戸で「しわう」という人食い獣出る

10/6 家老に就任、以後「会所日記二有リわさと不記」の記載多くあり

元禄15年 1/24 国絵図についての幕府の指示書とどく

5/6 羽広村・八沢木村の境争論に関して幕府検使衆が秋田領に入る

6/1 秋田藩に上野火消役が仰せ付けられる

元禄16年 6/23 藩主義処が横手で逝去

11/27 老中から東叡山火消を仰せ付けられる

宝永元年:7/8:老中秋元但馬守より秋田で光り物が飛んだという噂は本当かと問い合わせあり

7/23 江戸城西丸の堀に大蛇と見える牛の頭のごとき成物が出るとの噂あり

宝永6年12/31去月24日江戸からの連状に、「江戸表犬痛候儀公儀へ不及申上旨」併せて「生

類あわれミ仕候様」にと被仰出、中野犬小屋不用に被仰付、「万々歳目出度安

堵之御事候」

8/1 日蝕あり、3分の1欠け、たらいに水を張って写して見る

11/3:昨年11月に薩摩に漂着した異国人が長崎から江戸へ送られ切支丹屋敷に着い

た、「ろうま国人」とのこと、髪白く鼻高い

宝永7年 | 11/24 | 老中久世大和守より男鹿の白鹿の生け捕りを所望との書状あり

宝永8年 1/8 男鹿山へ鹿追御用に代官派遣、人足3千人を村々へ申し付ける

1/24 男鹿の鹿追が白鹿を2頭見かけたが生け捕り出来ず

正徳2年 2/25 丑の下刻、岡本元朝が落命(享年54歳)

#### 扱うことになる。 昭和二十二年(一九四七)九月から二十九年十二月まで 普通地方公共団体になった都道府県の職務分課を 内務省の地方機関だった。本稿では、「地方自 「地方自治法」施行後、秋田県は九月一 組織的改編の意味を確認し、これを 本庁事務部局内部機関及び附属 高橋 昭和 り、 部機関のみを分析の対象にしておきたい 言えよう。

# 昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について

# 本庁事務部局内部機関

#### め に

は

じ

県の職務分課の変遷について」で既に整理を行った。本稿は、 期大正期秋田県の職務分課の変遷について」及び「昭和戦前期秋田 時期的に区分して整理する試みである。それ以前については、 県の職務分課の推移をたどり、 二十二年九月以後について職務分課の整理を継続することを目的と 本稿は、 「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」、拙稿「明治後

治法」施行以後、 以前の都道府県は、 日までに同法に基づいた機構再編を完了した。「地方自治法」施行 昭和二十二年五月三日の

昭和二十年代の秋田県の機構は、

成されていた。本稿では、紙幅の制約もあり、 地方機関、 各種行政委員会事務局、そして議会事務局から構 柴 田 知 まず本庁事務部局内 彰

機関、

率化に目的を移行した。また、二十九年には 委員会法」「警察法」が制定されている。アメリカの影響を受けた 度の地方分権化が強力に推進された。この間、「地方自治法」「教育 た占領初期には、GHQによる戦後改革として行政・教育・警察制 七年四月のサンフランシスコ平和条約発効を境とし、占領下と独立 回復後とに分けられる。占領下、特に二十二年から二十三年にかけ 行政委員会制度も地方自治に導入された。独立回復後になると、 「地方自治法」の改正は、自治の拡充から再編合理化と簡素化・能 さて、本稿で扱う昭和二十年代は、地方自治制度に関して、二十 警察が再び中央集権化されている。 「警察法」の改正によ

再中央集権化改革を通して、現代の地方行政の原型が形成されたと 昭和二十年代に、占領下の地方分権化改革、そして独立回復後の 知事部局、そして一定の独立性を持つ各種行政委員会の

として有用と思われる。

「位制が形成された昭和二十年代の分析は、資料整理の基礎的作業事務局の公文書が引き渡される場合もある。それゆえ、多元的な執事務局(教育庁、警察本部を含む)による多元的な執行体制である。

その職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。く、「秋田県報)」を追うことで、可能な限り県庁機構の変遷を欠く他、係レベルの記載を全く省略している。本稿では、「秋田を欠く他、係レベルの記載を全く省略している。本稿では、「秋田のみである。しかし、これらは機構改正の歴史的背景に関する分析のみである。しかし、これらは機構改正の歴史的背景に関する分析の、「秋田県行政機構総合一覧」と『秋田県議会史』第一巻があるくの職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。

(「秋田県行政組織規程」大改正後)の三章に分けて叙述してみたい。(「秋田県行政組織規程」制定後)、昭和二十八年一月二十四日以後自治法」に基づく機構再編完了後)、昭和二十六年二月一日以後(「地方機構の大改正を画期として、昭和二十二年九月一日以後(「地方

# 昭和二十二年九月一日以後の県の職務分課

綱」に地方自治についての規定を入れた。憲法改正に先立って地方た。政府はGHQの提示した草案に従い、三月の「憲法改正草案要草案の中には知事公選を含む地方自治に関する一章が設けられてい昭和二十一年二月、GHQは日本政府に憲法改正草案を渡した。

るものの、身分は従来どおり天皇が任命する官吏のままだった。 田Q草案に則り実現した。しかし、知事は住民の直接投票で選ばれ 選、住民直接請求権、監査委員及び選挙管理委員会の設置などがG これが戦後の第一次地方制度改革である。この改革により、知事公 制度を改正することになり、九月一日に「府県制」が改正された。

支出に対する命令審査権を持たせた。

支出に対する命令審査権を持たせた。

支出に対する命令審査権を持たせた。

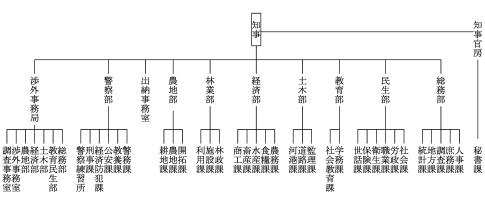
支出に対する命令審査権を持たせた。

支出に対する命令審査権を持たせた。

支出に対する命令審査権を持たせた。

改正して機構再編を行っている。職務分課は図1の形になった。法 生・教育・経済・土木・農地・警察の七部とした。 森林資源を持つ秋田県の特色である。また、 定の七部に加えて、条例で林業部を設けている。 く機構再編を完了した。 された部を分合し、所掌事務の配分を変更することを認められた。 に必要な課を設けた。また知事は、必要に応じ条例をもって、法定 秋田県では、昭和二十二年九月一日までに「地方自治法」に基づ さて、「地方自治法」では、 戦前からの 道府県の組織機構を法定で総務・民 「秋田県庁中処務細則」 農地部開拓課は、 林業部の設置は、 知事は、 部の下 国策

#### 図 1 昭和22年の県の職務分課(9・1改定)



定めている。 0 外事務局に関しては 視下に置いていた。 ŋ 領 つ は る。 てみよう。 規程」で分課と分掌を とは別に れたGHQ第八四軍政 秋田県庁中処務細 た。 職務分課の変遷を見 それでは、 との連絡調整にあた 十 行 府県を常にその監 政 方、 府県軍政部は占 田田 の第一 月二十一 市大町に置か 「渉外事務局 渉外事務局 昭和二十二 図 線であ 11以後 日 則 渉

> 警察無線や警察電話、 通 信 課が新設された。 鑑識課は刑事課からの分離である。 その他通信関係を分掌した。 通 信課

は、

調

査

課で分掌してい

掌した。そして、 であった戦後開拓を分

管理については総務部

育 れるため削除された。一方、 る。 Q公衆衛生福祉局による公衆衛生行政の推進を反映したと推定され の局部を完全に法定化した。 例を制定し局部の分合を行ったが、 工 • たる増設につながった。これに対する抑制的措置として、 三次地方制度改革になる。 そして、十二月十二日、 また、 水産・労働・公共事業の五部である。 経済・土木・衛生・農地の七部である。 警察部については、 改正前、 「地方自治法」が改正された。 任意設置は農林 府県の場合、 同月二十七日に その結果、 都道府県知事は必要に応じて条 必置は総務・民生・ 衛生部の必置は 局部の細分化や頻 (または林務) 「警察法」 戦後 が公布さ 都道府 G 0 商 教 Н 第

委員会と全国選挙管理委員会が設置された。 折衝によって、 方行政の統括官庁は解体された。 同月三十一日には内務省が廃止され、 地方行政に関わる中央の組織を残すため、 ただし、 明 GHQ民政局と内務省 治以来の中 央集権的 地方財 な

る。 民生部衛生課を衛生部に昇格し、 11 食品衛生法 と職業課が移管された。 <sup>(2)</sup> た。 再び、 各課の分掌内容には、 地方自治法」 秋田県の職務分課の変遷をたどる。昭和二十三年 が反映されている。 改正で、 前 年改正の 衛生部が必置の部になったためであ 医務・公衆衛生・薬務の三課を置 また、 「保健所法」 経済部に民生部から労政 や前年公布 月一 日

は

|察部で鑑識課と

より運営管理された。これにより、秋田県の警察部は廃止され、国自治体警察が置かれていない地域を担当し、都道府県公安委員会にされ、市町村公安委員会により運営管理された。国家地方警察かを戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の照準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分を戦後改革の関係を表している。

ている。

部が法定されたことへの対応である。従前の林業部が林務部に改称された。「地方自治法」改正で、林務をして、三月二十三日、「秋田県林務部設置条例」制定により、

家地方警察秋田県本部が発足した。

調整班の二班に再編された。連絡班は占領軍との連絡調整や通訳・ 知事の下に企画審議室を置いて県の重要施策を検討させた。室には 知事の下に企画審議室を置いて県の重要施策を検討させた。室には 知事の下に企画審議室を置いて県の重要施策を検討させた。室には ない畑勇二郎が次長兼主査となり、各部課に対し調査や説明を求める を与えられた。また、室には参与を置き、部内吏員を任命、も しくは学識経験者を委嘱した。二月の県議会定例会で、蓮池公咲知 しくは学識経験者を委嘱した。二月の県議会定例会で、蓮池公咲知 まは新年度当初予算編成方針を説明した中で、商工業を発展させ経 たと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と たと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と たと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と たと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と たと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と

命または委嘱した。占領軍との連絡調整を重視し、人材面を補強し命もしくは学識経験者を委嘱し、後者には調査事項の関係者から任掌した。また、参与及び調査委員を置き、前者には部長級吏員を任翻訳ほか、業務班は占領軍要求物資の調達や渉外労務管理ほかを分

戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。 戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。

で田Q民間情報教育局の指導による教育制度改革であり、戦前の中 の田Q民間情報教育局の指導による教育制度改革であり、戦前の中 の教育委員会を設置し、前者の後者に対する指揮監督を禁止した。同法 また、文部大臣の前者及び後者に対する指揮監督も禁止した。同法 に従って、十一月一日に秋田県教育委員会が発足し、教育委員会事 務局を置いた。これに伴い、本庁の教育部が廃止された。以後、教 務局を置いた。これに伴い、本庁の教育部が廃止された。以後、教 方委員会事務局の公文書は、本庁とは別の書庫に保存されることに なった。ただし、戦前の教育行政の公文書は、本庁の書庫に保存され続けた。 十二月十日には、経済部で失業保険徴収課と農業改良課が新設された。失業保険徴収課の設置は、「失業保険、」施行に対応したものである。復員や引揚げ、また軍需産業の崩壊による失業者の急増のである。復員や引揚げ、また軍需産業の崩壊による失業者の急増のである。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県の行う試験研る。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県の行う試験研る。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県の行う試験研る。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県の行う試験研る。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県の行う試験研る。七月公布の「農業改良助長法」に基づき、秋田県でも公党競馬が開催された。七月公布の「競馬法」に基づき、秋田県でも公営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業営競馬が開催されたためである。競馬収入をもって、県内の畜産業

三課が移管され、職業課は職業安定課に改称された。
三課が移管され、職業課は職業安定課に改称された。
※
労働部は、「地方自治法」改正で任意設置の部として法定されていたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険のたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険のたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険のたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険のたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険の表している。

た。税務課は庶務課からの分離である。前年七月に「地方税法」がは調査課からの分離であり、二十二年七月二十六日以来の復活だっ課が再編された。総務部では文書課と税務課が新設された。文書課昭和二十四年に入り、二月一日に総務部、衛生部及び経済部の分

課は、 業政策を推進するため秋田県地下資源開発委員会を設立した。鉱務 商工課からの分離だが、鉱業専門の課は、 医務課の場合も同様である。そして経済部では鉱務課が新設された。 部では予防課が新設された。公衆衛生課からの分離である。 税務課の分離は、 企画審議室設置後、 めてである。県内の鉱山は、戦時中の乱掘で疲弊した状況だった。 二十三年にかけて立法に関わった諸法令の反映を認められる。 た、予防課の分掌内容には、GHQ公衆衛生福祉局が二十二年から 予防課で疾病予防関係、公衆衛生課で環境衛生関係を分掌した。ま 改正され、地方自治の基盤となる自主的な地方財政制度を確立した。 右の流れの中で設置されている 新しい地方財政制度への対応と推定される。衛生 小畑室長が県独自の鉱山税を創設し、さらに鉱 明治の秋田県開庁以来初 以後、 同部

四月一日、民生部社会課の分掌が改正され、「民生委員法」ほかなどを目的としていた。

るとされた。十月二十一日、再び部分改正され、連絡班・業務班をが部分改正され、処務については「秋田県庁中処務細則」を準用す渉外事務局に関しては、九月十七日に「秋田県渉外事務局規程」

連絡課・業務課に改め、従前の班長は課長になった。

に委任したもので、 陸運事務所は、「臨時物資需給調整法」並びに「道路運送法」に基 員が移行し、地方事務官として知事の指揮監督下に入った。一方、 れた商工資材事務所には、 の所管事務を都道府県知事に委任した形である。都道府県に設置さ 産業の回復及び復興に必要な資材の供給を担当した。通商産業大臣 になった。 た。 の移行後、職員の待遇は商工資材事務所の場合と同じである 都道府県知事は規則で商工資材事務所と陸運事務所を設置すること そして、十月二十八日、 自動車行政を担当した。 商工資材事務所は、 前身は運輸省陸運局分室だった。陸運事務所 前身の通商産業省通商産業局分室から職 「地方自治法施行規程」が部分改正され、 運輸大臣の所管事務を都道府県知事 「臨時物資需給調整法」に基づき、

脂 備 所内庶務一般と道路運送を分掌した。整備課は、 陸運事務所には、 当した。商工資材事務所は、経済部商工課の所管とされた。一方、 第一課は、 回収ほかを分掌した。第二課は、 に設置された。商工資材事務所には、 十一月一日、 薪炭その他代用燃料、 検査・登録ほかを分掌した。燃料課は、 生活物資ほかを分掌している。 所内庶務 秋田県商工資材事務所と秋田県陸運事務所が秋田市 輸送・整備・燃料の三課が置かれた。輸送課は 一般、 タイヤ・チューブの割当及び監査を分掌 物資の需給調整、 機械金属、 人事と文書管理は第一課で担 第一課と第二課が置かれた。 配給、 自動車用石油製品・油 繊維工業品、 自動車の再生・整 鉄屑資源調査 ゴム及び

所は総務部調査課の所管とされた。ていた。また、人事と文書管理は輸送課で担当している。陸運事務している。木炭自動車など代燃車は、昭和二十四年当時も使用され

旧渉外事務局連絡課及び業務課からそのまま引き継いでいる。設した。占領軍との連絡調整は知事直轄になった。渉外課の分掌は、十一月十日には、渉外事務局が廃止され、知事官房に渉外課を新

失効している。敗戦後の物資不足が逼迫状態から抜け出たためだろされた。その後、二十七年四月一日には「臨時物資需給調整法」がそして、昭和二十五年四月十五日、秋田県商工資材事務所が廃止

う。

民の理解を得るための普及宣伝を必要とした。
「窓」
、広報課は、県政に関する普及宣伝を任務とした。同年二月の県
諸産業の振興、民生の安定、保健衛生の改善ほか各行政分野におけ
諸産業の振興、民生の安定、保健衛生の改善ほか各行政分野におけ
る積極的政策の実施を説明している。右の政策を実施するには、県
とした。同年二月の県

と助言を行うのみに留められた。前年四月には、市町村の消防職員が公布され、警察から消防を分離し、地方分権を徹底した自治体消防を創設した。すなわち、各市町村に消防責任を負わせ、消防署または消防団を組織させた。昭和二十二年にGHQの指導で「消防組織法」と援助を任務とした。昭和二十二年にGHQの指導で「消防組織法」

# 二 昭和二十六年二月一日以後の県の職務分課

を求めたものと推察される。
和二十五年度には県の積極的政策を実施したため、外部からも意見相談に預かるのみだったが、顧問は諮問に応じて意見を述べた。昭はて顧問を置き、学識経験者に委嘱することにした。従前の参与はまた、同日、「秋田県企画審議室規程」を一部改正し、必要に応また、同日、「秋田県企画審議室規程」を一部改正し、必要に応

費などで地方財政は悪化していった。 費などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。 豊などで地方財政は悪化していった。

必要になったためである。分課と分掌は従前と変わらない。一部改正で陸運事務所について規定されたため、条例による設置が田県陸運事務所設置条例」が制定された。五月四日の「地方自治法」九月一日、「秋田県陸運事務所設置規則」を廃止し、新たに「秋

為を禁止した代りに、都道府県と市町村に人事委員会を置いた。町村の吏員は「地方公務員」の名称になった。地方公務員の争議行十二月十三日には、「地方公務員法」が公布され、都道府県と市

半近くを経ての規程刷新である。
お近くを経ての規程刷新である。
『別の「地方自治法」施行で県が普通地方公共団体になった後、四年方の「地方自治法」施行で県が普通地方公共団体になった後、四年の機構改正は、戦中戦後を通して大正十五年制定「秋田県行政組織規程」が制定された。県の機構改正は、戦中戦後を通して大正十五年制定「秋田県行政組織規程」が制定された。

労政事務所・職及びその職務の六節から成る。 地方機関は、 二章本庁事務部局は、 成で、附則と公文例様式を付した。これに対して、「秋田県行政組 掌・事務代理・処務順序・公文例・文書編纂・服務・当直の八章編 規程として制定されている。「秋田県庁中処務細則」は、分課・分 その所掌事務等の範囲等を定める」とある。つまり、純然たる組織 務所も本庁事務部局の内部機関として規定された。 を一元化した。戦前から附属機関や地方機関が増え続けたため、一 めのあるものを除いて本庁事務部局と地方機関を網羅し、組織規程 織規程」は、 に属する事務を分掌させるため、その事務部局の分課等の設置及び 元化を図ったものと推定される。 「秋田県行政組織規程」の第一条には、趣旨として「知事の権限 地方事務所・児童相談所・家畜保健衛生所・保健所・ 総則・本庁事務部局・地方機関の三章編成である。 内部機関・附属機関の二節から成る。第三章 企画審議室、出納事務室、 法令または条例に定 第

秋田県行政組織規程」には、「秋田県庁中処務細則」にあった

された。 その代り、 事 務処 則 0 理 第五章 文書管理に関 や文書管 同 頁 公文例 事 理 務処理に関する 服 と第六章文書編纂に準拠している。 U 一務や当 ては、 一直に 昭 和 !関する規定が 一十八年まで 「秋田県事務決裁規 切入っ 「秋田県庁中 程 てい が な 処 制

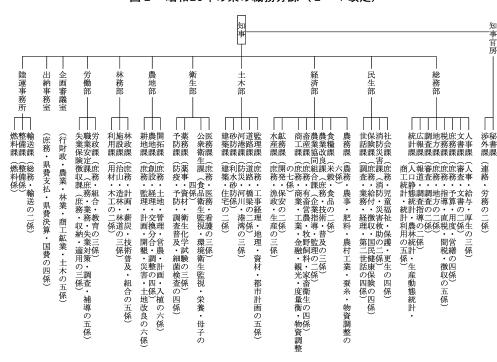
になっ られる。 に係を置 さて、 0 鮀 列 た。 いたことだった。 順 秋 を変えた程度である。 部 田県行政組織規程」 説課レベ ル での再編は無く、 きめ 細 で改正された職務分課は 最大の改正点は、 かな役割分担 わずかに総務部と経 を目 課室 一的としたと考え の下に新 図 済 2 部 0 形 で

長補佐、 また、 係に係長を置いた。 企 画 審 議 室に室 長 陸 部 に部長 運事務所には所長を置 次長 技監、 いて 課に課 41 長 課

月三 その ける情報課の活動拠点として使用された。 することを任務としていた。 ゆる公的 G Н 0 部 Q民間 分掌に 中 課 から特色あるものを若干挙げてみよう。 の 情報メディ 日 名 一称は 情報局に無償で提供した。 海外文化の宣伝啓発に関すること」 県は秋田市長野町にアメリ 従 前と同じだが、 アを通して日本人に民主的 アメリカ文化センター 各課 の 民間情報局の 分掌内容は改正されてい カ文化センター まず、 思想及び が 情報 7ある。 は 知事官 原則 秋 課は、 を この 田 建設 県に を普 房 あ 渉 る。 及

が 総務部 あ 行政 ŋ 0 公職 調 浸透状況調査に関すること」 査課の 追放関係を扱っ 分掌には 「追放者の 7 いる。 また、 登録及び が見ら 同部 ħ 監 る。 広 察に関す 報 課 方 の分掌には ること 民 生

#### 図2 昭和26年の県の職務分課(2・1改定)



留民間人に対し二十四年一月から給与を支払うことになったためで昭和二十三年公布「特別未帰還者給与法」により、国がシベリア抑世話課の分掌には、「特別未帰還者の給与に関すること」がある。

経済部では、農務課の分掌内容が従前よりも充実した。農業計画、経済部では、農務課の分掌内容が従前よりも充実した。農業計画、経済部では、農務課の分掌内容が従前よりも充実した。農業計画、全を分掌した。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。指摘に比べ細分化され具体的になっている。一方、水産課では、二十四年公布「漁業法」に基づき漁業免許可及び漁業権登録では、二十四年公布「漁業法」に基づき漁業免許可及び漁業権登録を分掌した。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買いた。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部関い、農業計画、経済部では、農務課の分掌内をが従前よりも充実した。農業計画、経済部では、農務課の分掌内をが従前よりも充実は、田本の名。

設ブームに対応し、分掌内容が従前よりも整備された。
が反映されている他、住宅組合や住宅金融なども見られる。住宅建に「建築士法」、また二十一年公布「罹災都市借地借家臨時措置法」土木部建築課の分掌には、昭和二十五年公布「建築基準法」並び

が見られる。戦後開拓は、昭和二十五年頃を境に、未墾地開拓の拡農地部では、開拓課の分掌に「入植者及び営農指導に関すること」

めだろうか。 課において部内人事を担当している。専門技術者の人事を行ったた思において部内人事を担当している。専門技術者の人事を行ったたこの他、土木部では監理課、衛生部では医務課、林務部では林政

三十日に元土木部長池田徳治が公選第二代の知事に就任した。され、リッジウェイ中将が後任になった。秋田県においては、同月帥が朝鮮戦争をめぐる大統領との対立で連合国軍最高司令官を解任さて、図2以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、四月七日、さて、図2以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、四月七日、

六月十四日、従前の知事官房が知事室に改められ、総務部から文

かれている。「知事室」への改称は、池田県政の開始を印象付書課を移管した。「知事室に文書課を置いた点は、池田県政における文書管理を行っていた。一方、民生部では社会課月以来、総務部で文書管理を行っていた。一方、民生部では社会課月以来、総務部で文書管理を行っていた。一方、民生部では社会課月以来、総務部で文書管理を行っていた。一方、民生部では社会課

いだが、薪炭その他代用燃料に関する事項は消えている。 自動車及び自動車抵当権の登録を行った。旧燃料課の分掌も引き継が置かれた。登録機材課は、六月公布の「自動車登録令」に準拠し、が置かれた。登録機材課は、六月公布の「自動車登録令」に準拠し、が置かれた。登録機材課は、六月公布の「自動車登録令」に準拠し、がでが、薪炭その他代用燃料に関する事項は消えている。

はアメリカ軍の国内駐留を認めた。

は独立回復を達成した。同日、日米安全保障条約が調印され、日本で出納長の拠点として「知事室」に釣り合わせたとも考えられる。
そして、同月八日、サンフランシスコ平和条約が調印され、日本は独立回復を達成した。また「出納室」の名称は、独立した権限を持た。これにより出納室は金銭と物品の両務課から用度係を移管された。これにより出納室は金銭と物品の両務課から用度係を移管された。これにより出納室は金銭と物品の両務課から用度係を移管された。

建設の三係を置いている。第一課では行財政、第二課では農業・畜導入された。第一課に庶務・調査の二係、第二課には農林・商工・秋田県では、十一月六日、企画審議室に第一課と第二課の課制が

正基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。 に基づく秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。

地課から開墾係が移管された。 光を扱ったものと推察される。また、同日、 翌十二月一日には、知事室渉外課が外事課に改称された。平和条約 財政難の中、 が移管された。占領終了により帰国するアメリカ軍将校や兵士の観 れる。同月二十一日には、 地改良のため、自作農への資金融通を円滑に行う目的だったと思わ れた。同月十二日、農地部耕地課に資金係が新設された。開墾や土® 発効によるGHQ第八四軍政部の廃止を、翌年四月に控えていた。 務課の分掌に「県財政の計画及び調査に関すること」が加えられた。 同月十二日、 昭和二十七年四月七日、土木部監理課の資材係が管理係に改称さ 総合開発計画を進めるため必要としたと推定される。 総務部庶務課に県有財産係が新設された。また、庶 知事室外事課に経済部商工課から観光係 開墾事業が既存の米作農家よりも開 農地部開拓課に同部耕

拓農家で多かったためと考えられる。

そして、同月十五日、独立回復後、最初の「地方自治法」改正が

を行っている。これに関しては、第三章で詳述したい。とした。法律改正に伴い、秋田県では翌年一月に組織機構の大改正行われた。GHQが占領初期に行った地方制度改革の見直しを目的

京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。
京出張も多くなったためと推察される。

# 三 昭和二十八年一月二十四日以後の県の職務分課

昭和二十七年八月十五日、「地方自治法」が改正された。政府は

市町村の行政委員会制度が縮小されている。 具体的には、東京都特別区長の公選制が廃止された他、 化と能率化が最優先され、自治拡充の方針を薄らげる結果となった。 関委任事務が減らされた。これに対し、後者に関しては行政の簡素 の簡素化と能率化だった。 改正の基本は、地方公共団体の自主性の強化、そして組織及び運営 を通じた行政改革を企画してきた。二十七年における「地方自治法」 二十六年の夏以来、 独立回復後の新事態に対応すべく、中央・地方 改正の結果、 前者に関しては国からの機 都道府県や

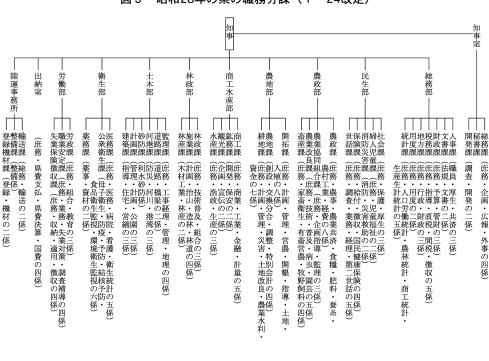
道府県における組織機構の簡素化を容易にする目的からだった。 の名称や分掌事務を変更、 木の四部を標準とした。 五〇万人未満の府県は、 総務・財務・主税・民生・衛生・労働・経済・建設・建築・港湾の 定局部をやめ、都道府県の人口段階別に標準局部を提示した。都は、 部と任意設置局部を完全に法定化した。二十七年八月の改正では法 昭和二十二年十二月の「地方自治法」改正では、 生・商工・農林・労働・土木・建築の八部。人口一〇〇万人以上二 ○局。道は、総務・民生・衛生・商工・農林・労働・土木・建 それでは、都道府県の執行機関に関する改正内容を見てみよう。 開拓の九部。 変更後の手続きは、 人口一〇〇万人未満の府県は、総務・厚生労働・経済・土 人口二五〇万人以上の府県は、 知事は、 総務・民生労働・衛生・商工・農林・土木 あるいは局部の数を増減することを許さ 内閣総理大臣への届け出のみである。 必要な場合、 条例を制定して局部 都道府県の必置局 総務・民生・衛 ま

> が、 の立案実行や政治的中立性の確保、 置を決定できるようにした。一方、 た、 素化した。GHQにより導入された行政委員会制度は、 員は本庁職員の兼職や充て職、または事務従事として、事務局を簡 として非常勤にした。監査委員事務局や各種行政委員会事務局の職 ら四人に減員し、さらに監査委員及び各種行政委員会の委員を原則 副知事及び副出納長の必置制を改め、弾力的に条例をもって設 簡素化と能率化の名目で大幅に縮小されることになった。 専門性の保持を目的としていた 選挙管理委員会の人数を六人か 民主化政策

政・農地・林務・土木の九部を設置するとした。この内、 農政の伸展拡充が図られた。また後者の改正によって、 審議室を統合することだった。前者の改正では、農業立県を目指し 経済部を農政部と商工水産部に分離すること、そして知事室に企画 案の趣旨説明で「最小経費をもって最大効果を収めるための国・地 例で設置したため、議会での可決を必要とした。 七年改正 は可決され、一月二十四日に「秋田県部室設置条例」が制定された。 各分野と国土総合開発に対する指導力を強化したと言える。条例案 方を通ずる行政簡素化」に則ることを強調した。条例案の骨子は、 正について検討され、二十八年一月の県議会臨時会で池田知事が 「秋田県部室設置条例案」を提出した。 さて、右の条例では、 秋田県では、昭和二十七年八月の「地方自治法」改正後、機構改 「地方自治法」の標準局部に該当するのは、 総務・民生・労働・衛生・商工水産・農 改正法では必要な局部を条 池田知事は、 総務・衛生 知事は行政 昭和二十 条例

機材の一

#### 図 3 昭和28年の県の職務分課(1・24改定)



された。

土木 ならば標準 政 Ò 趣旨 部 Ó لح 商 一説明に相 部 であ 局部六部 工水産部に分離した他、 る。 反して組織機構 秋 0 府県に入る。 田 県 0 人口 は は当 従前 つ 簡素化されてい うまり、 時一三〇万人台であ の部を標準 秋 囲 県の な 局 部 場 61 に合わ 合、 経済 Ď, 池 部 せ 田 本 来 7 を 知

(庶務・企画・広

報・

係)

た他、 宝に企 院合し 務部局を主とした改正であり、 条 例 課 制 なかかっ |定の| P 画 係 審議室を統合し、 レ 同 たためであ ベルでも若干の 日 秋 田 県 行 経 政 改正がさ 済 組 職 部 織規 を農 務分課は図3の形になっ れて 程 政部と商 が 11 大改 る。 工 Ē 分掌内容も 水産部に分離 され

た<sup>108</sup>

本庁

た。

知

改

正

総合開 する。 要施 管したものと推 当したと推定される。 た。 同 方 では、 課 企 総合開発等を進めるため、 0 策 画 発や重 係 0 知 分掌には、 審 議室 事室総務 企 主 の 画 な改正点を挙げてみたい。 要施策 から国 降格だが、 測される。 調査及び総合調整を引き継 旧 課 !総務部 に対する県 の分掌は、 土総合開 また同課広報係は、 県 庶務 政 発と電 0 中 課 旧 民 普 から 央官庁との連絡調整を知事室で 企 0 及宣伝活 廹 画 源開発関係を まず、 東京事務 審議室から各分 「解を重要視したためだろう。 旧総務部 11 ..動を だ。 知 所関係も引き継 事 知事 これ 室開 引き継 広報 の直轄とした。 は企 野に関する重 発 課を前身と 課 11 0 画 で 係 分掌 41 が で る。 所 れ 担 は

次に配置されて 務部には、 知事室から文書 いる。 方、 課 人事課の分掌には が移管された。 同 人事委員会に 部 内では 人事 関 課

も分掌していた。 も分掌していた。 き分掌している。水田裏作の指導、主要食糧販売・加工業者及び米飯提供 している。水田裏作の指導、主要食糧販売・加工業者及び米飯提供 している。水田裏作の指導、主要食糧販売・加工業者及び米飯提供

観光産業が発展していた。 観光産業が発展していた。 戦後の復興に伴い、国内では や観光産業の指導、国立及び県立公園の宣伝、観光団体の育成指導 商工水産部では、観光課の分掌内容が充実した。観光の総合計画

地課の分掌では自作農維持金融関係に注意したい。農地改革で創出おり、開拓農村から南米移民が少なくなかった状況を窺わせる。農地の成功検査も担当している。また、海外移民に関しても分掌して反や入植の世話、開墾作業・建設工事の設計監督指導、さらに開拓展地部では、開拓課の分掌内容が従前よりも格段に充実した。増

林水産大臣または都道府県知事が保安林を指定し、伐採や開発を制ること」が加えられた。昭和二十六年公布の「森林法」により、農林政部では、施業課の分掌に「保安林及び保安林施設地区に関すされた自作農が経営難で土地を手放すことを防止する目的である。

も扱っている。 ・放っている。 ・大部では、監理課の旧都市計画係が計画課に昇格した。都市計 限することになっていた。

防の三係で担当された。響だろうか。旧予防課の分掌は、公衆衛生課の防疫・予防・結核予生を推進したGHQ公衆衛生福祉局が占領終了により廃止された影衛生部では、公衆衛生課に旧予防課の分掌が吸収された。予防衛

えられたため、調査係を必要としたと考えられる。えられたため、調査係を必要としたと考えられる。まず、新年をれては、図3以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、新年をれては、図3以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、新年

た。地方機関の数は、地方事務所以下四八機関になった。この改正で、本庁事務部局の附属機関は全て地方機関に一本化されて月一日には、「秋田県行政組織規程」の大改正が再び行われた。

総工費一五億円を超える鎧畑発電所建設の着工を控えていた。達が喫緊の課題になっていたと推定される。具体的には、十二月にが加えられた。財政難のなか総合開発計画を実行するため、資金調同月二十一日、出納室の分掌に「財政資金の調達に関すること」

全国選挙管理委員会、地方財政委員会及び地方自治庁を統合したもは、自治庁が地方自治を包括的に所管する官庁として設置された。
そして、同日、朝鮮戦争休戦協定が調印された。また八月一日にそして、同日、朝鮮戦争休戦協定が調印された。また八月一日にいり、同日、朝鮮戦争休戦協定が調印された。また八月一日にいり、同日、中で、明治の政策を対けた。

は、前述のとおり総務部地方課が町村合併の促進を分掌している。が公布され、秋田県内でも町村合併が本格的に進み始めた。県庁で行政の再中央集権化だった。一方、九月一日、「町村合併促進法」のである。内務省に代わる地方行政統括機関の再整備、つまり地方

「開拓融資保証法」で規定されている。 「開拓融資保証法」で規定されている。

業務係が廃止され、扶助係と恩給係が新設された。

昭和二十九年三月十三日、総務部文書課に浄書係が新設され、公昭和二十九年三月十三日、総務部文書課に浄書係が新設された。前年度の実質財源不足額は三〇〇億円に達していま。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えたた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えたた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えたた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えた。計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えた。計量検定所の独立は、と、翌四月一日には、商工水産部で計算と推定できる。また、五月二十九日、総務部財政課に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対して、公司に対している。

そして、六月八日、「警察法」が改正され、市町村の自治体警察 を廃止し、警察庁指揮下の都道府県警察に一本化した。GHQが占 ある。新たな「警察制度の地方分権化を、再び中央集権化したもので ある。新たな「警察制度の地方分権化を、再び中央集権化したもので ある。実質的には国家警察の色彩が濃くなった。これに伴い、七月 ある。実質的には国家警察の色彩が濃くなった。これに伴い、七月 ある。実質的には国家警察の色彩が濃くなった。これに伴い、七月 ある。また六月九日には、「防衛 でいる。また六月九日には、「防衛 でいる。はいる。はいる。はいる。はいるには、「防衛 でいる。日と、大きには、「防衛 でいる。日と、大きには、「防衛 でいる。日と、大きには、「防衛 でいる。日と、大きには、「防衛 でいる。日と、大きには、「大きには、「防衛 でいる。日と、大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「しは、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、「大きには、

部を国から都道府県に移管していた。都道府県には麻薬取締官が地加された。前年三月に「麻薬取締法」が改正され、取締り業務の一同月十四日、衛生部薬務課の分掌に麻薬・大麻の取締り関係が追

は、公用車両の安全、配車等に関する事項を掌理した。十六日には、総務部用度課に車庫長と副車庫長が置かれた。車庫長され、中毒患者の増加が社会問題化したためである。また、十一月方公務員として配置された。敗戦後、軍用備蓄の麻薬が民間に放出

#### 結びにかえて

本稿では、「地方自治法」施行により普通地方公共団体になったの機構改編に直接的な影響を及ぼしている。
を表示の場では、「地方自治法」施行により普通地方公共団体になった。部課をでは、「地方自治法」施行により普通地方公共団体になった。部課の機構改編に直接的な影響を及ぼしている。

議会事務局についても整理する必要があり、今後の課題となる。事務部局附属機関及び地方機関、そして各種行政委員会事務局及び変遷を整理した。昭和二十年代の全体像を理解するためには、本庁された。本稿では、まず本庁事務部局内部機関について職務分課のはじめに述べたが、昭和二十年代に現代の地方行政の原型が形成

(古文書班 しばた ともあき)

- 二〇〇三年、二〇〇四年)(1)『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、第九号、第十号(一九九五年、
- (2) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- 十二月十七日法律第一九六号(3) 昭和二十二年四月十七日法律第六七号、七月十五日法律第一七〇号、
- 書が引き渡されている。 人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局から公文(5) 秋田県公文書館には、知事部局以外に、教育庁、監査委員事務局、
- 『秋田県議会史』第一巻(秋田県議会、一九七九年)(6) 「秋田県行政機構総合一覧」(秋田県立秋田図書館、一九七二年)、
- (7) 昭和二十一年九月二十七日法律第二七号
- (8) 坂田期雄『地方自治制度の沿革』(現代地方自治全集1、ぎょうせ
- され、「地方自治法」施行以前は官吏身分だった。(9) 秋田県の公選初代知事である蓮池公咲は、「府県制」に基づき公選
- (10) 坂田、前掲書 五七~五八頁
- 衛生・労働の八局を法定。 (□) 都は、総務・会計の二部と民生・教育・経済・建設・交通・水道・
- 大を図る国策に移行した。「開拓事業実施要領」が同月制定され、大を図る国策に移行した。「開拓事業実施要領」が同月制定され、当初「自作農創設特別措置法」で農地改革の一環として規定され、当初「自作農創設特別措置法」で農地改革の一環として規定され、当初「自作農創設特別措置法」で農地改革の一環として規定され、当初「自作農創設特別措置法」で農地改革の一環として規定され、当初「解後開拓のあゆみ」(秋田県農政部編、秋田県、一九七三年)二(2)『戦後開拓のあゆみ』(秋田県農政部編、秋田県、一九七三年)二

- の大きな課になっていた。満州国での開拓行政経験者を多く採用し、二十三年頃には庁内随一満州国での開拓行政経験者を多く採用し、二十三年頃には庁内随一の推進に当たらせた。秋田県でも農地部開拓課は、海外引揚者や旧翌十一月には都道府県に農地部を設置させて農地改革及び戦後開拓
- 秋田銀行大町支店(現・秋田市立赤れんが郷土館)を接収した。
- 訓令甲第一一号(昭和二十一年二月九日「秋田県報」号外)
- 訓令甲第五二号(昭和二十一年十一月二十一日「秋田県報」
- 昭和二十二年十二月十二日法律第一六九号

 $\widehat{16}$   $\widehat{15}$   $\widehat{14}$   $\widehat{13}$ 

- (17) 坂田、前掲書 七四頁
- ては、従前の会計部を財務部に改めた。(18) 道においては、任意設置にさらに開拓部を加えた。なお、都におい
- (19) 坂田、前掲書 一三〇~一三三頁
- 一三一頁) 「三一頁) 「三一頁) 「三一頁) 「三一頁) 「三十二年、の徹底を図らせた。(竹前栄治『GHQ』、岩波新書、一九八三年、の徹底を図らせた。(竹前栄治『GHQ』、岩波新書、一九八三年、原 日 Q公衆衛生福祉局の指導で全面改正され、衛生行政を警察から(20) 昭和二十二年九月五日法律第一○一号、戦前からの「保健所法」は、
- (21) 昭和二十二年十二月二十四日法律第二三三号
- (22) 訓令甲第一号(昭和二十三年一月一日「秋田県報」5
- 府県知事の指揮監督下に置かれた。(23) 国家地方警察の職員は国から任命されたが、地方事務官として都道
- (24) 条例第一号(昭和二十三年三月二十三日「秋田県報」号外)
- (25) 訓令甲第四号(昭和二十三年四月一日「秋田県報」第二五〇七号)
- 年度)―』(秋田県総務部行政管理課、一九七八年)六〇頁(26) 『地方制度の改正と秋田県の歩み―昭和20年度~29年度(付昭和30
- (27) 訓令甲第五号(昭和二十三年四月一日「秋田県報」第二五〇七号)
- )訓令甲第一○号(昭和二十三年四月二○日「秋田県報」第二五○九

28

(29) 昭和二十二年一月十九日法律第一三二号

- 30 清水洋二「農業協同組合」(『国史大辞典』第一一巻、 九九〇年、三五四~三五五頁 吉川弘文館
- 31 訓令甲第一四号(昭和二十三年五月五日 「秋田県報」
- 32 『秋田県戦後行政年表資料 (昭和二〇~三〇)』(秋田県、一九七六
- 33 訓令甲第二九号(昭和二十三年十二月十日 「秋田県報」号外
- 34 昭和二十二年十二月一日法律第一四六号
- 35 昭和二十二年十一月三十日法律第一四一号
- 36 昭和二十三年七月十三日法律第一五八号
- 37 解散し、「競馬法」 GHQは地方競馬を主催していた馬匹組合連合会及び中央馬事会を 川沿村)の二か所で昭和二十三年から二十八年まで開催された。 秋田県営競馬は、 八橋競馬場 により都道府県主催の公営競馬に転換させた。 (秋田市)と大館競馬場(北秋田郡上
- 38 条例第五八号(昭和二十三年十二月二十二日 「秋田県報」 号外)
- 39 田口勝一郎『秋田県の百年』(県民百年史5、 三年) 二八三頁 山川出版社、一九八
- 40 訓令甲第三十一号 (昭和二十三年十二月二十二日 「秋田県報」 号外)
- 41 訓令甲第一号 (昭和二十四年二月一日 「秋田県報」 号外)
- $\widehat{42}$ 昭和二十三年七月七日法律第一一〇号
- $\widehat{43}$ 集委員会編、ぎょうせい、一九七九年)七六頁 『地方自治総合年表』(現代地方自治全集25、現代地方自治全集編
- 44 昭和二十二年十二月二十四日法律第二三三号「食品衛生法」、第二 同十二日法律第一三七号「興行場法」、第一三八号「旅館業法」、第 三四号「理容師法」、二十三年七月十日法律第一二五号「温泉法」、 一三九号「公衆浴場法」など
- 45 昭和二十三年七月三十日法律第二〇一号「医師法」、 「歯科医師法」、第二○三号「保健婦助産婦看護婦法」、 第二〇二号 第二〇五号
- 46 『秋田県鉱山誌』 (秋田県地下資源開発促進委員会編) 秋田県鉱山

- 会館、二〇〇五年)六八一~六八二頁
- $\widehat{47}$ 訓令甲第五号 (昭和二十四年四月一日 「秋田県報」号外

48

- 組合法 昭和二十二年十月十八日法律第一一八号「災害救助法」、 二日法律第一六四号「児童福祉法」、二十三年七月二十九日法律第 一九八号「民生委員法」、 同三十日法律第二〇〇号「消費生活協同 十二月十
- 49 訓令甲第六号(昭和二十四年五月一日 「秋田県報」
- 訓令甲第一一号(昭和二十四年九月一日「秋田県報」第二六四九号)

50

- 昭和二十四年五月二十四日法律第一〇〇号
- $\widehat{52}$   $\widehat{51}$ 訓令甲第一二号(同

 $\widehat{53}$ 

- 四号) 訓令甲第一三号 (昭和二十四年十月二十一日 「秋田県報」 第二六五
- 54 昭和二十四年十月二十八日政令第三五 八号
- 55 昭和二十一年十月一日法律第三二号
- $\widehat{56}$ 昭和二十二年十二月十六日法律第一九一号

57

- 規則第四六号「商工資材事務所及び陸運事務所設置規則」(昭和二 十四年十一月一日「秋田県報」号外)
- 58 訓令甲第一六号(昭和二十四年十一月十日 「秋田県報」 号外)
- 59 規則第一〇号 (昭和二十五年四月十五日 「秋田県報」 第二七三二号)
- 60 訓令甲第七号(昭和二十五年五月三十一日 「秋田県公報」号外第二
- $\widehat{61}$ 年度) —』七三頁 『地方制度の改正と秋田県の歩み―昭和20年度~29年度 (付昭和30
- 62 昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号
- $\widehat{63}$ 条例第五号 田県報」第二六〇五号) 「秋田県消防講習所条例」 (昭和 二十四年四月五日 秋
- $\widehat{64}$ 訓令甲第八号 (昭和二十五年五月三十一日 「秋田県公報」 号外第二
- $\widehat{65}$ 昭和二十五年八月十日政令第二六〇号

- 66 坂田、
- 67 昭和二十五年九月一日条例第三一号(「秋田県公報」号外第一号)
- 68 規則第三号(昭和二十六年二月一日「秋田県公報」号外第一号)
- 69 昭和二十七年「日米文化会館設置関係綴」(九三〇一〇三―三〇五
- 70 竹前、
- 71 昭和二十三年十二月二十九日法律第二七九号
- 72 昭和二十三年七月二十日法律第一八二号
- 73 昭和二十四年十二月十五日法律第二六七号
- $\widehat{74}$ 『地方自治総合年表』一一五頁
- <del>75</del> 昭和二十五年五月二十四日法律第二〇一号、 八月二十七日法律第一三号 第二〇二号、二十一年
- $\widehat{76}$ 『戦後開拓のあゆみ』一三~一四頁
- 77 昭和二十四年六月六日法律第一九五号
- 78 規則第一〇号(昭和二十六年四月七日 「秋田県公報」第二八八三号
- 79 規則第三〇号 (昭和二十六年六月十四日「秋田県公報」号外)
- 80 規則第三八号 (昭和二十六年八月三十一日「秋田県公報」号外第一
- 81 昭和二十六年六月三十日政令第二五六号
- 82 規則第四〇号 (昭和二十六年九月一日「秋田県公報」第二九四六号)
- 83 規則第五八号 (昭和二十六年十一月六日「秋田県公報」第二九七三
- 84 昭和二十五年五月二十六日法律第二〇五号

85

榎本正敏「国土総合開発計画」(『国史大辞典』第五巻、 連絡のもと総合的に実施する趣旨だった。当初は電源開発を中心に 源の開発、 開発の四種から成る。主な内容は、 一九八五年)六七四~六七五頁 都道府県総合開発計画、 電源開発、工業立地条件の整備などで、これらを有機的 地方総合開発計画、 国土総合開発計画は、 治山治水、地下資源及び農林資 特定地域総合 吉川弘文館 全国総合開

- 進められた。
- 86 規則第五九号 (昭和二十六年十一月十二日 「秋田県公報」号外第一
- 87 規則第六四号 (昭和二十六年十二月一日 「秋田県公報」 第二九八五
- 88 規則第一四号 (昭和二十七年四月七日 「秋田県公報」 号外第二号)
- 規則第一五号 (昭和二十七年四月十二日 「秋田県公報」第三〇三九

89

- 規則第一六号 (昭和二十七年四月二十一日「秋田県公報」号外第号)

規則第一七号 ( 同

笠原英彦編『日本行政史』(慶應義塾大学出版会、二〇一〇年)一

 $\widehat{92}$ 91 90

- 93 昭和二十七年四月三十日法律第一二七号
- $\widehat{94}$ 規則第二六号 (昭和二十七年六月十四日 「秋田県公報」第三〇六六
- 95 規則第二九号 (昭和二十七年六月二十四日 「秋田県公報」 号外第二
- 96 規則第三六号 (昭和二十七年七月二十九日 「秋田県公報」 号外第二
- 97 昭和二十七年七月三十一日法律第二六五号
- 98 規則第四〇号 (昭和二十七年八月六日「秋田県公報」号外第一号)
- 99 警察予備隊の隊員数七万五千人に対し、保安隊の隊員数は一一万人 であり、三万五千人の隊員補充を緊急に要していた。
- 昭和二十七年八月十五日法律第三〇六号
- 104 103 102 101 100 規則第五三号 (昭和二十七年十月二日 「秋田県公報」
  - 昭和二十七年運輸省建設省令第一号
  - 昭和二十六年六月一日法律第一八五号
- 規則第六七号 (昭和二十七年十二月二十七日「秋田県公報」号外第

- 坂田、 前掲書 二三九、二四
- 『秋田県議会史』第一巻 五八九頁
- 109 108 107 106 105 条例第一号(昭和二十八年一月二十四日 「秋田県公報」 号外第一号
  - 規則第四号(昭和二十八年一月二十四日 「秋田県公報」 号外第二号
- 条例第二九号「秋田県人事委員会の設置に関する条例」 六年六月十二日 「秋田県公報」第二九一一号) (昭和二十
- 昭和二十六年三月三十一日法律第八八号

昭和二十六年六月二十六日法律第二四九号

131

- 条例第一〇号 (昭和二十八年三月三十一日「秋田県公報」号外第
- 115 114 規則第四五号 (昭和二十八年七月一日 「秋田県公報」 号外第一号)
- 規則第四八号 (昭和二十八年七月二十一日 「秋田県公報」号外第
- 116 訓令甲第 (昭和二十八年七月二十五日 「秋田県公報」 号外第
- 117 秋発文第二六号「文書取扱規程の施行につい 月二十五日「秋田県公報」号外第一号) 7 (昭和二十八年七
- 118 規則第五〇号 (昭和二十八年七月二十七日 「秋田県公報 号外第
- 昭和二十八年九月一日法律第二五八号
- 昭和二十八年八月一日法律第一五五号
- 121 120 119 規則第五三号(昭和二十八年九月二十一日 「秋田県公報」号外第
- 昭和二十八年七月三十一日法律第九一号
- $\widehat{123}$   $\widehat{122}$ 規則第七一号 (昭和二十八年十一月三十日 「秋田県公報」 号外第
- 125 124 規則第七三号(昭和二十八年十二月一日 「秋田県公報」号外第三号)
- 『秋田県土木史』第三巻(秋田県土木部監修、社団法人秋田県建設

- 技術センター、 九九〇年) 七六九百
- 126 規則第七六号 (昭和二十八年十二月二十四日 「秋田県公報」号外第
- 規則第七号 (昭和二十九年三月十三日 「秋田県公報」
- $\widehat{130} \ \widehat{129} \ \widehat{128} \ \widehat{127}$ 規則第一二号 (「昭和二十九年四月一日 「秋田県公報」 号外第一号)
  - 昭和二十六年六月七日法律第二〇七号
- 規則第三九号 (昭和二十九年五月二十九日 「秋田県公報」号外第
- 年度)

『地方制度の改正と秋田県の歩み―昭和20年度~29年度

(付昭 和30

- 昭和二十九年六月八日法律第一六二号
- 昭和二十九年六月九日法律第一六四号、
- 規則第四一号 (昭和二十九年六月十四日 「秋田県公報」 号外第一号)
- 136 135 134 133 132 昭和二十八年三月一七日法律第十四号
- 規則第八八号 (昭和二十九年十一月十六日 「秋田県公報」

# 絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について

太田研

資料管理のあり方が重視されてくるものと思われる。 かいな資料のひとつであり、多くの方々に利用していただいている。 力的な資料のひとつであり、多くの方々に利用していただいている。 力的な資料のひとつであり、多くの方々に利用していただいている。 秋田県公文書館は約二六○○点の絵図を所蔵している。 絵図は魅

の拡大や利用者数の増加に結びついた実態を述べるものである。いて紹介するとともに、その成果品を活用した普及活動が利用者層成二十三年度に実施した「絵図撮影・デジタルデータ化事業」につ本稿は、平成五年度の開館以来取り組んできた絵図の複製化と平

### 複製絵図について

平成五年度から行っている絵図複製化の必要性を述べた資料を要

約すると次のとおりである。

することができる。
て鮮明な画像が得られ、縮小化した結果、利用者も手軽に閲覧
ム方式によるダイレクトプリントで縮小絵図を作製した。極め

いいものと思う。 な情報が隠されているので、歴史資料としてもっと注目されての成り立ち、開発の進行、道路の発達、山野の変容等さまざまが、村

複製化を進めていきたい。が、来年度以降は各地の特徴をよく示している絵図についてもが、来年度以降は各地の特徴をよく示している絵図についても今年度は文化財に指定されている絵図を中心に複製化した

(平成五年十一月会議資料「古文書課の現状と課題」より)

絵図の価値は、一般には美術品的な面でとらえられていたが、

それのみでなく作製当時のさまざまな歴史情報を伝える資料と 認識はできないであろう。 しても注目される。これからは絵図の研究なくして確かな歴史

げたりするところから来る傷み、 いて写真複製を行ったが、 昨 かし、 年は秋田県及び秋田市の文化財に指定されている絵図につ 頻繁な利用は避けなければならない。 般的に絵図は大型であることや、 指定されていない物でも価値のある 絵の具の落剥等の心配があ 折り畳んだり広

(平成六年度会議資料 「古絵図の複製について」より) 絵図があり、できるだけ複製物をつくって閲覧利用に供したい

積極的な利用を進めていきたい

絵図を作製したあと、 ルムに保存していた。また、 平 -成五年度から平成十一 その複製絵図を撮影し4×5インチポジフィ 年度までは、 平成十二年度からは原本そのものを撮 ダイレクトプリントで複製

填制经回, 展子填制经回占粉

複製絵図の表面に 出力が分割になっ

子データはCD

はUVラミネー

ルプリント出力する方法で複製絵図を作製した。

4×5インチポジフィルムから電子データ化したあとデジタ

た場合は一枚物になるようにつなぐことにした。

壁掛けができるようにアルミ製プリントハンガーを備え付けた。

-ROMに書き込み保存した。

ト加工を、裏面にはクロス貼りを施し強化をはかり、

こうして、当館には平成十九年度までに二○五点の複製絵図が作

衣丨	<b>後</b> 裂伝	凶・展示後製紜凶点数		
年度(平成)	点数	備考	展示会名	展示複製絵図 点数
5	11	内県指定文化財8、市指定文化財1		
6	10	ほかに絵図袋の複製1点	秋田藩の修史事業	3
7	10	ほかに裏書複製3点		
8	12	ほかに裏書複製3点	享保年間の秋田藩	8
9	7	ほかに裏書複製3点		
10	10	ほかに裏書複製4点	近世秋田の国境	5
11	3	内県指定文化財 3		
12	70	内県指定文化財69(日本六十余州国々切絵図)	秋田藩の家臣団	5
13	4	内県指定文化財1		
14	10		佐竹氏入部四百年記念絵図資料展	11
15	10			
16	17		久保田城下町の建設と変遷	11
17	12		日本六十余州国々切絵図の世界(ミニ展示)	69
18	9	内海岸絵図は4分割で複製化	秋田藩の海防警備	7
19	10			
計	205			

(平成20年度以降は撮影のみ行い複製絵図は作製していない。)								
20	2	内出羽七郡絵図は13分割	武士の日記を読む	4				
21	9							
22	5		戦国時代の秋田	1				
23	807	絵図撮影・デジタルデータ化事業						
24	3		絵図にみる近世秋田	11				

<sup>※</sup> 平成20年度以降の点数は撮影点数

<sup>※</sup> 展示会は古文書班 (課) 担当の展示会のみ掲載

⑤閲覧用プログラムを組み込んだモニター付きパソコン

④デジタルデータ(保存形式はTIFF形式またはJPEG形

③閲覧用カラーコピー (A3版) ②保存用カラープリント(四つ切り) 実につながっている。表1は年度ごとに作製した複製絵図の点数と この複製絵図を活用することで展示可能な絵図が増え普及活動の充 製され、利用者の閲覧が容易になった。さらに、展示会においても

していない。 なお、平成二十年度以降は撮影のみ行い、 新たな複製絵図は作製

展示会で利用した複製絵図の点数である。

## 絵図撮影・デジタルデータ化事業

成作業」である。 託業務の内容は、 理士の資格を有する正社員のいる県内企業に事業委託を行った。委 を活用し、「絵図撮影・デジタルデータ化事業」として文書情報管 当館では平成二十三年度に秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業 成果品は次の五点である。 「所蔵絵図の撮影とデジタルデータ化及びその合

平成二十二年度ま

①ポジフィルム(保存用・控用のニセット、

でに撮影した絵図を一部含む)

表 2   所蔵絵図」・	掫款・フ	ータ化絵図	41)				
	所蔵絵図			撮影・データ化絵図			
	点数	藩政期	明治期以降	点数	藩政期	明治期以降	
秋田県庁旧蔵古文書	1049	422	627	536	322	214	
郷土資料	622	236	386	184	161	23	
加賀谷家文書	200		200	0			
東山文庫	172	89	83	42	21	21	
狩野文庫	161	2	159	0			
渡部斧松文書	156	70	86	0			
佐竹文庫	93	93		0			
落穂文庫	54	53	1	6	5	1	
混架資料	37	37		14	14		
博物館旧蔵史料	23	18	5	0			
戸村文庫	20	16	4	2	1	1	
佐竹西家文書	19	11	8	2	1	1	
岡文庫	13	12	1	0			
山崎文庫	9	3	6	3		3	
湊文書	8	7	1	0			
絵図 (独立)	7	7		6	6		
長岐文書	3	2	1	0			
菊池文庫	3		3	0			
秋林文庫	1		1	0			
その他・他館所蔵				12	12		
	2650	1078	1572	807	543	264	

「武英公園」 「撮影・データル絵図」占数

中一八四点を撮影した。 期の絵図を一六一点、明治期以降の絵図を二十三点、 数一〇四九点中五三六点を撮影した。「郷土資料」 絵図は藩政期の絵図を三二二点、明治期以降の絵図を二一四点、 が高いと判断し撮影点数を増やした。「秋田県庁旧蔵古文書」内の が「A─二九○─一一四─」で始まる資料)は閲覧が多く資料価値 号が「県C―」で始まる資料)と「郷土資料」内の絵図 撮影対象資料は、まず「秋田県庁旧蔵古文書」内の絵図(資料番 内の絵図は藩政 総数六二二点 (資料番号

でいる資料を中心に選択した(表2)。 次に他の資料群からは、 閲覧利用の多い資料や損傷・劣化が進ん

た。 影順位を下げた。また、戊辰戦争関係絵図・屋敷図・鉱山関係絵図 絵図等は、 方、同じく閲覧利用の多い明治初期の地籍図・村絵図・沽券地 少数の専門的研究者が対象となることから撮影の対象外とし 小型絵図が中心で原本での出納が可能であることから撮

らの撮影も四~五人の担当者が慎重に絵図を移動させていく方法で 組んで絵図を真上から撮影する方法を採り入れた(写真2)。どち それに絵図を貼り付け真横から撮影し(写真1)、大型絵図は櫓を 中型絵図は、絵図を磁石で固定するための鉄板を壁一面に設置し、 整がいつでもできるようにした。 撮影作業は全て当館内で行い、当館職員と業者との協議や連絡調 画面周辺の歪みができないようにするため、 長辺が約五メートル以内の小型 多くの絵図は約

> 度が下がるものは、その都度協議して分割枚数を決定した。また、 されている情報が細かすぎ一メートル四方の大きさで撮影しても精 一メートル四方の大きさを目安として分割撮影をしたが、絵図に記



写真 2

則としてかぶせや貼り紙を可能な限り開いた元図と、 ることで撮影コマ数を調整した。かぶせや貼り紙のある絵図は、 メートル四方に絵図が複数枚収まる小型絵図は、 まとめて撮影す 原

種類を撮影した。 も撮影した。 裁許絵図など裏書きが記されている絵図は裏書き

紙が付され、それらに記されている情報がわかる状態のものとの二

かぶせや貼り

デジタル画像データ作成作業については、 群馬県立文書館の先駆

様の作業方法である。
数字の違いはあるものの、合成作業までは群馬県立文書館とほぼ同様書をもとに委託業者と打ち合わせを行い、スキャナ性能に若干の的取り組みを大いに参考にさせていただいた。群馬県立文書館の仕

ニターは次のような条件により作製を依頼した。書き込み、利用者の閲覧に供するところまで作業を進めた。絵図モラムを組み込んだモニター付きパソコン(以下、絵図モニター)にそして当館では、合成作業で完成した画像データを閲覧用プログ

- (1) 全ての絵図資料のリストが検索可能になっていること
- (2) 絵図を指定するとその全体画像が出ること
- (3) 全体画面の任意の場所が随意に拡大できること
- (4)原寸まで拡大しても原本と同じ精度を保つこと
- 活用を踏まえ、適切な画素数を協議したうえで決定する(5) ホームページへの掲載や複製品の作製等今後のデータの

こと

完成した絵図モニターの操作方法は以下のとおりである。

- 面」に入る(写真3)。①「検索スタート」ボタンをクリックすると「絵図データベース画
- 資料番号のほか、年代・寸法などの基本情報が掲載されている。②「絵図データベース画面」には、八○七点の絵図写真と資料名・

わる(写真4)。 そこから絵図写真をクリックするとその絵図の全体図に画面が変

- ーワードとして該当する(写真5)。 けではなく、「絵図データベース画面」内の全ての基本情報がキ3特定の絵図を見るときはキーワード検索が可能である。資料名だ
- ④全体図は自由に移動・拡大・回転させ、絵図に記されている内容

を細かい部分まで読み取ることができる(写真6・7)。

窓をクリックすることでそれらの内容を見ることができる。⑤かぶせ・貼り紙や裏書きのある絵図は、全体図画面右下にある○

## 三 絵図モニターの設置

成二十三年十二月に完成した。 こうして八〇七点の絵図データが書き込まれた絵図モニターは平

取り組んだ。
その後、絵図モニターを閲覧室に設置・公開するため次の準備に

○絵図データの取扱方法の共通理解

の扱いとし、データ自体の提供は行わないことにした。それを写真撮影することを許可している。絵図データもそれと同様たり、複製絵図閲覧後原本の閲覧を希望する場合は原本を出納し、けることを決定した。当館は利用者が複製絵図を自ら写真撮影をしデータは閲覧用として、いわば複製絵図と同じものとして位置づ

写真 3

# 27-24(5) Mar(5) Brook #1(0) 9200	レコード(R) スクリプト(S) ウインドウ(W) ヘレブ(H)		- 0 ×
	・一ス 秋田県公支書館		火ニュー前面・
1 of 809 (809 total)	□ □ ・		
No 1 9160 MOSIS-1 9/X 31 9 6	NHA AERODA	和服 机电子放应之间 和服 和电子放应数 在数 文化科	947 947
% 2 9 Ha 9 MORS-2 + (X 57 5 53	SHY Contentations	NE SO	<b>报</b> 考2
No 3 93160 Al200-1 74X 41 N 12	Scharge Shirt	利用 現中 がたたん 利用 おた 対色が 名数 文化計	<b>製</b> 号
98-29 Al201-92 +4X 66 8 80	発行を 数件内間 表現等	和維 現状 (新北方) 西里 彩色 (新色) 現象 大切(	報号 第42
9/14/0   1/15/2 9/15/2   30   30   30	京科名 医间心上射线 系统型 数层型用射线	和部 株式 (株式 (株式 )	<b>報</b> 号2
Rich (Inc.)	京日本 (八田川407年 大田等	新聞 利用 対応化本 本面 新世 新世 新世 (1924)	# 5 (11.61, 12.610)

#### 写真 4



写真6



写真 7

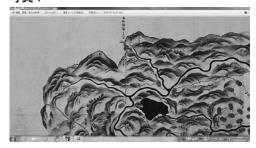


写真5



## ○絵図モニター設置場所の検討

館者が閲覧室に入室する際に いただけることを期待し、 とができる資料であり、 門家でなくとも見て楽しむこ を今まで利用したことのない 人にも興味を持って閲覧して 絵図は文献資料と異なり専 当館



写真8

型ディスプレイを閲覧用机一台、 対応)のみ備え付け、パソコン本体は壁を挟んだバックヤードに置 にはこのディスプレイのほかはキーボードとマウス(いずれも無線 (写真8)。四十二インチの大 椅子二脚とともに設置した。 机上

#### ○目録等の整備

利用者が手を触れないように工夫した

うに印をつけたほか、それとは別に資料群別に分類した目録を作成 地域別に分類している「絵図目録」にデータ化した絵図がわかるよ 使用方法を記した説明書を設置するとともに、平成十一年刊行の

> に準備した。 した。また閲覧用カラーコピーを資料群ごとに整理しカウンター内

成し館内に貼付した。 設置した旨をホームページや館広報紙に掲載したり、ポスターを作 絵図モニターは平成二十四年三月に閲覧室に設置した。 同時に、

ことも多くなった。 ランティア団体が研修や見学の一環として多数来館し、当館の所蔵 絵図についての概要や絵図モニター使用方法について説明会を開く 一目当ての利用者が入館した。なかには歴史に関わる研究団体やボ 四月に地元新聞に記事が掲載されると、その当日から絵図モニタ

#### 四 企画展の開催

世の秋田を概観するとともに、観覧後閲覧室の絵図モニターで絵図 という趣旨のもと企画展を開催した。 有形文化財の絵図をはじめ観覧者の興味を引く絵図を多数紹介し近 撮影・デジタルデータ化事業」の事業成果を活用しながら、 を閲覧する利用者の増加をはかる普及・広報活動の一環とする。』 平成二十四年度に当館は「絵図にみる近世秋田」と題し、 県指定

入部四百年記念絵図資料展」が開催されており、 絵図そのものをテーマとした企画展は、 平成十四年度に「佐竹氏 城下絵図と給人町

なる次の点を意識してみた。成二十四年度企画展を担当するにあたり、これまでの企画展とは異め数に多少はあるものの絵図資料は必ず展示されている。しかし平絵図計十一点の複製絵図が展示された。また、他の企画展において

パネル文も平易で短くしようと考えた。

パネル文も平易で短くしようと考えた。

パネル文も平易で短くしようと考えた。

のパネル文も平易で短くしようと考えた。

パネル文も平易で短くしようと考えた。

いる新たな情報が発見できる資料である。それならば、解読に知識や経験を要する文献資料は一切省いてみるという判断である。解説や経験を要する文献資料は一切省いてみるという判断である。解説や経験を要する文献資料は一切省いてみるという判断である。解説に対したである。

第24年 (1942年) (1

ルを作製できることを最大限に生かしたことである。ほとんどのパルを作製できることを最大限に生かしたことである。ほとんどのパネルは、インク・写真光沢紙・のり付パネル等を準備するだけで多った。までは、インク・写真光沢紙・のり付パネル等を準備するだけで多いな費用をかけることなく当館内で作製することができた。また展示スペースにあわせて自由にパネルの大きさを決めたり、絵図の一部分をトリミングし拡大させて展示することも可能になった。また展かし、当企画展は原本や複製絵図のほか、デジタルデータでパネルは展示台にも壁面にも飾ることができるため展示資料点数が増えた。表3は当企画展で展示した絵図の原本、複製絵図、パネルの区別表である。

さらに、「展示室を第一展示室とし、絵図モニターのある閲覧室

た。 を第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これはを第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これは

以下は当企画展のコーナーごとの概要である。

#### ◆プロローグ

別コーナーで示すものであるという。代表的な日本図や世界図でたどり、当該館が所在する地域の絵図を絵図展示の一般的なパターンは、わが国における地図の発達史を

である「地球図」「天球図」や林子平刊行の木版画である「三国通長も広い世界をイメージしていただくために、司馬江漢作の銅版画と導くようにコーナーを設置」していることを説明するとともに、い地域から徐々に範囲を狭めながら観覧者のよく知る身近な地域へい地域から徐々に範囲を狭めながら観覧者のよく知る身近な地域へ当企画展では展示室の規模の関係で、あいさつ文パネルとプロロ当企画展では展示室の規模の関係で、あいさつ文パネルとプロロ

表3 平成24年度企画展展示資料一覧・原本、複製絵図、パネル区別表

	長3 平成24年月	<b>芝企画展展示資料一覧・原本</b>	、 1友 表	<u> </u>		<u> </u>			
	資料番号	資料名	和暦	西曆	寸法(cm)	前後期	原本	複製絵図	パネル
プ	Z-152-2	地球図	寛政4	1792	54×87		0		
フロロロ	Z-159-5	蝦夷地之図(部分)	天明5	1785	53×98	前期			0
	Z-159-7	琉球国之図(部分)	天明 5		53×77	前期			Ō
1	Z-159-8	無人島之図 (部分)	天明 5		27×68	前期			Ö
グ	Z-151	天球図	寛政8	1796	39×98	後期			Ö
	AH290-2	日本全図	天保11	1840	39×52	12777	0		
	AH203-2	佐竹旧領書入水戸絵図	未詳	1010	53×85		Ö		
	県C-380	下総国11郡絵図	未詳		108×84	前期		0	
Ι	県C-384	武蔵21郡絵図	未詳		125×159	後期		ŏ	
	県C-377	常陸国14郡絵図	未詳		115×159	[文79]		0	
	A290-114-28	日本六十余州国々切絵図山城国	未詳		$101 \times 135$				0
	県C-603	出羽一国御絵図	正保4	1647	$1225 \times 535$				0
	県C-602	出羽七郡絵図	元禄年間	1041	$625 \times 726$				0
	県C-431-1~13		未詳		13分割				0
	県し-451-1~15	出羽国七郡絵図	木矸		13万割				0
II	県C-344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内 村与羽州秋田領沢尻村十二所村 味噌内村茂内村別所村扇田村大 館山境論争之事裁許申付覚	延宝 5	1677	123×322	前期		0	
	県C-320-2	八沢木村羽広村裁許絵図	元禄13	1700	295×368	後期		0	
	県C-392	野州御領絵図	天和1	1681	137×219			Ō	
		江戸より参候七郡小絵図写	享保9	1724	52×74		0		
	A290-114-116		享保10	1725	102×148				0
	A290-114-118		享保10	1725	154×119				Ŏ
ш	県C-179	御国目付下向之節指出候御城下 絵図	文政4	1821	185×231			0	
${ m II}$	県C-23	横手御城下絵図	嘉永 2	1849	143×185				0
	県C-189	大館御城下絵図	宝永 1	1704	138×183				0
	県C-119	檜山一圓御絵図	享保13	1728	172×233	前期		0	
	県C-91	仙北郡刈和野一圓之図	享保13		126×133	後期		Ō	
	県C-6	院内一圓之図	享保13	1728	229×272	前期		Ō	
IV	県C-4	湯沢絵図	享保13	1728	417×187	後期		Ŏ	
	A H312-272	土崎湊諸番所之略図	未詳		25×60	150774	0		
	県C-143	山本郡常葉村絵図	寛政10	1798	62×82		Ö		
	A290-114-113		未詳	1100	85×337				0
	県C-110	百三段新屋滝之下台場絵図	未詳		55×78	前期	0		
	県C-144	山本郡機織村草飼場絵図	寛政10	1798	32×82	前期	0		
	県C-111	戸嶋和田村近辺村絵図	未詳	1100	117×194	前期			0
	県C-280	平沢矢島伊勢居地絵図	未詳		144×114	前期			0
V	地6	羽州秋田寺内旧路名所之図	未詳		79×112	後期	0		
	県C-98	仙北郡田沢潟絵図近山村々	未詳		112×189	後期			0
	県C-598	海岸絵図	嘉永 2	1849	$235 \times 535$	後期			0
				1049					
$\vdash$	県C-162	太平山山上之図	未詳	1790	27×39	後期	0		
	県C-21	横手絵図	享保13		144×220				0
	県C-95	仙北郡角館絵図	享保13		163×315				0
_	県C-190	大館絵図	享保13		141×177				0
エピ	県C-165	御城下絵図	寛保2	1742	299×326				0
ヒローグ	県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図	正保4	1647	348×252				0
	県C-599	御城下絵図	宝暦 9	1759	180×220				0
	A290-114-1	日本六十余州国々切絵図 出羽 国	未詳		114×155				0
	A290-114-2	日本六十余州国々切絵図 陸奥 国	未詳		157×244				0

した。 とり上げられる人物であり、青少年層に対する興味付けを意識した。 覧図説 地球図 (部分)」を展示した。司馬・林は中等教育の歴史の授業で は原本を展示し、他の資料は後方の壁面にパネルで紹介

## 日本図・東国絵図

所・二条城や有名な寺院が記されている山城国をパネルで展示し 下総国・武蔵国を複製絵図で、「日本六十余州国々切絵図」は、 と寛永日本図との関わりなどを紹介した。「東国絵図」は常陸国 編集した四つの日本図や、 に展示した。ここで諸氏の研究成果を参考にしながら、江戸幕府が 外各地の絵図は「東国絵図」と「日本六十余州国々切絵図」を中心 資料解説パネルにおいて須原屋についての説明を加えた。また、県 る須原屋茂兵衛の木版画を所蔵していたので、その原本を展示し、 日本図は所蔵資料が少ないものの、当時江戸有数の書物問屋であ このコーナーでは、 日本図や秋田県外各地の絵図を展示した。 「東国絵図」「日本六十余州国々切絵図 御

#### $\coprod$ 国絵図・領分絵図

領内調査の結果作製された絵図を展示した。 このコーナーでは、 出羽国絵図のほか、秋田藩が関わる境争論や

られる「出羽一国御絵図」 江戸幕府が四度にわたって行った大規模な国絵図作成について説 その中の正保・元禄・天保期の国絵図と関わりがあると考え 「出羽七郡絵図」「出羽国七郡絵図」の三

III

城下絵図

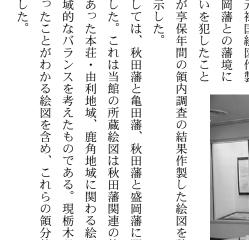
ルデータ上で合成したものであ 展の目玉となったところである たことは画期的であり、 る。この三点を一堂に展示でき 〇センチ×五〇センチほどに十 して「出羽国七郡絵図」は五〇 いずれも原本は大型であり、ま 点を並べてパネルで展示した。 三分割されているものをデジタ (写真9)。 当企画

描くという間違いを犯したこと の際森吉山を盛岡藩との藩境に この後話題を元禄国絵図作製

写真 9

本やパネルで展示した。 に移し、秋田藩が享保年間の領内調査の結果作製した絵図を数点原

複製絵図を利用した。 田藩下野領があったことがわかる絵図を含め、これらの領分絵図は 介することで地域的なバランスを考えたものである。 多い中、他藩であった本荘・由利地域、 裁許絵図を展示した。これは当館の所蔵絵図は秋田藩関連の絵図が 領分絵図に関しては、秋田藩と亀田藩、 鹿角地域に関わる絵図を紹 秋田藩と盛岡藩に関わる 現栃木県に秋



覧者それぞれの視点でみていただくことを期待した。
じ者それぞれの視点でみていただくことを期待した。
とと、絵図中にみえる城下町の特徴を簡単に記すにとどめ、観めため、解説パネルでは国目付下向の際作製・提出された絵図であの情報が詳しく、さらに現在の町並みとそれほど変わりがない。その情報が詳しく、さらに現在の町並みとそれほど変わりがない。その情報が詳しく、さらに現在の町並みとそれほど変わりがない。その情報が詳しく、さらに現在の町並みとそれほど変わりがない。そのため、解説パネルでは国目付下向の際作製・提出された絵図であることと、絵図中にみえる城下町の特徴を簡単に記すにとどめ、観手域は、外保田域と幕府により存続が許可された大館するにある。

た。

### 1 町絵図・村絵図

(写真10)。 外の町や村の絵図を展示したーナーで展示した三城下町以

「秋田県給人町絵図」として の領内調査の過程で作られた の領内調査の過程で作られた ものを展示した。秋田藩内で ものを展示した。秋田藩内で が置かれた九町中七町の 所預が置かれた九町中七町の がこれらは昭和六十三年に





写真10

気がある。当企画展でも「秋田県給人町絵図」は複製絵図を利用し製化はこれらの絵図から着手しており、当館所蔵の絵図の中でも人一括して秋田県指定有形文化財になっている。平成五年度の絵図複

た。る米代川流域の絵図を一八〇センチほどに縮小したパネルを展示しる米代川流域の絵図を一八〇センチほどに縮小したパネルを展示しほかに、小型の町絵図・村絵図の原本や、横辺が三三七センチあ

#### V 身近な絵図

のぞきケースを使用するこのコーナーでは、小型絵図は原本で、中型・大型絵図はパネルで展示するとともに、その絵図の中の一部や床などに広げて見るのが通常のため、中央部に描かれた情報を見るのに苦労する。その問題を絵図モニターを利用することで解決でるのに苦労する。その問題を絵図モニターを利用することで解決でるのに苦労する。その問題を絵図モニターを利用することで解決でもることを観覧者に理解してもらい、閲覧室で絵図モニターを利用していただきたいと考えたコーナーである。身近な絵図というコーナータイトルのとおり、展示資料は鳥海山・田沢湖・寒風山などの大田を代表する自然や、太平山山頂の三吉神社奥宮・寺内古四王神社などの名所旧跡、渡し場・水門など特徴ある施設・設備を取り上社などの名所旧跡、渡し場・水門など特徴ある施設・設備を取り上げた。

#### ◆エピローグ

このコーナーでは「絵図撮影・デジタルデータ化事業」の作業風

を簡単な説明文を付してパネルで示した。 景や絵図モニターの使用方法を紹介した。 絵図モニターの使用方法は、前章で掲載した絵図モニターの写真 作業風景は実際行った撮影現場の様子を、パネルで展示した。

絵図の中から一部をA4版の小さなパネルで展示した。 さらに他のコーナーで紹介できなかった秋田県指定有形文化財の

ることもあった。 や新聞社に取り上げられた時は一日に三三〇人もの観覧者数にのぼ あるが、前期展に限ると過去最高の数になった。特に地元テレビ局 後期展(十一月二十一日~十二月十六日)で二四〇〇人、計七三九 ○人の方々から観覧していただいた。一日平均一三二人の観覧者で 当企画展は前期展(八月二十四日~九月二十三日)で四九九〇人、

文書館講座のアーカイブズコースにおいて同名のタイトルで講座を データ化の経緯や特徴のある絵図についての解説を行った. をいただき、ギャラリートークを兼ねながら絵図複製化・デジタル 開催し、普及活動間の連携をはかった。二十二名の受講者から参加 また、後期展開展中の十一月二十三日には、当館の事業である公

に受け入れられるテーマであったのではないかと考えている。この まず、絵図展がそれほど専門的な知識がなくともたくさんの方々 観覧者から質問を受けレファレンスをした時などに、その

当企画展観覧者の傾向として次のことがあげられる。

る。また日ごとに比較したとき、併設する図書館への入館者数と当 あったことを意味するものであろうか 企画展の観覧者数が比例していることも気軽に観覧できる企画展で 絵図でも人により目の付けどころが違うことから感じたことであ 内容が多様であり、それぞれ興味を持つ絵図が異なることや、同じ

り、 リピーターが何度も訪れてくださったからではないかと推測してお ていただいているが、観覧者数が多かった割に例年になく持ち帰り をされた方の割合が少ないことが当企画展の特徴であった。これは また、パンフレットを展示室入口に設置し、 所期の目的が達成されたと判断している。 自由に持ち帰りをし

原本の写真撮影をされたことが開展中数件あった。 件も寄せられた。多くは将来的に地元に関わる絵図の展示を考えて あった。現に、当館所蔵絵図の存在を知った市町村職員が来館し、 いる市町村から、 さらに、 市町村職員や関係団体から絵図に関する問い合わせが何 館外貸し出しやデータ入手方法についてのもので

5 することについては、七月まで月二十人を越えることのなかった絵 図モニター閲覧者(個人の閲覧者のみ、研修会等の団体利用者は除 さて、最終的目標であった展示観覧者が閲覧室利用者として来館 が八月以降は倍増したことがわかった。

#### 五 今後の絵図撮影について

の撮影・データ化に取り組んできたいと考えている。また、優先順位を考慮しながら、今後とも毎年数本ずつでも絵図

(古文書班 おおた けん)

#### 註

- 年)に詳しい。 の絵図史料について」(秋田県公文書館研究紀要第五号 一九九九(1)秋田県公文書館の絵図資料の概要については佐藤隆「古文書課所蔵
- 治期絵図を中心に―」(双文26 二〇〇九年)(2)佐藤亨彦「群馬県立文書館における絵図資料のデジタル化事業―明
- (3) 秋田県公文書館研究紀要第十七号 二〇一一年
- (4) 秋田県公文書館研究紀要第十八号 二〇一二年(共著齋藤奈美)
- (5) 杉本史子ほか編『絵図学入門』(東京大学出版会 二〇一一年)
- 絵図研究会編『国絵図の世界』(柏書房 二〇〇五年)ほか(6)川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院 一九八四年)、国

# 公文書館の利用者サービス向上をめざして

は じ め に

境整備がこれまで以上に求められることになった。 蔵する資料を「主権者である国民が主体的に利用し得る」ための環 の知的資源」と位置づけられた。これにより「公文書館等」は、 録である公文書等」は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有 律」において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記 平成二十一年七月一日に公布された「公文書等の管理に関する法 所

さに「市民への歴史サービス事業」を担当する部署である。 班の二班編制で業務に当たっており、筆者の所属する古文書班はま トを紹介した。秋田県公文書館(以下、当館)は公文書班・古文書 館は市民への歴史サービス事業」と位置づけた同館のマネージメン の平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コースの中で「文書 尼崎市立地域研究資料館の辻川敦館長は、国文学研究資料館主催

平成二十四年十二月現在、 般市民が「公文書館」に求めているサービスとは何だろうか。 当館に寄せられたレファレンスを例にと

ると、古文書班が対応した内容は次のとおりである。

Α 系図、 先祖調べに関わる内容

В その他の所蔵資料に関わる内容

а 特定の人物について : 8 b

絵図について 寺社について

: 1 :

С d

学校について …3

е その他 : 8

C 持ち込み資料の解読依頼

: 2

D 刊行物について : 1

Е 書画について …1

G 歴史全般に関わる質問

F サービスやシステムに関する質問 : 8

が登場する資料はあるか」といった内容も多いが、この中にも先祖 調べに関わる内容である。また、B─aのように「○○という名前 多くの文書館がそうであるように、 最も多いのがAの系図や先祖

鍋

(していた) 地域の絵図、地名、寺社に関する内容も多い。調べに関わるものが含まれるのではないかと思われる。居住する

そこで、当館の利用者サービスの現状を踏まえて、今後の課題をついての情報を求めていると考えていいだろう。スで当館を利用する人の多くは、先祖調べを含め「身近な歴史」に単年度の途中経過ではあるが、この結果を見る限り、レファレン

検討してみることにする。 そこで、当館の利用者サービスの現状を踏まえて、今後の課題

# 秋田県公文書館の利用者サービスの現状

用者の目線を意識して配置している。これらの資料や設備に興味を 所蔵する文化財の複製や閲覧用の大型モニター、広報紙などを、 は図書館からの動線の終点に位置している。このため正面の壁には 当館の存在はある程度認識されているようだ。また、当館の閲覧室 しており、 に比べ戦前公文書が多く残っている(約一八、○○○点)。 田県庁は第二次世界大戦末期の空襲の被害を免れたことから、 三四五点、古文書六四、五三三点(マイクロフィルムを含む)。秋 ンターが隣りあっている。こうした環境のため、 平成二十四年三月現在、 施設の最大の特色は閲覧室である。当館は秋田県立図書館と併設 当館の閲覧室を訪れる図書館利用者の姿は毎日のように見ら ワンフロアー形式の閲覧室では両館の貸出・出納のカウ 当館で所蔵する資料は公文書等一〇〇、 図書館利用者にも 他県 利

> れ る<sub>②</sub>

ら利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 ら利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 ら利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 と利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 と利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 と利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 と利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 と利用拡大への確実な道ではないかと思われる。 としかし実際に資料を閲覧する利用者となると限られており、市

め、その成果と課題、および今後の可能性について考えてみたい。以上の観点から、まず当館の利用者サービスの現状についてまと

#### ①閲覧利用

一六、四八二点と、国文学研究資料館(東京)等県内外の機関が所
カウンターに提出すれば、公開資料は誰でも閲覧可能である。
閲覧室には所蔵資料目録・検索用PCのほか、複製本(写真帳も
しくはコピー本)を配架している。これらは申請なしで閲覧できる
しくはコピー本)を配架している。これらは申請なしで閲覧できる
が、変製本(写真帳も
を記入の上
来館して閲覧許可申請書(HPからダウンロード可能)を記入の上
来館して閲覧許可申請書(HPからダウンロード可能)を記入の上

閲覧に供している。 有する県関係文書六、四〇二点の複製本も配架し、利用者の自由な

#### ②公文書館講座

する「アーカイブズコース」(全四回)を実施している。級編各三回/上級編四回)と、公文書館の活動や資料について紹介現在は「公文書館講座」として、「古文書解読コース」(入門編・初地区で実施したが、翌六年以降は館内で古文書講座を開催してきた。開館当初の平成五年は古文書解読研究会を県北・県南・中央の三

両コースとも教材には所蔵資料を使用する。「古文書解読コース」は古文書班の職員(嘱託を含む)が担当し、でおうもので、他館では歴史講座として開催されるものに近い。解読講座である。「アーカイブズコース」は古文書・公文書両班の解員が担当し、資料紹介から「公文書館とは何か」など幅広いテーなを扱うもので、他館では歴史講座として開催されるものに近い。

を通じて三四〇名であった。 各回とも募集は四〇名程度で、平成二十四年度の受講者は全講座

## ③レファレンス対応

から直接受ける質問の他に、電話・メール・FAX・文書でも随時前述のとおり歴史全般を含む様々な質問にも対応している。来館者基本的には所蔵資料に関わる内容を対象としているが、実際には

ど行政関係者である。受け付けている。公文書に関するレファレンスは大半が県庁職員な

#### ④古文書相談

節を割いて詳しく述べることとする。の解読および鑑定は扱わない。この取り組みについては、後節で一の解読および鑑定は扱わない。この取り組みについては、後節で書画談日」とした。公文書館の所蔵資料と個人が所有する資料に限り、平成二十一年十月から、毎月第二・四火曜日の午後を「古文書相平成二十一年十月から、毎月第二・四火曜日の午後を「古文書相

# 一 平成二十四年度の新たな取り組み

組みを行った。 前節の現状を踏まえ、平成二十四年度には次のような新たな取り

## ①絵図モニターの設置

ため、広げにくい大型絵図や損傷のある絵図でも、鮮明かつ良好なというにいい、サイズや形状などの基本情報が表示され、端書・裏資料名のほか、サイズや形状などの基本情報が表示され、端書・裏の一設置である。絵図資料約二、六○○点のうち、デジタルデータの一設置・利用面での大きな取り組みが、閲覧室内への絵図専用モニ関覧・利用面での大きな取り組みが、閲覧室内への絵図専用モニ

ることから、利用者にとって非常に利便性が高いといえる。ても申請が必要だが、モニターの場合は手続なしで自由に使用でき状態で見られるのが魅力である。また、絵図の閲覧は複製品につい

画展の来場者にも好評を博していると考えていい。 る。 め企画展を訪れた際も、 少なからず見られた。史跡案内などのボランティア団体が研修のた 中は展示を見た後に閲覧室を訪れ、モニターを操作する人々の姿が 開始前後に複数のニュース番組や新聞で紹介されたことから、 を拡大して熱心に検証する人が多かった。一般の利用者に加え、 ータ化事業と絵図モニターを紹介するコーナーを設置した。 ー夕を使って展示パネルを作成したほか、展示スペースの一角にデ また、今年度の企画展 特に城下絵図は現在の町並と比較できるため、 最も人気が高かったのが絵図モニターであ 『絵図にみる近世秋田』では、この画像デ 武家地の屋敷割 企画展 期間 企

#### ②公文書館講座

う配慮したものである。

定の効果があったと見ていい。出せずにいる人々に、言わば「気軽に」参加してもらうために、一いについて行けないのでは…と心配で迷っていた。今年は思いきっかについて行けないのでは…と心配で迷っていた。今年は思いきっか回の講座受講者の中には「受講したいと思いつつ、講座のレベ

は、講師にとって非常に参考となるものであった。である。マイクの使い方や資料配付のタイミングなどに関する意見と、次回に反映できる意見を取り入れていくことを目的とした試みと、次回に反映できる意見を取り入れていくことを目的とした試みまた、講座では毎年コースごとにアンケートを実施していたが、また、講座では毎年コースごとにアンケートを実施していたが、

## ③新利用案内の作成

平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。 は平成二十五年三月を予定している。

# Ξ 古文書相談 ~利用者のニーズに応じたサービス

に特化した対応である。 案がなされた。レファレンスの一環として応じるのではなく、 ことから、「業務として古文書解読に対応してはどうか」という提 ってきたこと、また県内には他に解読に対応できる公共機関がない 日」である。来館者から所蔵する古文書の解読を希望する声が起こ 当館の特色のひとつとなっているのが、毎月二回の「古文書相談

などを参考に班内で検討を重ね、 書解読へのスタンスを明確にする必要があった。他県の文書館の例 ここで、どのような趣旨で解読を行うかという、館としての古文 次のような方針を定めた。

- 相談者自身が所蔵する古文書か当館の所蔵資料が対象。
- 全文解読は行わない。 めない部分の補助を行う。 相談者がある程度解読してきた中で読
- 書画などの解読、 対象外とする。 価格評価・鑑定、 懸賞や学習課題の回答は
- る。 事前予約制とし、 予約時に相談内容や資料の分量を確認す

所蔵資料

5

24

2 9

の解読

- 解読は嘱託職員が二人ずつ、当番制で対応する。

相談は一人三〇分以内を目安とする

は表1の通りである。 手続など、古文書自体の扱い方に関する相談も寄せられた。平成二 頼のみを想定していたが、実際に始まってみると保存方法や寄贈の 解読をサポートするサービス」が古文書相談である。当初は解読依 十一年度以降の相談件数(平成二十四年度は十一月段階での数字) 基本的には 「解読を全面的に請け負う」のではなく、「自力での

### 表 1

関	その他の	合	計
間	質問		пІ
0	6		13
1	1		32
0	0		4
0	0		13

館蔵資料	刊本に関	その他の	合 計
の解読	する質問	質問	
2	0	6	13
5	1	1	32
2	0	0	4
4	0	0	13
二た(	こ。 談件 をもの	談日の	問や古年

した実績はない。 二十三年度からは完全予約制とし 初年度は約半数が資料についての質 のと考えられる。二十三年度の相 おらず、利用者の間で古文書相 口文書の読み方の基礎についてで 〒に相談日数や広報活動等を変更 **数が大幅に減少しているが、** )趣旨について理解が深まってき **にが、最近はこうした相談は寄せ** 理由としては 特に

- た。
- ・二十二年度は特定の利用者が複数回 にわたり相談していた。
- 古文書相談自体の需要がいったん一 段落した可能性がある

年度

H21

H22

H23

H24

されつつあると解釈していいだろう。名にのぼっている。すべて県出身者だが、古文書相談日の周知がな二十二年度の数字に近づきつつある。また、県外からの相談者が四などが考えられる。二十四年度の利用者は十一月時点で十三人と、

ない範囲で対応している」という文書館もあった。 ていない。強い要望があった場合にレファレンスの一環として受けていない。強い要望があった場合にレファレンスの一環として受けてがない。強い要望があった場合にレファレンスの一環として受ける。だが、多くは基本的に解読を扱った。

る 古文書相談から講座 談者の希望すべてに応えるのは困難であり、 三〇分という時間制限を設けている。 け入れられないという前提で開始したサービスであり、 自助努力を待つほかない。 (古文書解読コース) |利用をきっかけとして、講座を受講しはじめるケースも出てきた。 古文書相談日」も、 の受講を勧めているが、 業務に支障をきたす可能性がある場合は受 という新たな利用拡大の 読解力に不安を抱える相談者には、 しかし、限られた時間内で相 対応しきれない部 実際に古文書相 流れ そのために が期待され 講座 分は 談

# 四 今後の課題 ~利用者の満足度向上のために

以上、当館が行ってきた利用者サービスと、近年の新たな取り組

提案してみたい。 みについてまとめてきた。最後に、今後の可能性についていくつ

## ①閲覧利用

こうした利用者の利便性を図る工夫ができないだろうか。利用者のうち、研究者以外の多くの目的は先祖調べと考えられる

べの手法をパターン化して紹介した(資料1)。で、「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」と題し、先祖調で、「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」と題し、先祖調局発行の広報紙「古文書俱楽部」では、資料紹介や古文書にま

#### 資 料 1



調査の一助とできるかもしれない。 これを簡易マニュアルとして閲覧室に提供することで、利用者の

# ②公文書館講座

検討してみたい。 ここでは、アンケートの記述欄に寄せられた意見の一部について

# ・「平日の講座は午後六時以降の方が、若い方も参加できる」

公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館講座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館書座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館書座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館書座のうち、古文書解読コースの入門編・初級編は土曜公文書館書を表記されている。

# ・「午前・午後の二部に分け、二日間で集中開催してほしい」

日程については様々な意見がある。アーカイブズコース以外の講自程については様々な意見がある。アーカイブズコース以外の講座は昨年度は隔週開催であったが、今年度は毎週開催としたため、国程については様々な意見がある。アーカイブズコース以外の講

# 「上級編を年二回開催してほしい」

しており、講座の増設はきわめて困難である。から外部講師を招いて行う場合も多いが、当館では職員のみで対応がら外部講師を招いて行う場合も多いが、当館では職員のみで対応講座の回数増を希望する声は毎年ある。他館の講座では大学など

法を模索するべきだろう。応えるためには、館主催での講座という形にこだわらず、様々な方ないという事情がある。「もっと読みたい」という利用者の希望にこうした希望が多い背景には、県内で他に解読講座を行う機関が

自主グループの活動例を紹介し、情報提供を行ってみたい。展を期待できるのではないだろうか。まずは講座の一環でこうした級編の受講者は古文書に親しんでいることから、尼崎市と同様の発級編の受講者は古文書に親しんでいることから、尼崎市と同様の発級にの受講者は古文書に親しんでいることから、尼崎市と同様の発し、その活動を資料館がサポートして

れば、比較的取り組みやすいと思われる。
か内容をアップしたり、翻刻文のある資料を紹介するという形であ教材を作成するのは業務上の負担が大きいが、過去に実施した講座とで原資料の写真と翻刻文・解説を掲載している。新たにHP用の新潟県立文書館では「インターネット古文書講座」として、HP

# ③レファレンス対応

くると、「資料のコピー(複写)を送って欲しい」という要望がお電話・メール等のレファレンスの中で調べたい資料が特定されて

きか否か」という議論が改めて必要であろう。 この点については、「資料保存機関としてコピーサービスは行うべいが、文書館によっては、刊行本などに限り応じている場合もある。こってくる。当館では現時点でコピー郵送のサービスを行っていな

はないように思える。とだし、コピーを希望される資料はほぼ原資料であり、電子複写といただいており、今のところ新たにコピーサービスを始める理由段を紹介している。コピー希望者についても同じ対応で概ねご理解来館が難しい」という場合には、代行業者による写真撮影が中心となる。現在、「資料を見たいが遠方であり、をいただし、コピーを希望される資料はほぼ原資料であり、電子複写

る。

いくためのシステムを構築する必要がある。られる。個々の努力に求められる部分が大きい問題だが、改善してられる。個々の努力に求められる部分が大きい問題だが、改善して年数によって、回答の質・量に差が生じてしまうという問題が挙げその他の問題点として、レファレンスを受けた職員の知識や経験

ならない。

「例として、現在ペーパーで保存しているレファレンスの内容を
が一夕化し、内容ごとに分類して保存する方法が考えられるだろう。
で傾向を把握し、効率的な「レファレンス間があれば応用が可能であり、経験
に関するレファレンス例があれば応用が可能であり、経験
がして、現在ペーパーで保存しているレファレンスの内容を

## 4古文書相談

もある。対象とする資料の範囲は、今後の検討課題のひとつであ蔵資料に限られているが、特に制限を設けずに対応している文書館られる。現在、解読の対象とする資料は相談者が所有するものか館開始から四年目を迎え、古文書相談の趣旨も定着してきたと考え

希望への対応が課題となってくるだろう。後は「ネット上での資料閲覧」や「データのダウンロード」などの以上、現状でのサービス向上の可能性を様々にあげてみたが、今

みだが、将来的には相互に秋田藩関係の歴史情報を検索できるシスクしたパソコンを閲覧室に設置予定である。現時点で閲覧可能な資が上夕ベース「日本古文書ユニオンカタログ」(目録情報)とリンデータベース「日本古文書ユニオンカタログ」(目録情報)とリンテの取り組みのひとつとして、今年度末までに東大史料編纂所の

済みである。当館も参加を予定している。所蔵資料を検索・閲覧できるシステムで、一部の資料はすでに公開「デジタルアーカイブ」の整備が進んでいる。ネット上で各機関のテムをめざしている。また、秋田県立図書館など県内六機関による

これまで文書館の「利用者」とは、実際に来館して資料を閲覧す これまで文書館の「利用者」とは、実際に来館して資料を閲覧する人々もまた「利用者」であり、これに対応することも「サービス」である。また、ネットが急速に拡大してきた現在において、メールである。また、ネットが急速に拡大してきた現在において、メールである。また、ネットが急速に拡大していくことも利用者サービスにほか こうした人々への対応を拡大していくことも利用者サービスにほか こうした人々への対応を拡大していくことも利用者サービスにほか ならない。

ってもらえるか」を考えたサービスを提供していきたい。のための保存であることを念頭に、「どう見てもらえるか」「どう知料でも、必要とされる誰かの目に触れた時には、その研究やルーツ、料でも、必要とされる誰かの目に触れた時には、その研究やルーツ、料でも、必要とされる誰かの目に触れた時には、その研究やルーツ、アーカイブズ・カレッジでは、国文学研究資料館の青木睦氏がアーカイブズ・カレッジでは、国文学研究資料館の青木睦氏が

# おわりに

昭和最後の夏。某高校の文芸部では迫り来る学校祭の展示に思い

展示は彼女たちのためにあったのではないかと感じていた。展示は彼女たちのためにあったのではないかと感じていた。毎年発行している部誌からゲリラ的に刷っては各教室にばらまいている短編集まで、とにかく全部並べてしまえという投にばらまいている短編集まで、とにかく全部並べてしまえという投にばらまいている短編集まで、とにかく全部並べてしまえという投にがかなりな作戦である。準備はあっという間に終わった。学校祭初日。を手に部員を呼んだ。執筆者に父の名前があるので、一部頒けてほしいと言う。予想外の展開に戸惑ったが、あいにくその号は一部しいと言う。予想外の展開に戸惑ったが、あいにくその号は一部ししいと言う。予想外の展開に戸惑ったが、あいにくその号は一部したのでした。部長がコピーを手渡すと、母親らしき女性がかすかに及るででした。部長がコピーを手渡すと、母親らしき女性がかすかになどでした。部長がコピーを手渡すと、母親らしき女性がかすかにしたなっているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の人となっているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の人となっているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の人となっているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の人となっているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の人となっているのだろう。

つと見つめていた二人の姿が蘇った。書である。概容をふたたび電話で報告すると、丁寧なお礼の後で、自分は受取人の孫であると明かされた。実際に見てみると、戦前の葉されから四半世紀。某県公文書館の学芸主事は、電話である所蔵

ないか。地域の歴史に興味がある。先祖について知りたい。身近な理由があり、目的がある。歴史が好きだから。業務に必要な資料が公文書館を訪れる人は決して多くはない。だが、その一人一人に

# 人の足跡を探している。…

存在意義の根幹なのだろう。になることはできる。それがアーカイブズを扱う者の役割であり、になることはできる。それがアーカイブズを扱う者の役割であり、ービスである。満足してもらえるとは限らない。だが、何らかのカービスである。満足してきる限り応えるのが、アーカイブズのサそうした様々な思いにできる限り応えるのが、アーカイブズのサ

(古文書班 なべしま まこと)

#### 註

- ブズ管理の実際 1 地域とアーカイブズ 辻川 敦(1) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース N アーカイ
- 県公文書館研究紀要第十八号) 齋藤奈美・太田研「秋田県公文書館における普及活動の進展」(秋田
- ブズ管理論 7 アーカイブズの公開と普及活動 加藤聖文(3) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース Ⅲ アーカイ
- を ブズ管理論 5.アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防 青木(4) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース Ⅲ アーカイ

ジ短期コースの終了論文に加筆修正を加えたものです。 ※本稿は国文学研究資料館主催の平成二十四年度アーカイブズ・カレッ

## 〈資料紹介〉

# 湊八八 「日記」 (郡方見回役加勢勤中日記)

# 文政七年甲申三月 国季

はじめに

今年度より数年間をかけて、「湊文書」から湊国季(曽兵衛)の

御用日記の翻刻文を資料紹介として掲載する。

紹介予定の資料は次の通り。

①湊八八「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)

文政七年 (一八二四)

) 文政八年(一八二五)

②湊八九 「日記」(

③湊九〇「郡方見回役加勢勤中日記」文政九年(一八二六)

④湊九一「 " 」文政十年(一八二七)一~六月

⑤湊九二—一「郡方吟味役勤中日記」

文政十年 (一八二七) 閏六~十二月

⑥湊九二一二「 " 」文政十一年(一八二八)

⑦湊九四—三、四「 " 」文政十二年(一八二九)

当館開館に伴って移管された。文書群であり、昭和四十七年に子孫から県立秋田図書館に委託され、文書群であり、昭和四十七年に子孫から県立秋田図書館に委託され、「湊文書」は文政・天保期に地方行政を担った湊曽兵衛家の伝来

称していたが、湊氏に戻った。湊家の家系は、藩に提出された系図湊家は秋田の戦国大名であった湊安東氏の庶流で、初め安東氏と

によると次の通り。

「安東氏季(安東愛季庶流)―某―種季―恒季―湊道季

―年季―規季―兼季―国季(曽兵衛)―興季―則季」

住居は築地下東町で同町の町役であった。石高は四〇~五〇石で、

四屋村(大仙市)と三梨村(湯沢市)に領地があり、井川町に開田

があった。

っている。
年(一八五八)まで三八年間、全一○九册(実数は一二八册)とな年(一八五八)まで三八年間、全一○九册(実数は一二八册)となを大量に残しており、その日記は文政四年(一八二一)から安政五湊曽兵衛国季(生年不明~一八五九)は、郡方の役方の御用日記

国季の役職と在職期間及び資料番号・資料名は次の通り。

湊八八 「日記」 (郡方見回役加勢勤中日記)

・文政四~七年 御厩請払役

湊八四~八七「御厩請払役勤中日記」

六册

る。

·文政七~十年 郡方見回役加勢

湊八八~九一「郡方見回役加勢勤中日記」 四册

文政十~十三年 郡方吟味役

湊九二~九四、一七三「郡方吟味役勤中日記」 六册

文政十三年 御副役

湊九五~九六 「御副役日抄」

二册

天保二~十四年 郡奉行

(天保五年からは勘定奉行兼帯)

湊四二、九七~一五三

「(回在中) 日抄」「(回在中) 御用留書」 六一册

(同年のもので複数册があるものがあり実数は八〇册)

天保十四~安政五年

湊四三~五〇、九九九~一〇〇九、一〇三五

「私用雑記」

三〇册

郡奉行の職務の実態や近世後期の秋田藩の農村の状況を同時代に記上を占め、担当した雄勝・平鹿・仙北の各郡を回在した記録であり、これらの資料のうち、一二年間勤めた郡奉行の御用記録が半数以

録した貴重な資料といえる

士との交際、知行地での開発の様子など、晩年の国季の生活がわか日常生活を書き続けた。日記には同僚であった郡方役人や近隣の藩天保十四年(一八四三)の郡奉行退任後も、「私用雑記」として

は原秩序を表していない。

「とに年代順に並べたものを、通し番号で整理したため、資料番号整理方法は、十進分類の内容に基づいて五二項目に分け、その項目整理方法は、十進分類の内容に基づいて五二項目に分け、その項目

がある。その他、不明な点は原本で確認してもらいたい。翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合なお、未読の箇所は□で示してあり、紀要本文の体裁に合わせて

## [日記本文]

申三月

昼食、同晚刈和野村二而壱宿、十五日、同役関純五郎同然回在致候付、在処出足、戸嶋村二而

五郎同様相詰候、十六日、刈和野村出足、角間川村二而昼食、浅舞村御役屋江純

し、純五郎ハ浅舞御役屋詰、我等事ハ回村御用主一之義ニ而役屋江四・五日以前より右両人相揃候よし、大方御用済之よ吉沢助左衛門〔横手給人ニ而〕御詮義致候もの有之ニ付、御但此節同役跡部惣兵衛〔湯沢御役屋詰ニ而先頃回在〕・同役

候様、回在前純五郎我等江被仰付候ニ付、親類六人之もの召連十七日、雄勝郡大沢村左太郎御苦柄之義ニ付、右親類御詮義致

回在致候

一 吉沢助左衛門御用明二而横手江罷帰候、

罷越候樣、

御役屋詰御足軽同村江差遣候

詮議江取掛り申候、十八日、大沢村左太郎親類之もの共六人御役屋へ罷越候二付御

仕送候筈二致候、十九日、右六人之口書相極メ候処、日暮二及口書仕送兼、明朝

跡部惣兵衛御用明二而湯沢江罷出候、

一 廿日、左太郎親類六人之口書純五郎・我等両名二而豊田五右衛

門江今朝仕送候

并手付御足軽御役屋詰之内重助召連候而平鹿郡之方回村致候、大沢村左太郎一件六人之口書取り御用明ニ相成、純五郎・我等

郎同然二罷出候処、十日町村二而忠蔵二逢、依而今晩大森村二田村迄可罷越候様純五郎江申来候付、我等并手付御足軽共純五度処々御普請江立合見分致候義役頭より被仰含候間、早々板井廿三日、回村向江小栗忠蔵より純五郎迄手紙二而申来候は、此

て三人并手付御足軽共二壱宿申会致候、

付十助召連候而御役屋江立戻申候、此節吟味役平山文一郎役頭付十助召連候而御役屋江立戻申候、此節吟味役平山文一郎役頭出候義承り候故、御用御伺申上候義有之、回村向より一卜先手廿六日、役頭国安亦左衛門殿今晩中迄之内二浅舞村御役屋江御

同然御役屋江被相越候、

廿七日、

御役屋江田処主鈴

〔同役横手町駅場役処江詰合二参

候〕・吉沢助左衛門御役屋江罷越候、

忠蔵・純五郎御普請処より御役屋罷越候

助左衛門横手江罷帰候、

廿八日、

明之上山処実地見分致候而差置可申、猶委曲之義ハ文一郎江尋堵而已ならす不行届二候故、以来右片付二被仰付候故回村御用入二而杉植立之義被仰付候処、仁井山村之もの共斗二而は不案役頭我等江被仰含候は、仁井山村郷山江近年二相至り郡方御仕

分江可罷越候故、其砌当人共より委曲承り可申よし、差図二有山処江植立之義迄主立相勤候様其節より被仰付罷有候間、山見「市右衛門と申ものゝ子共、当時拠人」、右両人江杉苗取立、猶植立等之義相尋候処、仁井山村肝煎十吉同村之内水沢村万助問相談致候義二被仰含候、依而則其節文市郎江為相知、近年杉

雄勝・平鹿両郡とも二貧富二不抱子返シ致候義ハ兼々於上も被含候、手付御足軽召連不申候而回村候義ニ被仰付候、明日より主鈴・我等両人相揃候而平鹿郡之内回村可申候義被仰

取纏差出候義二被仰含候、依而村々江左之通りの被仰渡二相成持宛被下置候間、右二差心得、月々御役屋江帳面を以親郷二而有之候ハ丶、其村より願可申出候故、吟味之上御撫育三人御扶有之候ハ丶、其村より願可申出候故、吟味之上御撫育三人御扶及御聞充分恐入候義二候間、以来厳重御吟味之次第此度両郡吟及御聞充分恐入候義二候間、以来厳重御吟味之次第此度両郡吟及御聞充分恐入候義二被仰含候、依而村々江左之通りの被仰渡二相成排

### 覚

万一当人共心外之義ニ存隠置候様之事有之候而は、折角御角人命御労之御趣意ニ不相叶奉恐入候事ニ候、依て以来極窮ニ而子共養育致兼候ものとも出産之砌ニも不限、御吟味窮ニ面子共養育致兼候ものとも出産之砌ニも不限、御吟味の上夫々御撫育被成置候間、左様之もの有之様相聞得、折りの当人共心外之義ニ存隠置候様之事有之候而は、折角の当人共心外之義ニ存隠置候様之事有之候而は、折角の当人共心外之義ニ存隠置候様之事有之候而は、折角御

能々吟味を遂可申出候、もの於有之ハ、当人ハ不申及肝煎共迄厳科二被処置候間、もの於有之ハ、当人ハ不申及肝煎共迄厳科二被処置候間、もの於有之ハ、当人ハ不申及肝煎取纏御役屋江書出可申懐妊之もの幾人有之と申義親郷肝煎取纏御役屋江書出可申事厚御取扱之筋二相戻り不軽事二候、依之一村限吟味を遂、

### 月日

廿九日、主鈴同然平鹿郡之内江回村二罷出候付、御役屋出足致候

#### 四 月

江罷越候而一宿致候、
内回村可致候義被仰含、直々新藤柳田村出足致候而浅舞御役屋上候御用御座候付、主鈴同然罷出申上候処、明日より雄勝郡之上候御用御座候付、主鈴同然罷出申上候処、明日より雄勝郡之五日、役頭新藤柳田村江当夏中平均御竿被入置候付、右御用ニ

六日、不相変主鈴同様浅舞御役屋出足、雄勝郡之方江回村二罷

### 越候、

還人馬滞無之候様致度候得共段々水相増、其上当村二舟無之候こ而当処橋流失候故相届候趣之よし、依而早速仮橋二而も掛往主鈴同然一ト先湯沢御役屋江罷出候、年晩より之雨を過吟味役豊田五右衛門江横堀村より申出候は、昨晩より之雨に御用有之、未夕相回り不申候村々も有之候得共、横堀村よりに過い、役頭湯沢御役屋江御出之趣回村向二て承り候間、申上十二日、役頭湯沢御役屋江御出之趣回村向二て承り候間、申上

鈴・我等ニ有之候、 鈴・我等ニ有之候、 一分二可仕よふ無之候義申出ニ付、山田村近郷申合、割合ニ 得ハ外ニ可仕よふ無之候義申出ニ付、山田村近郷申合、割合ニ 得ハ外ニ可仕よふ無之候義申出ニ付、山田村近郷申合、割合ニ 得ハ外ニ可仕よふ無之候義申出ニ付、山田村近郷申合、割合ニ

仰含候、仰含候、即含候、、駅場役処江手透次第罷越可申候義被役屋二而御用無之候ハヽ、駅場役処江手透次第罷越可申候義被山村杉植立山江罷越、右見分相済候ハヽ湯沢御役屋詰可致、御山村杉植立山江罷越、右見分相済候ハヽ湯沢御役屋詰可致、御十三日、役頭被仰含候は、雄勝郡之内相回り不申村々も有之よ十三日、役頭被仰含候は、雄勝郡之内相回り不申村々も有之よ

今晩浅舞御役屋二而一宿、同処出立帰宅之積、惣兵衛ハ湯沢より十七日出立同断、我等は一九日、主鈴同然湯沢御役屋出足、主鈴ハ横手江罷越、十七日

山村迄差遣可申候段篤と申含候処承知之趣ニ有之候、中上候処其通りニ可仕候義ニ付、大森むら昼食宿江同人催促申上候処其通りニ可仕候義ニ付、大森むら昼食宿江同人催促申上候処其通りニ可仕候義ニ付、大森むら昼食宿江同人催促申上候処其通りニ可仕候義ニ付、大森むら昼食宿江同人催促申上候処其通りニ可仕候義ニ付、大森むら昼食宿江同人催促申上候処其通り

委曲之義別記有之故爰ニ略ス、内枯候跡江苗木有切ニ而三百本今日立会之上沢処江為植申候、内枯候跡江苗木有切ニ而三百本今日立会之上沢処江為植申候、助〔両人共杉植立之世話役人〕先立ニ而罷越、去年中植立杉之十七日、仁井山村杉植立候場処見分致候付、同村肝煎十吉并萬

委曲別記ニ有り、大森村亥之松、今日仁井山村江罷越、当人願山をも見分致候、

御役屋江参候、 一十八日、仁井山村御用明二相成、同村出立、昼食なし二而浅舞

江仁井山村杉植立山之義見分之次第為相知候、此節吟味役山方喜兵衛・文市郎同役純五郎居合候故、文市郎

屋江相詰候、十九日、浅舞御役屋出立、岩崎村御役屋二而昼食、湯沢町御役

蔵元共江相渡候間、明日方帰宅申度よしニ有之候、此節岩崎御役屋ニ忠蔵居合候て噺ニハ、古米御払之分大体御

ものゝ田面ニ而刈取り差置候、稲ノ内被盗取候付、其村いろ~~廿日、御足軽長蔵罷越申聞候は、去未九月中小野岡村権六と申

送を以早々横堀村迄相届候義申遣候、 り村々肝煎共江郷人足差出吟味可申、 則御足軽伝六申付、 之内二ハ往還通用可相成趣二有之候 野村分之川原ニ而見当り候処、 人足差出シ吟味仕候得共尓今見当り不申候故、 候相綱何方之もの二候哉、 廿一日 右二付浅舞御役屋詰合同役純五郎江態夫を以取合二申遣候 問も無之、伝六并横堀村長百姓之内罷越申聞候は、 横堀村より朝誰申出候は、 川前通り吟味可致、 切り舟流候二付、 舟多二痛も無之出候故、 昨夜四ツ半過渡シ舟繋差置 見当り候ハヽ其村より村 右手紙伝六江預ケ差遣候 猶手紙相認候而川前通 郷中より其節より 此趣相届候義故 流舟小 昼頃迄

付催促手紙差遣候、今朝横堀村肝煎・桑ケ崎村肝煎并同村兵右衛門、小野村一件ニ

付処々より変地見分之願申出候ニ付、右立合見分ニ被参候処、純五郎へ昨日夕後小野村一件之義取合申遣候処、此間之洪水ニ

候 苦柄申上候事ハ当然ニ候故、 成候而ハ以之外不宜、 来村形之益不益而已ならす左様体之義致候而も宜ものと自然相 候ものハ兼而村方ニ而も人を差シ申聞候事ハ相成兼候得共、 の可有之候故、吟味致候義手配居候趣申遣候、何レ右等之義致 ら之時節いたつらとハ難申、 なから、横通と相違ひ、其上此節春交代下り之最中、且農事専 態夫之もの江又々手紙ニ而横堀村渡シ舟綱被切候義無拠とハ申 夜二入御役屋へ被帰候二付、態夫を以昨日之返事ニ有之候、 殊二ハ村方之入用ニ相抱り候得者上江御 甚太胆之致方、 依而篤と吟味可申内慮之筋申遣 決シて舟綱切候も 右 以

場役処より届有之、今九ツ時頃横堀村江舟届候故、往来通用相成趣、同村并当処駅

小野村一件二付親郷二候故根元より之次第覚有之哉ニ存候侭横

衛相尋候処、私事ハ過料銭取候而内済二致候義二候哉、既二只の野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并去九月中二稲被盗取候よい野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并去九月中二稲被盗取候よい野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并去九月中二稲被盗取候よい野村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、堀村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、堀村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、堀村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、堀村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、堀村肝煎両人之内壱人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、

明日可申遣候故則可罷出候義能々申含差遣候、札為差出候而一ト先在処江為引取申候、右ニ付御用有之候ハヽ上候通ニ有之候趣、外ニ証跡之無之候事故、右之始終之訳柄一上候通ニ有之候趣、外ニ証跡之無之候事故、右之始終之訳柄一今迄も相心得不申罷有候体ニ御座候、村方ニ而之風聞ハ両人申

故不包申聞候様二可致候、 煎・長百姓不残催促致候而、 縄を懸候義余り可然筋ニ無之候故、 候得共不申発か又ハート通無相違舟綱候とハ申上候得共左様ニ 二尋問可申候、 聞候迚夫レハ証跡ニも不相成候故、 今晩御足軽長蔵・ ハ無之とか口いろ < 替候ハヽ随分縄を掛候而も不苦候、 其上証跡二相成候義有之候ハヽ、 左平相招候而、 いよく
肝煎・長百姓心当り之仁申 昨夜舟綱切候もの心当り可有之候 明朝より横堀村江罷越候而肝 此義相心得候而相成丈ケ静 何分先ツハ心静ニ致候而下 外二連も有之

得は小野村之もの共申条と甚不都合申計無之候故、

小野村之六

勘当差免シ候よし、

当致候処、

当月始二相至り惣親類共より達々の願二付、

依而右之次第委曲書載二而為差出候、

内より稲三拾位盗取り追々拵候義相明シ候故、

其節兵右衛門勘

作太郎

詮議候よふ申含差置候

廿二日朝小野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并文五郎・権六、外

二弐人都合六人之もの共、同村一件之義ニ付又々御用有之ニ付、

態夫を以催促手紙ニ而早々御役屋江可相越趣申遣候、

候哉、 二は、 同村之内富之助と申もの相頼、 手内六ケ敷繰合二相迫り候侭親兵右衛門御伝馬二参候跡ニ而 吟味致候処、 不承無承二都合拾貫五百文差出候よし、 之候得共小野村よりいろ二被申懸、 候跡計二而庭菰口なと板弐枚有之候計之よし、何ニも証跡は無 て参り不申候よし、扨権六稲之義ハ兵右衛門持林之内ニ稲こき 六兵右衛門江逢候節之言葉ニは、 は四貫五百文より外二取り不申よし二候得共、 もの共理不仁之致方二有之候、且昨日小野村之ものとも申条ニ 故、 桑ケ崎村肝煎并同村之内上谷地村兵右衛門同道致候而罷越候 右兵右衛門江過料銭差出候訳柄篤と尋問致候処、 都合拾貫五百文小野村江差遣候よし、ことに当月八日権 拾貫五百文二候哉、配分候而権手内二は金二而壱歩なら 右林之内ニ而稲こき候ものハ兵右衛門子共作太郎 我と両人致候而兵右衛門田面之 肝煎・長百姓共四貫五百文ニ 只管二申分候得共不相叶 其後余り残念ニ存候侭 右兵右衛門申条 小野村之

兼日右之通り聞及候もの故、

以来之為二可相成と存候侭雇代過

上対決被仰付候ハ、難有趣ニ有之候、手ニ寄対決ニ相成候義も可有之候義両人江申含候処、不相知候ケ崎村肝煎并兵右衛門両人共ニ在処江不戻宿元江為相控申候、人之もの共参候故又々篤と尋問致候ハ、何レ相知可申候故、桑

居り権六罷越候ハヽ、先キニ当人可差出申付候、居り権六罷越候ハヽ、先キニ当人可差出申付候、内々郷中ニ而六人打寄談遣候処、昼七ツ半頃御役屋江罷越候、内々郷中ニ而六人打寄談当人横堀村江大豆求メ候ニ罷越、相控候得共余り延引ニ罷成候当人横堀村江大豆求メ候ニ罷越、相控候得共余り延引ニ罷成候当人横堀村江大豆求メ候ニ罷越、相控候得共余り延引ニ罷成候。当人横堀村江大豆求メ候ニ罷越候、中々御役屋可罷越候義申小野村六人之もの今朝四ツ時前催促、早々御役屋可罷越候義申

横堀村江差遣候御足軽長蔵・左平今七ツ過罷帰り申聞候は、 風聞承り候得共、 全体村方二而も卯助と申者悪敷事而已致候よし兼而御足軽共も 右衛門と申もの二も郷方へ同様願申立候義相進候ものゝよし、 宛壱日〕 山江用事ニ付罷越候由卯助相尋候処、外ニ何之手かゝり無之候 之内ニも可有之哉、先ツ心当り之もの右之通之申条故、 煎・長百姓相揃、 [本名四郎治、 此間舟守致候処日々之雇代甚不足二候故相増 呉可申、 先年訳柄有之逐電、未夕笠かふり〕 左も無之候得は舟守不相成抔と、 昨晩申付候通り相談候処、 此度の渡し舟之綱切候義相明シ不申候得共 卯助・半内右両人 舟守致候長 相向候処銀 〔百五拾文 半内 肝

候由、猶半内ハ立戻り之もの二候故、銀山より罷帰候ハヽ則為得は舟越不相成抔と十分腹一盃之申条二候故、農事之外差留鍍分之願其上長右衛門迄相進、壱日百五拾文之外ニ相増呉不申候

知可申候義肝煎江申付候趣二有之候、

屋へ可相詰申渡候、尤宿元ニ相控居り候義差図致候、相知可申候義申含候処、夜四ツ頃参候段為知ニ候故、明朝御役より壱人宛召寄セ可申候処、当人未夕罷越不申候趣、参り次第正兵衛・作助并文五郎・百松・清助・権六右七人参候、内権六小野村より此度之御用ニ付催促致候もの、肝煎平兵衛・長百姓

小野村之義相尋候処実に風聞計り二而実不実之事ハ相知不申趣小野村之義二付親郷横堀村肝煎催促致候処、利右衛門罷越候故、

迄之内二当人白状ニ相及候、廿三日、小野村権六より段々御詮議之処、漸々之事ニ而、夕後

二有之候

右一件二付桑ケ崎村松四郎・冨之助・作太郎・幸右衛門、横堀

村市助催促致候

候よし二付、桑ケ崎村肝煎より人差遣候趣ニ有之候、桑ケ崎村由兵衛催促致候処、当人ハ独もの之事、院内銀山ニ居

先願ニ付返置申候、惣而此度之一件相片付不申候故、由兵衛参候迄当人村方へ一ト惣而此度之一件相片付不申候故、由兵衛参候迄当人村方へ一ト廿四日、今日ニ相成段々取尋候処、右由兵衛参り不申候得は、

桑ケ崎村肝煎今八ツ時頃申出候は、昨晩由兵衛院内銀山より長

早朝と申合居候処、 百姓差遣候而召寄せ候処、 長百姓只今見得不申候よし二候段申聞候故 当村江参候処余り夜分二相成候故明

早々吟味可申候義能々申含候

昨日横堀村肝煎利右衛門罷越候而内々相願候は、 度之徒は当人ニも有之間敷候間、 切候已前兼而不宜ものニ而卯助農事之外御差留ニ候得共、 連候義、篤と申含候而差遣候 右二付御足軽長蔵并横堀村目明シ市助両人由兵衛吟味致候而召 何分相免シ呉候よし願ニ付御 此度渡シ舟縄 実此

廿六日、 之義聞合候 同役純五郎昼七ツ半頃より参候故、 此度御糺者口書等

足軽共両人へ相尋候処、

肝煎申出候通ニ而可然候趣故差免シ申

廿七日、 候、 助・権六口書取り候上重而御吟味難計候故遠方罷越間敷旨申渡 極メ申候、 ・野村之者共相返シ申候 同村長百姓作助・同村幸右衛門両人より壱札為差出候而、 小野村肝煎平兵衛・同村長百姓正兵衛右両人之口書相 慎罷有り可申差図申付候、 同村百松・文五郎

候而、 申候、 廿八日、桑ケ崎村兵右衛門口書相極慎申渡候、 両人八縄下夕二致候而御貸蔵江入置、 昨日村方江返シ申候、 同村松四郎・与左衛門・富之助右三人より一札宛為差出 御足軽両人宛昼夜番為致 作太郎・由兵衛

同役純五郎昨昼立致候而浅舞御役屋江帰り申候

五月

致候処、 候 候処、 二付御検使形之義三梨村長百姓両人罷越申出二候故我等可罷出 相成農事等之稼致罷有候よし、然ハ昨晩五ツ頃女房殺害致候趣 道二而見当り取押、其後当人親類見継居候処、 り人足差出候而相尋候処、 共新太郎 朔日朝五ツ時過雄勝郡三梨村之内中野村と申候、御百姓金六子 御払米等之事ニ而甚御用込ニ候故、 当三月初之頃日暮方より外出、 〔今年三拾八〕 と申もの、 四日目ニ相至り稲庭村と三梨村との 去未年三月頃より風と気鬱 見得不申候付、郷中よ 青山縫殿江申談差遣 此間格別全快二

無之御足軽礼蔵・長蔵両人計差遣候

金屋新田村二而今日より芝居興行有之出張可申候処、

御用手透

今晚岩城様湯沢御止宿ニ而江戸江御登り、

角間村之変地急御検使願書貝沢村肝煎忌中之書載取揃候而、 四郎・与左衛門、 口書并小野村幸右衛門・長百姓作助、 平鹿郡浅舞村御役屋詰開、 同村富之助右当人共より為差出候書載、 純五郎へ小野村・桑ケ崎村之もの共 桑ケ崎村兵右衛門親類松 Þ

後態夫を以差遣候

し故相控候処、 候而は如何二候義御当人へ取合候、 右は純五郎明日御役屋より出立被帰候付口書之分延引ニ相成 当月六日方二而も浅舞御役屋へ御出之趣純五 役頭四月廿九日御出之よ

部惣兵衛今日被参候よし故、御当人江御頼被差置度候義をも上呉候よふ申遣候、又六日迄相控不苦候ハヽ交代ニ浅舞へ跡郎より昨日申来候付、若シ御途中ニ而御逢被成候ハヽ直々差

申遣候、

り被相頼候分共純五郎江差遣候、但岩崎肝煎嘉兵衛より被相頼候封状壱封并猿半内村肝煎よ

房を殺害致候新太郎縄下ニ而右村長百姓壱人・同人親類壱人附三梨村江青柳縫殿御検使ニ罷越候而、暮六ツ時頃帰宅、右村女

分り不申候故、口書ハ取兼申候、二日、三梨村新太郎御詮義致候処欝症煩のもの二候故一向ニ相

添罷越候

候、右二付亀田様今宵横堀村ニ而御止宿之よふニ相聞得申候、横堀村より昨晩より之雨ニ而大洪水ニ而仮橋流失致候義届有之

大洪水二付岩崎村大小共舟渡留り二相成候、

通シ致候段届有之、昼八ツ半頃横堀村より申来候は、少々引水二相成候故亀田様御

三日、雄勝郡七親郷へ以回状早々懐妊取調致候而、湯沢御役屋

江書出候義申遣候

柳田村二而壱人、倉内村二而五人、森村二而六人、関口村二而三人、八幡村二而三人、金屋村二而壱人、同新田村二而壱人、村二而弐人、岩崎村二而拾人、二井田村二而三人、角間村二而湯沢町寄郷之分懐妊書上帳出申候、湯沢町二而弐拾八人、杉沢

を以届有之、湯沢町寄郷之内新処村・成沢村右両村ニ懐妊之者無之趣、書載湯沢町寄郷之内新処村・成沢村右両村ニ懐妊之者無之趣、書載右之内湯沢町之内吹張町治右衛門、金屋村久四郎御撫育之願并五人、下関村ニ而六人、上関村ニ而五人、右惣人数七拾九人、

ひ為取毀申候、日壱日興行相免シ呉候趣申出候得共、曾而不相成候段申渡、囲田壱日興行相免シ呉候趣申出候得共、曾而不相成候段申渡、囲御仕置二出張致候、今日迄二而三日興行致候得共不当り候故明四日、金屋新田村二而晴天壱日興行之芝居有之、青柳縫殿同様

役頭迄為御知申上候、もの火元ニ而田町壱町無残焼失致候付、右之趣一ト先町送ニ而もの火元ニ而田町壱町無残焼失致候付、右之趣一ト先町送ニ而九日、昼九ツ時湯沢給人天神林織部下屋敷門場借宅甚兵衛と申

右二付左衛門殿出馬被致候故見舞二罷越候:

十日、焼失跡御検使相勤候、委曲之義ハ御検使書ニ有之候故略

ス

又村、弐人大門村、六人八面村、三人大館村、壱人飯田村、壱人畠等村、拾六人三梨村、八人川連村、三人東福寺村、五人三稲庭村肝煎懐妊書上帳持参、弐拾九人稲庭村、五人川向村、八

は懐妊之者無之趣、書載を以申出候、人宮田村、右惣人数合八拾七人、右寄郷之内大倉村・戸波村二

問書共二差添候而、町送を相立役頭江仕送り申候、十一日、一昨日之火災訴状村方より差出候付、右江御検使書尋

拾四人、

候故、三梨村并同村親郷稲庭村肝煎催促差遣候、心之処、女房を殺害致候付、此度右当人郷中江御預ケ之趣申来片岡矢右衛門より町送を以申来候は、三梨村新太郎昨年より乱

郎相渡差遣候、猶厳重二取囲可申候趣呉々申含差遣候、十二日、稲庭村・三梨村より昨日催促致候面々罷越候故、新太

一 十四日、両西馬音内村より懐妊書上左之通、一 十三日、同役主鈴十一日久保田出足、今日湯沢町江着、

もの無之申出二候、
三拾三人、糠塚村・嶋田新田村・大戸野中村之内大戸村懐妊之
三拾三人、糠塚村・嶋田新田村・五人大沢村、四人足田村、惣人数
村、四人杉宮村、壱人大須保村、壱人上郡山村、壱人下郡山村、八西馬音内前郷村、四人大戸野中村之内野中村、壱人二条道

人数四拾弐人、 人林崎村、水沢村・払体村・堀内村右三ケ村懐妊之者無之、惣三人下仙道村、弐人田代村、七人軽井沢村、弐人上至米村、弐舞村、壱人鹿内村、弐人飯沢村、七人上仙道村、壱人中仙道村、西馬音内堀回村之分左之通、拾壱人同村、弐人田沢村、弐人床

十五日、小栗忠蔵御用有之罷越候、

七人貝沢村、四人赤袴村、拾人松岡村、七人石塚村、惣人数四山田村より懐妊書上二相成左之通、拾四人山田村、弐人深堀村、

両人之御足軽共下夕詮議致候処無相違右立本之義白状ニ相及候付差遣候処、右立本致候同村之伊右衛門と申もの召捕参り候、鵜巣村ニ而陰シ芝居有之義相聞得候、御足軽密々長蔵・左平申

段申聞二候、

十六日、忠蔵御用明、浅舞江移り被申候、

ツ子之取調之義、昨日町送ニ而申来候故、右返答申遣候、一 同役純五郎へ町送差遣候、右は此度焼失之面々の家内四ツ子三

宿致候、豊田五右衛門御調御用ニ而回在之よし、今宵御役屋ニおいて一

井川村二而拾人、田子内村二而九人、椿台村二而拾四人、萩袋吉野村二而三人、湯ノ沢村二而壱人、千倉川原村二而壱人、岩十九日、猿半内村寄郷懐妊書上左之通、猿半内村二而拾五人、

村二而四人、

五右衛門御調御用二而御役屋出足、

横堀村江罷越候

同村平均御竿御用ニ而役頭当十九日より御出被遊候、 廿一日、御用有之主鈴同様住吉新田村江夕支度後役頭江罷出候

湯沢町先頃焼失之者之内先年御立替金銀銭御証文処持之者 片岡矢右衛門江仕送候様御差図候 御立替金之趣願書相認候而差出候分共掛御目候処、 右御証文江願書差添差出候分并御証文ハ焼失仕候得共 吟味役

火消講中三組江御酒壱斗宛拝領の義被仰渡候

格別二出火出火之節働き候もの拾人江五百文宛拝領被仰渡

候

廿二日、住吉新田目村出立、 田町極窮焼失之もの江米弐俵二銭弐貫文宛拝領被仰渡候 御役屋江主鈴同様罷帰候而、 肝煎

伊八催促、

出火二付為御合力被下置候分之義申渡候

忠蔵院内村江罷越候よし、 而御役屋出立致候、 御米之分、肝煎伊八二請取り候よふ二致候、 御役屋二而昼食二候故、 右御米忠蔵相渡候 此度之御渡

立替金御証文右江願書差添出候故、此分無残仕送申候、 廿四日、片岡矢右衛門江御町送を以此度焼失之面々より先年御

役頭又左衛門殿江態夫を以御撫育之願書差上申候、

主鈴不快之処相変候義無之、 依而保養可致候義申談相返シ申

此度焼失二付拝領二相成候御合力之分、右手形之侭二而肝煎伊

八江引渡申候

之手形四枚二而渡候 田町極窮之者弐拾六人弐貫文宛五拾弐貫文、 但拾三貫文宛

火消講中三組江御酒代壱斗壱貫文宛三貫文

出火之節格別辛労働き候もの拾人五百文宛五貫文

〆手形数六枚伊八江相渡候。

廿六日、 役頭江一昨日より御伺申上候義共左之通今日御沙汰ニ

有之候、

小野村文五郎博奕致候段明白、 御吟味之上可申出可被仰渡候 申出二付、夫々御取扱出奔御届は御聞揚は被成間敷、 当人御催促之処出奔致候段 追々

文五郎御用之外外出御差留被成候処他出致シ、右之段長百 姓を以御届致候段、 肝煎共不届之義被仰下承知致候、

追々

御呵可被仰渡、先ツ此節夫形ニ可被差置候

候并五右衛門殿江為御知可被差置候、 去秋中稲盗取候作太郎并かゝり合之もの共左之通可被仰渡

桑崎村兵右衛門子共 作太郎

右去秋中稲盗取候不届二付生保御口追放

同村 由兵衛

但過料之員数当人分限御考伊八抔江御取合可被仰遣候、

博奕致候不届を以過料何程急度御呵

同村 兵右衛門

子共作太郎不届、 畢竟常々取示不行届、 是迄不差心得

能有候	
不調法、	
急度御呵、	

小野村肝煎義ハ五右衛門殿へ申談候上御呵被成候間、

心得可被成候

岩崎村肝煎郷人共同道、 格別出火之節相働候二付、 肝煎并

郷人共江酒壱斗五升被下候而可然候、

本庄より参居候壁塗抜群働致候段承知致候、 銭五百文被下

候而可然候

御役屋江御書留可被成候

御撫育願弐ケ村米三俵・銭弐貫文宛被下候間可被仰渡候

桑ケ崎村肝煎并同村兵右衛門・親郷横堀村肝煎催促の手紙差出

廿七日、桑ケ崎村担吟味役豊田五右衛門江昨日被仰渡之趣手紙 相談仕候処、三貫文ニ而可然候よし申条ニ付、 を以為相知候、 役頭江も手紙差上候、 由兵衛過料之義伊八抔江 右之趣申上候,

昨日催促致候両村之者横堀村肝煎利兵衛・桑ケ崎村肝煎ハ外御

用之よし二而、 被仰渡候趣申渡候、 長百姓両人・兵右衛門同道二而罷越候間、 猶由兵衛江も過料三貫文之義申渡候而急度 昨日

御呵

作太郎生保内口御追放之義申渡候、 附添罷越候、 其節右両人江相渡候書付左之通 御足軽内蔵之允・礼蔵両人

覚 半切紙江認之

囚人壱人

右は雄勝郡桑ケ崎村作太郎其御境口御追放被仰付候間

可被相通候、 以上、

申五月廿七日

湊曽兵衛

判

生保内御境口御番衆

廿七日、 夕後より諸郷回村二御役屋出立致候

朔日、 回村相仕舞候而一ト先夕後御役屋江相戻り申候、

日より御用有之参り居候

三貝

忠蔵御役屋より昼九ツ時出立、

稲庭村之方江罷越候

三月 湯沢御役屋朝五ツ半時より回村致候

西馬音内堀回村より妊婦寄郷村々共書出帳持参請取申候、

左之

村・下仙道村・田沢村・床舞村・鹿内むら・西馬音内堀回村合 村・払体村・上到来村・軽井沢村・田代村・上仙道村・中仙道 通 壱人水沢村、 弐人飯沢村、 弐人堀内村、 右合五人、 林崎

七旦、 拾弐ケ村当月妊婦之者無之候義申出書ニ有之候 夕後七ツ時回村向より湯沢御役屋江罷帰り申候、

九日 り雄勝郡吉野村より桧台村江罷越、 朝四ツ時以前より平鹿郡増田村ニ而昼支度致候而、 畠等村・川向村辺回村致 夫よ

候

十二旦、

昼九ツ時前昼食なし二而稲庭村より御役屋江罷帰申

候

湯沢町并同町寄郷共妊婦書上左之通ニ有之候、 四人湯沢町、 壱

柳田村、壱人関口村、壱人下関村、三人上関村、合拾七人、其 人二井田村、 弐人角間村、 式人金屋村、 壱人金屋新田村、 弐人

外寄郷村々妊婦無之よし、

川連村、 稲庭村并同村寄郷妊婦書上左之通二有之候、弐人稲庭村、三人 六人戸波村、八人川向村、弐人大倉村、 四人三梨村

合弐拾五人、其外寄郷村々妊婦之もの無之候よし、

十三日、夕支度後三又村より東福寺村・大倉右三ケ村水元分水

之義二付罷越候

十四日、三ケ村分水見分相済、 八ツ面村ニ而昼食致居り候処

戸波村肝煎・長百姓罷越候而、

当処水不足二而田地既二無残候

立戻り候処、 程旱割二相成候間、 小栗忠蔵・鯨岡四郎左衛門、浅舞御役屋より当処 見分呉候よふに有之候故、 右見分御役屋へ

湯沢御役屋江引移り申候

十七日、 昨日役頭より被仰含候よし二而四郎左衛門・忠蔵より

位宛と申候義、 手紙参り候、 此節早損夥敷事二相聞得候故、 回村之上取調可申よし、依而今日より回村二罷 密々村切二何拾石

世 回村向より夕後七ツ時御役屋江立戻り申候

純五郎昨日湯沢御役屋着候よし

忠蔵回村向より御役屋へ立戻り候而被申聞候は、 役頭江御伺相

済候故一ト先帰宅可申候よし二付、

明廿一日罷帰候義二相成候

故、 向触差出申候

廿 一貝 昼立致候而横手町江壱宿申候

湯沢町へ差出候手形左之通

湯沢町仮御役屋詰、 米六斗四升五合請取申候、 当四月十九日より同六月廿日迄日数六 右は郡方見回役加勢ニ而雄勝郡

二付五合三人御扶持、於当処被渡下候時、 残日数四拾三日分、 以上、

拾壱日之内拾八日他村回在、

文政七年申六月廿一日

湯沢町肝煎殿

世二貝 上淀川村二而壱宿、 廿三日帰宅、

廿四日、 罷帰候段御評定処江御届候而直々役処江出勤致候

八月

朔日、 久保田出足、 刈和野村壱宿,

二貝 刈和野村出足、 大曲村二而昼食、 浅舞村御役屋江着、

御合力弐拾目、 八月二日より閏八月二日迄三拾日之分請取り候

而回在致候事、

五月、

前郷村生無宿松之助・元湯沢町生無宿安吉口書仕送申候、 右之

久保田江町送を以跡部惣兵衛・田処主鈴江、元西馬音内

者共当七月十四日岩館越御追放ニ相成候ものゝよし、然ル処今

当月朔日朝五ツ時頃裏道を怪敷風俗ニ而通り候もの両人有之候 宿村二而先月廿日頃より何となく物騒候故厳重二吟味居候処、

篤と向々吟味致候得共、 門当御役屋詰二候得共御用有之湯沢御役屋へ御出二付、 り当御役屋浅舞村より仕送申候 二候故立戻り候様御申二付、 杢右衛門右囚人召連候而湯沢へ罷越候処御用御取込、 御役屋へ当朔日昼過両人之もの召連候よし、此節鯨岡四郎左衛 候得は不便二ハ存候得共、 村二而は少シも如何敷義無之候得共、昨今御追放ニ相成候者ニ 出候而取捕候処、 故場主言葉を掛候処早足致候間、いよ < 怪敷、 今宿村郷内ニ而知人右之ものゝよし、 外二怪敷筋一円二無之、依而口書を取 自分二相免シ候事ニも難相成、 当御役屋へ相戻り候よし申聞候故 郷中より人差 其上無宿 御足軽 然共同 無拠

候処、 但役頭へ回在之以前立帰りものゝ義御伺申上候処、 之候よふ申遣候、 等承り違ひも難斗候故、 江取合セ致候処、 敷義得相聞不申候故追放可申候義鯨岡四郎左衛門・関純五郎 り候而相伺候よし二候故、 地頭に而も抱り候事ニ有之候ハヽ追放不申候而口書ニ而も取 越居り差障候ハヽ伺なし追放致候而則為相知可申よし、 御評義之上と被仰含候よし、 先達足田村二而役頭江鯨岡右之義御伺被成 此趣をも以来之御議定御指揮之趣有 此度之両人之立帰りものも外二怪 然ハ日間も無之、 其村江罷 併御

八日、仁井山村より御用相済候而、今九ツ時前浅舞村御役屋江仁井山村江御用有之、今昼食後浅舞御役屋より同村江罷越候、

罷帰り申候

向より罷帰候付、同然ニ詮義致候、ともの共之再詮義致候様ニ昨日申来候処、鯨岡四郎左衛門回村十日、田処主鈴・跡部惣兵衛より戻り御判紙を以此度の立帰り

今日浅舞村御用明二而朝飯湯沢御役屋江引移申候、此節関純五添二而仕送申候、十一日、右之口書久保田表小栗忠蔵・田処主鈴江主殿殿御判紙

候故、則浅舞御役屋詰鯨岡四郎左衛門・跡部惣兵衛江純五郎・十四日、町送御判紙添二而小栗忠蔵・田処主鈴より左之通申来郎同様詰合、

我等両名二而手紙差添候而遣シ申候

申会御仕法永続之手宛可致旨、 惣助・忠蔵・三左衛門右御取扱義難有奉存、 唯今又左衛門殿被仰含候は、 御催促ニ而役頭より被仰含候間、 手格専要二被思召、是迄属役共出精致候筈二候得共、 言上二相成、 備江金銭差上申度願申出候付、 育御手宛被成置候事二被仰渡御取扱被成置候処、 此度思召被仰出候八、 今年より雄勝 右之形年寄衆江被仰上候処 厚キ被仰出之趣小生共両人 此段御伝致候、下略ス、 深切之義右仕法永続之 · 平鹿両郡御 冥加之為メ御 角間川村 猶又 撫

候、然処早々一ト先罷帰候様二昨日申来り、今日湯沢御役屋出立申然処早々一ト先罷帰候様二昨日申来り、今日湯沢御役屋出立申十五日、純五郎義内用有之候故、先日久保田表江申遣候よし、

昨日三梨村より訴状を以申出候は、当村堰之内江当歳之セ倅流

廿二日、川向村田面見分可申処、足病ニ付無拠昼食なしニ而湯三梨村之捨子之義密々吟味可申よし、役頭被仰含候趣申来候、廿一日、今晩川向村ニ而壱宿致候、然ニ関純五郎より手紙ニ而

事

沢御役屋へ立戻り申候

則催促状を差出候、人数左之通、廿八日、木下村より役頭御手紙ニ而右面々催促可申渡候義ニ付、

不調法ニ付、御山守家頭御引揚急度御呵、及候処、御山守相勤居候付出府難相成段、支配催促相背候親類左太郎相担之御苦柄申立候付、久保田表より才足ニ相大沢村 御山守 宗吉

相及不届二付、家頭御引揚急度御呵、差登候段申聞、御吟味上一身病気虚実申届為差登候段白状右同断之節病気ニ付出府二及兼、追々子共御才足二応シ為

同村

作之允

同村 喜右衛門

新蔵

多右衛門

多郎兵衛

為差登可申候処無其義罷有、不行届致方急度御呵、右同断之節病気ニ付出府相及兼、左候ハヽ外親類共ニ而も

桑ケ崎村兵右衛門・小野村平兵衛御呵ニ而居候処御免之事!

蔵へ差置候処、夏中焼失二相成候旨、此度右村々江被相返候上院内村・足田村・新町村右三ケ村へ当春拝借の御米直々御貸

廿九日、大沢村六人之もの御役屋へ罷越候故、昨日之通申渡候、

兵衛両人共二御呵御免之段申渡候、

晦日、役頭へ御用有之木下村江昼食過より罷越候

閏八月

朔日、木足村より御用相済候而昼食なし二而湯沢御役屋へ罷帰

り申候、

足田村彦右衛門数年来御田畑江心を相用ひ辛労致候付、此度為

御賞銭五貫文被下置候義被仰渡候、幸ひ豊田五右衛門御役屋詰

合二候故、五右衛門より同村肝煎江申渡候様相伝ひ候、

三日、上下関両村田面見分ニ罷越、日暮御役屋江立戻り候

一 四日、関口村田面見分、日暮御役屋へ立戻

一 五日、倉内村見分、日暮御役屋へ立戻、

六日、今日昼食過より御役屋出立、諸村田面見分二罷越候、

八日、湯沢寄郷見分相済、日暮御役屋江罷帰り候、

九日、湯沢御役屋昼食過出立、横堀村江引移候処、小栗忠蔵此

度之水損二付右御普請御用有之詰合居候、

十日、院内銀山江御用ニ而忠蔵同様罷越候而、銀山台所ニおゐ

而昼食、下院内村津軽本陣二而一宿、

十一日、忠蔵ハ役内沢目水損御普請処見分、手元ハ上下院内毛

見御用相勤候、上院内二而昼食、

同晩上下院内毛見致候而、横堀二而一宿之処、忠蔵二も役内沢

目御普請処見分相済候よし二而同宿、

内昨日見分残横堀村・寺沢村見分、横堀二而昼食、直々同村一十二日、忠蔵ハ外御用有之浅舞御役屋へ出立、手元ニ而は下院

宿、

十三日、横堀村出立、中村見分、同村二而昼食、川井村江引移

同村見分直々一宿、

十四日、川井村昨日見分残相済、役内村田面見分、同村ニ而尽

食、横堀村一宿、

十五日、横堀村出立、小野村見分、同村昼食、直々桑崎村江引

移一宿、

十六日、桑崎村見分、同村二而昼食、無残見分相済高松村江引

移一宿、

一 十七日、高松村見分、同村二而昼食、無残見分相済相川村江引

移、同村見分、直々一宿、

十八日、

相川村見分、

同村二而昼食、

御役屋へ罷帰り候処、

豊

田五右衛門御諍馬御用ニ而此節御役屋引移り大町伝馬役処へ罷

越居候よし、

形宿九枚・昼食九枚、都合拾八枚理兵衛へ相渡候、役屋江も右御用二付召連候、且当九日より今昼食迄の御賄手但横堀寄郷毛見之分ハ同村肝煎理兵衛同道致候、直々今日御

五右衛門御諍馬御用明ニ而今朝御役屋へ引移り申候、十九日、横堀寄郷御毛見願高先頃より見分致候ニ付右取纏申候、

廿一日、役頭浅舞御役屋江御居り御用有之、 早々罷出候様二申

来 同役純五郎同様罷出御用承り候

跡人数二而雄勝郡之内回村、廿七日皆々湯沢御役屋へ相詰候 然二平鹿郡之内回村仕候、文市郎八大森村二而御用有之相残候; 廿二日より役頭同様同役惣兵衛・純五郎、吟味役平山文市郎同

廿九日、 役頭より被仰含候付、 左之通書出申候

雄勝郡妊婦書上、

当申五月中より同閏八月迄之分取纏

惣人数合七百九拾壱人

内百九拾壱人出産 内百拾人 男

同八拾壱人 女

同八拾九人半産死体

残五百拾壱人未夕出産届無之分

壱人 拾八人 右は為御撫育米三俵二銭弐貫文宛拝領之もの、 右は昨年中出生之世倅此節ニ至り極窮ニ而養育相

成兼、 願二付米弐俵拝領

壱人、 右は捨子取揚候二付、御吟味之上為御合力銭五貫

文拝領、

同日、 川井村元悦・同村三四郎・役内村之内湯の台多右衛門

川井村肝煎又右衛門江左之通被仰付候

川井村肝煎 又右衛門

自分子供元悦義役内村多右衛門宅ニ而博奕致御苦柄ニ相成

候義兼而取示シ方不行届二而急度御呵

右同人子供 元悦

相及候、依而厳重二可被仰付候処、 自分義役内村多右衛門宅二而博奕之趣御詮義之処、 頗御宥恕二而過料弐拾 白状ニ

貫文差出候旨急度御呵

右同村 三四

郎

右同断二付過料弐貫文為差出候而急度御呵

役内 多右衛門

候処、 之事八乍申博奕之金銭二取候義不届二付一村払被仰付候、 不申趣二ハ候得共、打寄人数之内右金銭の義二付彼是相難 自分宅二而博奕之宿致候段御取糺之処、 翌朝二相至右金銭の中作等致候義二候へハ、留主跡 留主跡ニ而一向存

九月

門も御同様御連、 役屋二残罷有候 朔日、役頭御役屋出立二而院内江御出、 同役忠蔵・純五郎・我等事外御用有之湯沢御 此節吟味役豊田五右衛

同二日、 二而御帰り、五右衛門・同役惣兵衛ハ二三日以前より院内村江 役頭上下院内村之方御見分相済、 両人共直々役頭同然御役屋江罷越候、 今日湯沢御役屋昼食

同三日、 同役忠蔵・惣兵衛御用明二而忠蔵御普請処見分御用 御用二而罷越居候処、

惣兵衛浅舞御役屋へ湯沢御役屋より出立申候、

左之通手形差出候 同五日、 明六日湯沢御役屋出立、 御用明二而一卜先罷帰候付

湯沢町仮御役屋詰、 米五斗五升五合請取申候、 当八月二日より同九月五日迄、 右は郡方見回役加勢ニ而雄勝郡 日数六

拾三日之内弐拾六日他村回在日引残三拾七日之分、

日五合三人御扶持、 於当処被渡下候時、 以上、

文政七年申九月六日

湯沢町肝煎殿

湊曽兵衛

同日、 右は御乗出二付御目見二御四家衆追々御登故、 忠蔵浅舞御役屋より湯沢御役屋ニ而昼食、 駅場御取□之為 院内江罷越候

二罷越候

同廿八日左衛門殿出立、 但先月十日石塚主殿殿 〔御家老、 同廿九日十太夫殿 湯沢泊二而今日院内昼〕、 〔湯沢昼、 院内ニ

同六日、 湯沢御役屋出立、 横手町二而昼食直々一宿致候、 右ハ

而泊]、

御北 [九月五日湯沢泊]、

江申伝の御用ニ付止宿致候 杉苗木之義石川八左衛門江掛合之次第有之、同役吉沢助左衛門

七旦、 衛浅舞村御役屋より御用済、 大曲村二而昼食、 刈和野村二而一 同役田処主鈴と交代ニ而帰宅故同 宿 同晚同役跡部惣兵

八日、 昼食なし二而惣兵衛同様刈和野村出立、 帰宅いたし候、

宿いたし候、

同日、 御用有之、 惣兵衛同然帰宅之上役頭へ罷出御用申出候、

十月

廿六日、 候様被仰渡候 戸表病死二付、 御評定処より御催促ニ而被仰渡候は、 右御判紙処持致候ハヽ、当廿九日迄之内ニ引替 石塚主殿殿於江

廿九日、 候得共、其義ハ埒明不申候故、 枚之内壱枚ハ未夕取纏兼候故、 御評定処御物書仁平礼蔵江内談致候は、 取揃候而返上致候よふニ有之候 只今九枚返上申度よふ篤と申談 町送御判紙拾

十一月

無拠其通二致候

二貝 殿二而御賄御伝馬御判紙弐枚・町送御判紙拾枚今日請取申候 江相渡申候、残壱枚之分は回在之上仕送候義二致候、此度又七郎 主殿殿町送之御判紙九枚同苗丈左衛門江内談致候而当人

四日、 久府出立、<br />
昼食なし<br />
二而刈和野村<br />
二而壱宿

六日、 横手町二而昼食、 刈和野村出立、 湯沢町御役屋へ相詰申候 横手町二而壱宿

大曲村二而昼食、

五日

肝煎役被召放、 七旦、 唢 右御呵御免之段申渡候、 杉宮村惣兵衛当八月中同村利左衛門子供投捨候一件二而 急度御呵二而罷有候処、 此節同村肝煎彦左衛門御収納米之 今日当人直々催促致候

御用有之よしニ而当人子供同道ニ而御役屋江罷越候

九六

内村之内湯台村ニ而博奕壱件ニ付御呵ニ而居候、御役屋江両人共罷越候間御呵御免之段申渡候、右は当八月中役九日、川井村肝煎又右衛門・同村三四郎先日催促致候処、今日

衛門殿当処御泊ニ而御下り之よしニ付罷越候、右は今宵左昼食後御役屋出立、下院内村駅場役処詰ニ罷越候、右は今宵左

候故、 理兵衛へ承り候処、 横堀村肝煎・長共今七ツ過下院内村駅場江罷越相伺候は、 之候趣二候故、 物柄ニ相対シ御止宿御訴訟申上候段甚不届之よし抔之不法ニ有 衛・長三人同道候而御本陣江罷出段々前条之義申上候処、 分候故両肝煎ニ可罷越候義ニ而長共罷帰り候、 二候故 方膳番挨拶候は、 シ被成下候様申談候得共承引無之、此義如何仕候而可然候趣二 御座候得は、 より上納米座敷之内江も積置、其上悪病流行ニ而家毎程ニ病人 共宿割役江相願候は、 候故早々雪取払候而内便処取拵可申候よし二而、 而唯今御越候処、 門様明晩横堀御止宿被成候よし二而御宿割、役宿見分之よし二 久保田表より御丁寧之被仰含豊田五右衛門より申来御取扱 御本陣江罷越候而御訴訟申上候よふ二差図致遣候処、 押々御宿之義御訴訟致候処、其方共ニ而は御用筋不相 六拾人余之御人数御取扱可申上候様無之候間御免 此義如何程二仕候ハヽ可然候故、 是非横堀二而御泊被成候故早々手配可致候義 御当人御申二は甚宿々尾篭之内便処等も無之 斎殿御昼又七郎殿御止宿御両人共二御登之 御覧之通此節八御収納最中二而寄郷村々 先例も有之哉 肝煎・長百姓 依而肝煎理兵

> 相至り、 二而可致様なし、無拠肝煎・長共申聞之通り二致候、 事二候得共、誠二当惑申斗無之、左衛門殿二も出立被申候場二 ふ之趣ニ有之、 江御越候義故如何共可致よふ無之、何分此度之義ハ見捨呉候よ 帰り申聞候は、 御掛合二相及候処最早夜明申候〕処、 差図ニ而御一宿ハ不相成候義挨拶ニ可相及候よふ差図遣候 出候而御訴訟可申上、右ニ而も強而一宿之趣申聞候ハヽ、手元 例無之候よし申聞候故、 仕候迄二而、 外二如何共取扱可申よふ無之、余り無理不法之事而 外二江戸往来之衆横堀二而御昼御泊共二御宿仕 猶供回り之面々多分ならす先詰二横堀江罷越候 最早五ツ時、 左候ハヽ此義をも取含候而御本陣江 然八御先番之衆二候哉、 肝煎・長共暫罷有候 而罷 多分横堀 但 候

而同村江引移り申候、今晩左衛門殿横堀村ニ而一宿被致候付、下院内村ニ而夜食給候今晩左衛門殿横堀村ニ而一宿被致候付、下院内村ニ而夜食給候衛門殿ニハ五ツ時院内御本陣出足、横堀江一宿被致候、左十日、右之段今朝御判紙添を以久府関純五郎江申遣差置候、左

御登之節横堀二而宿致候砌、矢張其例之通二致候、村二而三ケ村の歩伝馬割二而今朝継立候、斎殿・又七郎殿江戸市、江戸往来等之宿并歩伝馬差出候事ハ不相成候故、昨晩院内十一日、左衛門殿今日横堀村出立被致候付、同村之義ハ間宿ニ

添御用有之罷越候、十太夫殿明十三日院内昼ニ而江戸表より被下候ニ付、駅場江附十二日、昼食後横堀村より下院内村より下院内村江引移、右は

渡今昼過より大小共二相留り居候義、十太夫殿へ只今申上候処、然ル処駅場役人七右衛門罷越申聞候は、昨日より之雨二而岩崎十三日、駅場方御用有之下院内村より昼食後湯沢江引移申候、

岩崎泊り二相成候故、

明十四日之人馬未明二岩崎江可差出候様

右渡シ相留り不申候而も先触ハ湯沢泊之義ニ差出候得共、

今晚

可申談、猶明日岩崎江人馬差遣候義二相及不申候故、右の手配は御止宿ハ曽而不相成候故、此段拙者差図を以十太夫殿家来江、岩崎渡り留り候義を御聞取り被成候義也、其上間宿二候得、ことにより御止宿と申候義ハ臨時処シ方も可有之候得共、於湯ことにより御止宿と申候義ハ臨時処シ方も可有之候得共、於湯、二御座候間、右人馬繰出シ方之手配居り候よし申聞候故、岩崎二御座候間、右人馬繰出シ方之手配居り候よし申聞候故、岩崎

今夜中より岩崎渡江役人附置申候、

二而今晚先触之通湯沢二壱宿被致候

延引可申候義申含差遣候処、

十太夫殿ニおゐても至極尤之よし

衛門・新蔵多右衛門・多郎兵衛

則為相知候処湯沢出立被致候、十四日、昼五ツ半頃岩崎渡漸々利候義申出候付、十太夫殿方へ

舞御役屋詰田処主鈴江も相伝ひ候様助左衛門迄申遣候、候故、同役吉沢助左衛門へ今日手紙を以右之段相伝ひ候、猶浅よし、猶以来間宿二而誰二而も相泊り候義曽而不相成候義申来頃中遣候左衛門殿横堀村二而被泊候義ハ役頭より御掛合被成候年七日、町送を以鯨岡四郎左衛門・関純五郎より申来候ハ、先

申候、廿二日、鯨岡四郎左衛門浅舞御役屋より湯沢御役屋詰二而引移

御下代定吉御呵之義申渡候様申来、依而当人催促致候、吟味役豊田五右衛門より御町送ニ而四郎左衛門・我等下院内村

廿三日、下院内村定吉湯沢御役屋へ罷越候故左之通申渡候

津軽御本陣守

御下代

候処不行届ニ付、御下代被召放、急度被仰付候もの也、被成候処、不指心得段申上候、同役間兼而吟味形も可有之自分同役正兵衛義、御役銭之内不少遣ひ込欠落致候付御尋

致候、三梨村久左衛門・縫殿村丈八・大館村伝吉・大沢村喜右一 廿七日、関純五郎より町送を以左之人数御呵御免之段申来催促

廿六日、

吟味役豊田五右衛門、

湯沢御役屋江着

中より御呵ニ而居候、御呵御免之段申渡候、右ハ右両人兼而博奕致候、御科ニ而八月御呵御免之段申渡候、右ハ右両人兼而博奕致候、御科ニ而八月晦日、大館村伝吉・三梨村久左衛門、湯沢御役屋江罷出候間、

豊田五右衛門今日湯沢御役屋出立、横堀村江引移り申候、

十二月

多郎兵衛御呵御免之段申渡候、右は親類左太郎相担之御苦柄候八月中より御呵ニ而居候、大沢村喜右衛門・新蔵・多右衛門・朔日、縫殿村丈八御呵御免之段申渡候、右は博奕致候御科ニ而、

付

博奕等も有之候ニ付出張申候

義二付甚不行届之取扱致候付、 八月中より御呵ニ而居り候、 此 り候、 十八日、昼食なし二而杉宮村より四郎左衛門同様御役屋へ罷帰 御足軽三人八西馬音内前郷村二今日市有之候二付、 同処

度御免、

吟味役片岡矢右衛門、稲庭村より湯沢御役屋江引移り申候、 三人共差遣申候

請取り二罷越、右御用明次第、 廿一日四郎左衛門今日昼食、御役屋出足、岩崎御役屋江上納米 直々帰館致候積二有之候

世三氏 雄勝郡東西之村之妊婦、 当五月より同十二月廿三日迄

之惣纏左之通

十旦 八日、 七旦、

関純五郎、

浅舞御役屋へ引移り候

豊田五右衛門、湯沢御役屋出立、

帰宅、

豊田五右衛門右同断

関純五郎、

湯沢御役屋へ相詰候

十三日、 十二旦、

片岡矢右衛門同断

惣妊婦合千三百六拾壱人

内五百八拾壱人出生

男

同弐百六拾七人 女

同弐百五拾五人病死半産死体之分

残五百弐拾五人未夕出産之届無之分

弐百三拾四人 湯沢町并寄郷書出妊婦

内五拾五人 男

昨日より鯨岡四郎左衛門、

西馬音内前郷村江罷越候、右は返上

米同処御備蔵ニ而請取候付引移り申候

十四日、右当人肝煎同道催促、今日一郡払之義申渡候

右同人より桑崎村正兵衛と申者、先年泉沢村二而盗致候者之義、

口書取り仕送申候

売薬取立銭御沙汰有之迄預り可申候、残薬分仕送候様申来候: 同日、田処主鈴より申来候ハ、此度於湯沢ニ御引上ニ相成候候、

但シ右売薬致候者ハ浅舞村又右衛門と申者ニ有之候、当八日

御小人差引役より此度口書仕送候よし、

右之者一郡払被仰付候

段申来候

同三拾九人病死半産

残七拾八人未夕出産無之分

四郎左衛門も西馬音内より御用明之よし二而同村へ被相越候

朝四ツ頃より御足軽三人召連候而杉宮村江罷越候処

十七日、

右は今日十七日夜之市ニ而上三郡より集り正月用之品出候ニ

稲庭村并寄郷共之分

内百拾壱人出生

内三百拾四人

五拾四人願申立候付、御撫育御手当拝領之者

内百拾七人出生

同六拾弐人 女

弐百八拾四人

内六拾六人 男

同四拾五人 女

同七拾壱人死体半産共

弐百五人 猿半内村并寄郷共之分 残百弐人未夕出産之届無之

内六拾七人出生

内三拾四人 男

同三拾三人 女

残百四人未夕出産之届無之 同三拾四人病死半産共

弐百弐拾八人 横堀村并寄郷共之分

内百拾三人出生

内六拾四人 男

同四拾九人 女

同三拾六人病死半産共

残七拾九人未夕出産之届無之

百四拾五人 西馬音内前鄉村并寄鄉共之分

内五拾五人出生

内三拾三人 男

同弐拾弐人 女

同弐拾三人病死半産共

残六拾七人未夕出産之届無之分

百四拾四人 西馬音内堀回村并寄郷共之分

内六拾人出生

内三拾六人 男

同弐拾四人 女

同三拾四人病死半産共

残五拾人未夕出産之届無之分

百弐拾壱人 山田村并寄郷共之分

内五拾八人出生

内弐拾六人 男

同三拾弐人 女

同拾八人病死半産共

残四拾五人未夕出産無之分

御撫育拝領被仰付候者左之通

但シ定式御手当ハ銭弐貫文ニ米九斗宛壱人ニ付拝領被仰付候、

湯沢町二而兵右衛門閏八月中当人店前捨子有之候処養育致

候付、銭五貫文拝領、治右衛門六月中当人女房出産致候処、

より一ト先米六斗差遣候処、其間出生之倅病死致候付右米 兼而極窮二付御撫育願申上候処、 御伺不相済候内肝煎手内

ハ肝煎江御備米より被返付候、七右衛門六月中仁右衛門十

二月中定式之通拝領

金屋村久四郎五月中定式之通拝領

柳田村長助十二月中定式之通拝領

00

寺沢村東右衛門女房、昨年出産之処出生之子供極窮二付養 中村作兵衛、八月中定式之通拝領 横堀村五助、 東福寺村喜左衛門、 三梨村孫左衛門、十月中定式之通拝領 中、定式之通拝領 野中村幸左衛門・喜蔵八月中右同断、 西馬音内前鄉村久治、閏八月中右同断 松岡村長助十一月中右同断、 貝沢村八之助十月中、八右衛門、 山田村茂左衛門閏八月中右同断 桑崎村喜左衛門・藤吉七月中右同断 高松村吉右衛門、十二月中定式之通拝領 上院内村久助、 猿半内村八右衛門、十二月中右同断 飯田村作助、十月中右同断 大門村久蔵、閏八月中右同断 稲庭村平九郎・市右衛門・今助右三人十月中、 大戸村喜左衛門、 育相成兼候義願申上候付、五月中米六斗拝領 式之通拝領 三又村新右衛門、 十月中利左衛門、十二月中清七、 十月中右同断 閏八月中右同断 閏八月中右同断. 閏月中右同断 十一月中定式之通拝領 同村重郎右衛門十月 十二月中定 長八十二月 廿九日、 晦日、 候故、 趣申遣候、 衛門一郡御追放之義申来候二付、 追放二而罷有候処、 廿八日、 渡候よふ申来、則回状を以御役屋へ催促申触候、 廿七日、豊田五右衛門より町送二而石塚源一郎殿御合鑑村々相 払体村甚之助十二月中右同断 右同断 新町村甚助・忠助十月中、龍蔵十二月中右同断 軽井沢村伝七・半七・杢右衛門十月中、 飯沢村儀右衛門、十月中右同断, 西馬音内堀回村仁吉、八月中右同断 糠塚村正助・多右衛門、 高尾田村惣八八月中、万平十一月中右同断 上郡山村藤多郎、十一月中右同断 大久保村仁左衛門・市助八月中、三平十二月中右同断 杉宮村助右衛門、九月中右同断, 中定式之通拝領之処、出生之倅十二月中病死、 二条道村与之助、 右治左衛門へ申渡候ハ、当秋中絹糸を他領出致候もの 上院内村より肝煎名代長百姓罷越候処、 両院内村江御用状を以催促致候 右同人より町送を以下院内村吉蔵・善蔵右両人先年御 此度御領内徘徊御免并上院内村長百姓治左 八月中定式之通拝領 十月中右同断 則手紙を以右両村肝煎催促之 伊四郎十一月中、 治左衛門同道致

宿致候処、右絹糸取扱形甚以如何之取扱致候付一郡御追放被成

置候段申渡候、御足軽長蔵差添御追放致候、

先年御追放被仰付候処、此度御領内徘徊御差免シニ相成候趣申下院内村より肝煎名代長百姓御役屋罷越候故、其村吉蔵・善蔵

渡差遣候、

<u>7</u>

### 彙 報

(平成二十五年一月現在)

### 展示

## ○企画展

# 「絵図にみる近世秋田

日程および観覧者数

八月二十四日~九月二十三日 三一日間 観覧者四九九〇人

計五六日間 二五日間 観覧者二四〇〇人 七三九〇人

一月二十一日~十二月十六日

一日平均 一三二人

プロローグ(世界の絵図)

Ⅱ国絵図・領分絵図 I 日本図・東国絵図

Ⅲ城下絵図

Ⅳ町絵図・村絵図

V身近な絵図 エピローグ(絵図データベース)

(太田 研

## 講座

# ○公文書館講座

以下のとおり実施した。 本年度の「公文書館講座」 は二コース制で

〈古文書解読コース〉

して、三回連続の講座を実施した。 の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的と はじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書

(いずれも土曜日)

初級編

とを目的として、三回連続の講座を実施した。 を対象に、郷土秋田の歴史や文化に親しむこ 古文書の基礎知識や解読の初歩を学んだ方 七月二十一日・七月二十八日・八月四日 (いずれも土曜日)

・上級編

り深めることを目的として実施した。 いる方などを対象に、解読の知識や方法をよ 現在勉強されている方、及び地域で活動して これまでに古文書を読んだことがある方、

第一回 九月七日(金)

「御廻米船於他領破損一件」

第二 回 九月十四日 (金)

「宝暦銀札発行の波紋

第三回 九月二十一日

六月三十日・七月七日・七月十四日

(講師 嵯峨稔雄)

(講師 加藤民夫)

金

「江戸後期秋田藩の藩政改革 下

> (講師 渡部紘一)

第四回 九月二十八日(金)

「久保田から江戸までの旅中日記 (その二)

(講師 菊地利雄

(アーカイブズコース)

を目的として実施した。 資料保存活動などについて理解を深めること がある方を対象に、当館の資料利用方法や、 歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心

第一回 十一月二日(金)

「戦前の県水産試験場のクニマス養殖」 (講師 柴田知彰)

第二回 十一月九日(金)

「ついに完結! 宇都宮孟綱日記」 (講師

佐藤

隆)

第三回 十一月十六日(金)

「公文書館って何だろう?」

(講師 松尾直樹

第四回 十一月二十三日 (金)

「絵図にみる近世秋田

座を開講したい。 加していただいた。 なお、二コースあわせて三四○名の方に参 来年度もより充実した講

(講師

太田

(鍋島 真

# ○県政映画上映会

~懐かしき昭和三十年代の我が秋田~

第 回 平成二十四年八月二十六日 (日)

第二回 来場者数 八七名

平成二十四年十一月三日 <u>±</u>

が最も人気を集めた。 さんが登場する「小野選手晴れの郷土入り」 午前午後合わせて八七名が来場した。アンケ ポーツ」をテーマとした。厳しい残暑の中、 ートの結果、能代市出身の体操選手、小野喬 ロンドンオリンピックにちなみ、「秋田とス 当上映会は、今年度で四年目を迎えた。 八月の上映会では直前まで開催されていた (会場:当館三階多目的ホール) 来場者数 五八名

たようだ。 就職、県庁舎建設などの話題に関心が集まっ した。この日は、海外移住、鉄道建設、集団 生活・文化まで多岐に渡る内容の映画を鑑賞 様であったが、五八名の方々が各種産業から 文化の日はたいへん肌寒くあいにくの空模

じた」「秋田の昔を知ることは、秋田のこれ になった」「先人達の苦労が現代にあると感 くの声を拝見すると、歴史資料を後世に伝え からを考える上で重要だ」…。寄せられた多 る公文書館の責務について改めて再確認した 「これからの秋田を考える上でとても勉強

昨年度文化の日と今年度八月が三〇%、今年 リピーターの割合は、昨年度八月が一九%、

> 度文化の日が二八%となっており、 の普及行事として定着したと思われる。 来年度も県の記念日(八月二十九日) 県政映 と文 画

(木村 裕久)

化の日に合わせて開催する予定である。

# ○古文書相談日

ŧ, 外利用者の増加が目立った。 名、県内二名、県外四名であり、 催予定で一月時点では計一七回実施し、延べ 一六名が相談に訪れた。内訳は秋田市内一〇 平成二十一年度から開始した古文書相談日 今年度で四年目に入った。計二一回の開 今年度は県

ある。 上で相談日を利用する方が増えたのも特徴で から頼まれた相談者もいた。相談日の趣旨が などもあった。県外利用者や県外在住の親戚 自宅に伝来する古文書だけでなく、当館所蔵 理解され、古文書を自分である程度解読した の関係資料を調べて読めなかった部分の解読 最も多かった先祖調べに関わる相談では、

蔵の御境目関係の資料について相談する事例 た事例もあった。 の対応の中で当館への資料の寄贈につながっ 来の文書の保存について相談があり、相談へ があった。さらに、秋田市内の方から先祖伝 重臣に宛てた書状、また自分で調べた当館所 先祖調べの他には、自宅に所蔵する藩主が

Ξ 研修・協議会

# ○第三十八回全国歴史資料保存利用機関連絡

協議会全国(広島)大会

関会員に大いに参考となった。 として紹介された。各自治体の規模や歴史に 制定した安芸高田市と熊本県の事例が、視察 された。当館からは館長以下三名が出席した。 すべきこと―」を大会テーマとして掲げ開催 合わせた取組み手法は、同じ課題を抱える機 において広島県と広島市の事例が、取組み例 島県民文化センター への取組みである。大会テーマ研究会で条例 地域社会とともに歩むアーカイブズ―今な ひとつは、昨年度施行された公文書管理法 大会の主要な論点として三つ挙げられる。 同大会は、 十一月八日・九日の二日間、 (鯉城会館)を会場に

として、 活かすことが期待される。大きな教訓の一つ れを踏まえて種々の提言があった。成功不成 成果があげらなかったとの報告がなされ、こ 協自体が取組んだ陸前高田市のレスキューは 成果を上げた事例が報告された一方、全史料 功両方の事例を充分に検証して今後の活動に にかかわる取組みである。個別会員で大きな ふたつ目は、東日本大震災の被災文書救済 所蔵者との平時の繋がりや組織自体

一〇四

(柴田

が大事だということが挙げられる。ときに何の役にも立てない、日頃の巡回調査の社会的認知度がなければ、いざ災害という

最後に組織自体の問題である。運営を機関「個別具体化計画」に取組んできたが、最終「個別具体化計画」に取組んできたが、最終「個別具体化計画」に取組んできたが、最終を書うでので組織も弱体化したとの検証報告がなされた。この問題は今後の課題として残された。参加者一人一人が全史料協の意義を考えさせられた大会であったと感じる。

(松尾 直樹)

# ○平成二十四年度アーカイブズ研修Ⅰ

ま。 書館主催で東京・八丁堀の会場にて開催され 九月三日から七日までの五日間、国立公文

関から七十名以上が参加した。道府県、市町村や大学など、全国の様々な機に初任者を対象としたものである。国や各都にの任後、公文書に携わる職員のうち主

事の中では得られないような情報であり、他多岐にわたった。諸外国の事例等は普段の仕紙資料の保存修復に関する講義など、範囲は公文書管理の紹介、電子公文書の保存方法や公文書管理の紹介、電子公文書の保存方法やイブズとは何か」といった基本的概要の講義イブズとは何か」といった基本的概要の講義

た。というな関係では多くの問題を抱えている現状も垣間見えれが多くの課題を抱えている現状も垣間見えれが多くの課題を抱えている現状も垣間見えれが多くの課題を抱えている現状を垣間見えた。

いて振り返るよい機会となった。

いて振り返るよい機会となった。

いて振り返るよい機会となった。

いて振り返るよい機会となった。

がである。しかし、様々な立場の受講者とようというところもあり、抱える問題も三者機関もあれば、これから公文書館を立ち上げ機関もあれば、これから公文書館を立ち上げたがある。しかし、様々な立場の受講者とようというという。

的な参加に期待したい。

ま本的な知識の習得はもちろんだが、受講をと実感しており、今後も、当館からの継続ではないかと思う。私自身、有益な経験だってはないかと思う。私自身、有益な経験だってはないかと思う。

(大山 由佳)

# ○平成二十四年度アーカイブズ研修Ⅱ

開催された。参加人員は四四名。研修内容は、二十二日から同二十四日まで三日間の日程でLを受講した者を対象に、平成二十五年一月公文書館等の職員のうち、アーカイブズ研修場にして国・地方公共団体の文書主管課及び

れてのグループ討論である。び沖縄県等四県の事例報告とテーマ別に分か評価選別の考え方について、国立公文書館及

にあることが分かった。 国立公文書館の事例報告では、館へ移管するか廃棄するかの決定のため、移管元と目録の決定に関わっている現状、また、各県の選告からは原課を評価選別に関わらせる方向とが発達するかの決定のため、移管元と目録

ペースの狭隘化に対処するため、 視されたのは、文書管理全体に共通する事項 こと、非現用文書の管理においては、書庫ス 理規程にはっきりと位置づけること等であっ ぞれの役割を考え、あるべき文書のライフサ 現用・非現用文書の管理の三段階に分け、そ ル全体を考えることにより、個々の課題の解 開されることを念頭において文書を作成する イル基準表の作成、公文書館の役割を文書管 の中で文書主管課・職員個人・公文書館それ た。具体的には文書管理全体に共通する事項 決策が見えてくるとして議論を重ねていっ 論においては、あるべき文書のライフサイク た。現用文書の管理においては、最初から公 で、文書の公開に向けて検索しやすい目録の イクルの行程表を作った。行程表作成で重要 直面している課題等について」である。討 本県が参加したグループ討論のテーマは、 保存期間満了後の措置を記載したファ 一度保存を

論に至った。 論に至った。 に至っていく仕組み作りが必要であるとの結書のレコードスケジュールの指導の働きかけため、公文書館の立場から主務課に対し、文議論がなされた。最終的にそれらを実行する決めた文書でも再選別が許容されるべき等の

で収穫の多い研修であった。 して本県の今後進むべき方向性を検討する上客観的基準を探り出すことができた。全体と状況の違いを踏まえつつ、共通して持つべきがループ討論では各参加者の置かれている

(畑田 正樹)

# ○平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短

短期コースに参加した。 究資料館主催で福井県文書館にて開催された 十一月十三から十八日の六日間、国文学研

していく過程についての講義が興味深かっいていく過程についての講義が興味深かった。②に関わる講義では、資料でが、資料の価値の多様さについて考えるとと地域、に大別されたように思う。と地域、に大別されたように思う。と地域、に大別されたように思う。と地域、に大別されたように思う。

表ないという現状を強く感じた。 電子データについては様々な問題があり、多に関わる講義では、様々な文書館・資料館のに関わる講義では、様々な文書館・資料館のためのサービスを提供できなければ、地域様な媒体での保存が必要であると感じた。③ 様な媒体での保存が必要であると感じた。④ 葉が印象的であった。また近年増加している

を共有できたことも大きな収穫であった。受講者がおり、情報を交換する中で問題意識た。また、様々な形でアーカイブズと関わる業務の意義について認識を深めることができ

(鍋島 真)

# び歴史資料の担当者を対象に開催した。十一月二十一日、各市町村の公文書管理及○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

演をいただいた。
今年度は、青森県史の編さんに当たって実調講の石塚雄士氏をお迎えし、「青森県の歴史資森県県民生活文化課県史編さんグループ主査森県県民生活文化課界史編さんだりで、

が経過し、市町村合併も進んだことから、資認識がある。「秋田県史」編さんから五〇年本県の貴重な歴史資料を取り巻く厳しい現状当館が今回このテーマを選んだ背景には、

特に「利用なくして保存なし」という言

県の石塚氏にお願いしたものである。県の石塚氏にお願いしたものである。このような現状を踏まえ、歴史資料保存のあるべき方な現状を踏まえ、歴史資料保存のあるべき方後資料が失われる恐れがある。このような要である。この認識を市町村と共有できるように歴史資料調査を最近実施している青森との石塚氏にお願いしたものである。

号所収の講演録をご覧いただきたい。課題について詳しく述べられた。詳細は、本また、石塚氏が長年の経験から感じた調査のます。調査は、調査の流れにそった説明があり、

れぞれ報告があった。
友館の施設紹介と史料収蔵環境について、そ機能のシステム構築について、美郷町から学管理条例制定について、大仙市から公文書館講演後の情報交換では、秋田市から公文書

(松尾 直樹)

## 四 資料調査

# ○県外古文書所在調査

り実施した。 平成二十四年度の県外資料調査は次のとお

国文学研究資料館(東京都立川市)①平成二十四年十月十五日~十七日

った南比内仁井田村・荒谷家の公私にわたる「荒谷家文書」は秋田藩の鉱山経営に関わ

# ○県内古文書所在調査

鉱山関係のまとまった資料がないことから、

一二○○点の資料である。当館では藩政期

複製本の作成を検討するために調査を実施し た。件数が膨大であるため、重要と思われる

資料を中心に抽出し、状態を確認した。

おり実施した。 平成二十四年度の県内資料調査は左記のと

くの鋪図が良好な状態で残っていることか る資料が中心で、これは鉱道の長さ・深さや が中心と思われる。絵図は「鋪図」と呼ばれ 的な内容である。明治期は土地・勧業・家計 認された。江戸期の資料は検地帳や藩に提出 の資料がマイクロ撮影に支障はないことが確 検討を重ねる必要がある。 とが伺える。複製本の作成については、今後 ら、鉱山運営上非常に重要な資料であったこ 出入口などを詳細に記録したものである。多 に関わるものが多く、荒谷家の個人的な資料 した書状の控えなど、鉱山管理に関わる実務 調査の結果、保存状態は良好で、ほとんど

②平成二十五年二月二十五日~二十八日 国立公文書館つくば分館(茨城県つくば市)

関係)を中心とした明治初期の資料など約二 た江戸期秋田藩関係資料や、当館が所蔵して 九○点の状態を確認した。 いない「山林原野其他原由取調書」(鹿角郡 北森林管理局分)から「賀藤家文書」を除い 「平成十九年度森林管理局移管文書」(東

(鍋島 惪

①六月一日 (金) 美郷町教育委員会生涯学習

②六月二十三日 (土) ティーセンター 課歴史文化財班(美郷町学友館内) 北秋田市森吉コミュニ

③十一月三十日(金) 代市市史編さん室 能代市教育委員会、能

書の展示状況も確認した。 重の生涯」のため貸し出された当館所蔵古文 などの話を聞いた。この他、 た、学友館の資料保存状況や苦労している点 資料整理の最中であること等を確認した。ま を保存する公的機関であり、 ①では、学友館が美郷町で唯一の古文書等 企画展「佐竹義 館蔵古文書等は

り、大学研究会員の指導のもと、学習会を兼 連絡協議会員や歴史に興味を持つ方々が集ま ね古文書整理作業を行っていた。 整理が進められているが、地元の文化財保護 ②では、他県大学の研究会により文書群の

受入は市史編さん室が担っている。 の調査も終了している。現在、寄託・寄贈の 料はすでに目録化されており、個人所蔵資料 を確認した。また能代市史編さんに関わる資 古文書・明治期の行政文書などの原本の存在 料がコピーされ保管されていることや、近世 ③では、二ツ井町史編さん時に収集した資

### 五 寄贈資料

(柴田

知彰・太田

研

Π [口町万覚帳] 三点 簿冊を直接来館して寄贈 寄贈者(湊昭策氏)が自宅に伝来する (平成二十五年一月二十九日付)

## 文化財指定

〇秋田市指定文化財 「渋江和光日記」 員数 (平成二十四年三月一日指定) 九十八冊

七 (刊行物については年度内のものを示す) 当館刊行物

0 『宇都宮孟綱日記』第八巻 元治二年正月~明治元年十二月

『公文書館だより』第二十八号

 $\circ$ 『古文書俱楽部』 第四十七~五十二号

### 八 受贈刊行物

(平成二十四年一月から十二月までの分を 次ページ以下に示す)

#### 〈各公文書館からの受贈刊行物〉

交	그 보는 A7
<u>発 行 機 関</u> 北海道立文書館	<u>資</u> 料 名 北海道立文書館所蔵資料目録 22 近世幕末期・明治前期描画図資料目録
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第43集 県内諸家寄託文書 (37)
茨城県立歴史館	茨城県史研究 第96号
	茨城県立歴史館報 第39号
	茨城県立歴史館史料叢書 15 常陸編年
	茨城県立歴史館史料目録 56 常陸水戸徳川家中岡崎家文書目録
	茨城県立歴史館運営要覧 平成24年度
	茨城県立歴史館特別展 霞ヶ浦と太平洋のめぐみ-塩づくり-
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第41集 高橋悦郎家文書/〔CD-ROM版〕
	学校教材史料集 第8号 -授業に使うとちぎの史料-
	栃木県立文書館研究紀要 第16号
群馬県立文書館	群馬県立文書館双文 第29号
	群馬県立文書館収蔵文書目録 30 佐波郡境町東 福島英一家文書 利根郡新治
	村 新治村布施区有文書
埼玉県立文書館	埼玉県史料叢書 15 栗橋関所史料四 御関所日記書抜Ⅱ 御用留 I
	埼玉県立文書館紀要 第25号
	埼玉県立文書館収蔵文書目録 第51集 新井(侊)家文書目録(2)
千葉県文書館	平成24年度企画展 房総捕物帳
	収蔵文書目録 第二十四集 東金市台方 有原家文書目録(上)
	収蔵文書目録 第二十五集 東金市台方 有原家文書目録(下)
	千葉県の文書館 第16号、第17号
東京都公文書館	東京市史稿 産業篇 第五十三
	東京都行政資料集録 平成22年度
	東京都公文書館年報 平成23年度
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成23年度
	神奈川県歴史資料所在目録 第29集
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成23年度/第20号
富山県公文書館	富山県公文書館特別企画展示図録 平成23年度/特別企画展「越中の旅人たち~
	江戸時代の寺社参詣~」
	富山県公文書館文書目録 歴史文書 二十七
	富山県公文書館年報 (平成22年度)/第24号
福井県文書館	福井県文書館紀要 第9号
	福井県文書館年報 平成23年度/第9号
長野県立歴史館	長野県立歴史館平成24年度春季企画展 長野県の満州移民-三つの大日向をたど
ZZX	3-
	長野県立歴史館収蔵文書目録 11 筑摩郡大池村大池家文書(5-23) 安曇郡
	左右村文書(5-26)
	長野県立歴史館研究紀要 第18号
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第40号
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館紀要 第15号
鳥取県立公文書館	鳥取県立公文書館研究紀要 第7号
岡山県立記録資料館	岡山県立記録資料館紀要 第7号
I THE STATE OF THE	岡山のアーカイブズ 1 ~記録資料館活動成果資料集~
広島県立文書館	広島県立文書館資料集 7 村上家乗 文久二年・三年
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第39号
	山口県内市町村役場文書保存状況調査報告書
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 平成22年度/第14号、平成23年度/第15号
心山水並入日和	徳島県立文書館展示図録 第43回企画展「資料から見る徳島県立保育専門学院の
	歴史
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第16号
	収蔵文書目録 第14集 讃岐国三野群羽方村 森家文書目録
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成23年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第14号
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館古文書資料目録 平成23年度/17
1천 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福岡市公文書資料目録 平成23年度版/ (CD-ROM版)
	福丽田松岩以善毘伽名松笋 串尺左
小山市文書館	福岡市総合図書館研究紀要 第12号
小山市文書館 藤沢市立書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号
小山市文書館 藤沢市文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2
	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (続)藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史
	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (続)藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号
	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (続)藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号
藤沢市文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (続)藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号 藤沢地域の教育力を探る -教育の歴史を通して-
藤沢市文書館 広島市公文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (総) 藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号 藤沢地域の教育力を探る —教育の歴史を通して — 広島市公文書館紀要 第25号
藤沢市文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (統) 藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号 藤沢地域の教育力を探る —教育の歴史を通して — 広島市公文書館紀要 第25号 寒川文書館年報 平成23年度/第5号
藤沢市文書館 広島市公文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号 藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (総) 藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号 藤沢地域の教育力を探る —教育の歴史を通して — 広島市公文書館紀要 第25号

発 行 機 関	資 料 名
松本市文書館	松本市文書館紀要 松本市史研究 第22号
尼崎市立地域研究史料館	尼崎市立地域研究史料館紀要 地域史研究 第112号
天草市立天草アーカイブズ	天草市立天草アーカイブズ年報 平成23年度/第9号

#### 〈 県内市町村史関連図書 〉

250 V- 100 HH	Mrs. Mol. Pr
発 行 機 関	資 料 名
秋田市	秋田市歴史叢書 6 米沢町丁代文書1
	秋田市遺跡確認調査報告書 平成23年度
	黒澤家日記解読資料集 天保八年 (十三) 黒澤家日記
	秋田市の図書館要覧 2012
	秋田市少年指導センターの概要 平成24年度
	秋田市勤労青少年ホームの概要 平成23年度、平成24年度
	雄和図書館子ども読書活動推進事業報告書
横手市	横手市史(普及版) 横手の歴史
	横手市増田町伝統的建造物群保存対策調査報告書 増田
大館市	大館市文化財調査報告書 第5集 大館野遺跡発掘調査報告書
男鹿市	男鹿市の文化財 第一八集 『半島新報』(昭和七年刊行分) 復刻版Ⅲ
鹿角市	秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書 −下内野Ⅲ遺跡・折戸遺跡・野中平Ⅲ遺
	跡尾去沢地区分布調査-
	上津野 No.37
潟上市	潟上市総合発展計画(後期基本計画) 活き生き かたがみ の夢づくり 一人
	ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市
	2012 潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画 (第5期)
八峰町	八峰町の古文書 内荒巻村文書 小手萩村文書
五城目町	五城目町総合発展計画

#### 〈国機関からの受贈刊行物〉

発 行 機 関	資 料 名
宮内庁	書陵部紀要 第63号、第63号〔陵墓篇〕
防衛省	戦史研究年報 第15号
	戦争史研究国際フォーラム報告書 総力戦としての太平洋戦争
外務省	外交史料館報 第25号
財務省	平成22年度特別展示 酒税が国を支えた時代
国会	国立国会図書館月報 平成23年11月号/No.608~平成24年10月号/No.619
国立公文書館	北の丸 国立公文書館報 第44号
	アーカイブズ 第46~48号
	平成23年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集
国立公文書館アジア歴史資料センター	デジタル・アーカイブの先端をめざして-アジア歴史資料センターの10年-
その他	歴博 第165号 特集 観天望気
	歴博 第166号 特集 錦絵と版木
	歴博 第167号 特集 東アジアの都城
	歴博 第168号 特集 瀬戸内海-旅に生きる人々-
	歴博 第169号 特集 戦争そして高度成長-共同研究 20世紀に関する総合的
	研究-
	歴博 第170号 特集 怪異・妖怪文化
	歴博 第171号 特集 都市「江戸」の表象
	歴博 第172号 特集 歴史・民俗にみる「老人」たち
	歴博 第173号 特集 共同研究 歴史表象の形成と消費文化
	歴博 第174号 特集 染織コレクションの形成
	歴博 第175号 特集 沖縄 自然・開発・イメージ
	国立歴史民俗博物館要覧 平成24年度/2012年度
	国立歷史民俗博物館資料目録 6 平田篤胤関係資料目録
	国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第8号、文学研究篇 第38号
	国文学研究資料館史料目録 第94集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録
	(その4)
	国文学研究資料館史料目録 第95集 近現代文書目録 (その1) 鈴木荘六文書
	手島兵次郎文書 山口重次文書 赤井春海文書 熊田保文書
	国文学研究資料館人間文化研究機構連携展示 都市を描く一京都と江戸一
	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所所蔵筆写稿本(漁業制度資料)
	の概要 平成23年11月

#### 〈 県外自治体史 〉

北海道2 7年 又民族文化研究社要 第18号 北海道27年 又民族文化研究社 9 年代 29 年代 20	発行機関	資 料 名
北海道立アイヌ民族文化研究センター研究系数 第18号 北海道立アス民族文化研究センター研究 平成32年度 他台灣日老元婦最資料原報 第17号 青森県、 貴森県央東京 平成32年度別企業の素像 自森県央 資料 平成23年度的党企制	北海道	
前森県		北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第18号
青森県		北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 平成23年度
古森県史 資料編 中世3 北美関係資料   平成23年度特別金属展 近難を解明文庫名宝展実施報告書   連軸整か 沢 丸二塩屋文書目録   前編ルアロ史 近現代資料編 都市計画,近現代資料編 戦争   新編ルアロ史 近現代資料編 都市計画,近現代資料編 戦争   岩手県立博物館研究報告 第29年		
平成23年度特別企画展、近衛家區則文庫名宝展実施報告書 注軽値を次 丸、塩原文量目録 新編ル戸市史 近現代資料編 都市計画、近現代資料編 戦争 岩手販立博物館収養資料目録、第24集 生物V 岩手の螺2 岩手販立博物館収養資料目録、第24集 生物V 岩手の螺2 岩手販立博物館和書館の報告書 第29冊 止した昭和の記録1 ~負 歳年10多里写真コレクションから~ 岩手販立博物館工稿 平成24年度 岩手販立博物館工稿 平成24年度 岩手販立博物館工稿 平成24年度 岩手販立博物館公園展 上側まんだら もわかか歴史文化館常設成が3イド 東北歴史博物館所収設度 13 東北歴史博物館原列展 家版でおでかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館外別展 家版でおでかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館科別展 家板でおでかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館科別展 家板でおでかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館科別展 家板でおかかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館科別展 マ成22年度 第1回市郷土博物館展示図録 平成22年度 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照常 行田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照常 行田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度第21回テーマ展の武科のシンボループ 行田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度第21回テーマ展の民産の投資のシンボループ 活工事の報音を調整を開発を表しています。 本史ープ 行田市郷土博物館と画 第19号 を向す立博物館名製 第19号 恵品に支那社で財物館経費 第25号 東京都に戸東京博物館の報音記 平成24年度第14らを画展「理を成日を 東京都に戸東京博物館を開発を第25号 東京都に戸東京博物館を設定 第25号 東京都に戸東京博物館を設定 第25号 東京都に戸東京博物館を設定 第25号 東京都に戸東京博物館を設定 が25年 再20町名主 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋)復元工 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋)復元工 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋)復元工 東京都に戸東京博物館の第 12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋)復元工 東京都に戸東京博物館が設備、12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋)復元工 東京都に戸東京博物館が設備、12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋) 第25号 東京都に戸東京博物館が設度 12戸東京でこもの個 大和屋本店(乾物屋) 12世末店でもの個 大和屋本店(乾物屋) 12戸京店でもの機工を 東京都に戸東京博物館が設備、12戸東京たこもの機工を 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京でもの地で 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京ではの地で 東京都に戸東京博物館を設定 12戸東京でもの地で 東京都に戸東京博物館を設定を 東京都に戸東京博物館を設定を 東京都に戸東京博物館を 第10年度 第12年度第12年度第12年度第12年度第12年度第12年度第12年度第12年度	青森県	青森県史叢書 平成23年度/近現代の美術家
海経川戸中地 近現代及料編 都市計画、近現代資料編 戦争  岩手県 第経川戸中地 近現代及料編 都市計画、近現代資料編 戦争  岩手県立博物館研究報告 第23号  岩手県立博物館副査研究報告 第23号  岩手県立博物館副査研究報告書 第28冊 森口多里が遺した昭和の記録1 ~約  遠和り多里与真コレクションから  岩手県立博物館副五研究報告書 第28冊 森口多里が遺した昭和の記録1 ~約  遠和り多里が真立しかションから  岩手県立博物館所容3回信画限 土岡まんだら  もりおか歴史文化部常設展示ガイド  東北歴史博物館年報 平成23年度  東北歴史博物館年報 平成23年度  東北歴史博物館科別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館科別展 家庭の世界で表した。  古田市郷土博物館展 第16号  行田市郷土博物館展示図録 平成22年度第21回テーマ展「急藩主松平家と東照行日田郷土博物館展展示図録 平成22年度第21回テーマ展「急藩主松平家と東照行日田郷土博物館経験 第25号  石田市郷土博物館経験 第25号  東京都 10月 東京博物館経費 平成23年度第2回企画展「児〜武将のシンボルー」  「市が開始館産報 平成23年度第19号  最上歴史館記要 第25号  東京都 10月 東京博物館経費 第25県 第25回企画展「児〜武将のシンボルー」  「日本郷土資料館所発配要 第21号 生活と文化 第21日本江伊保護美術の10月年記念 平成23年度第川ふるさと文化館企画展 再3 見上あらかわの匠の仕事 伝統工芸品展 — 東京都江戸東京博物館経費 第25県 第25県 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館経費 第25県 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館経費を指置 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館経費を指置 第25県 著5月間之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館投資 11戸東京でもの個 大和屋本店(乾物層)復元工事報告書 東京都江戸東京博物館投資 11戸東京でもの個 大和屋本店(乾物層)復元工事報告書 自由収棄 55  民港デンスクス 25 村野常右衛門とその時代 八五子市史保御支着1 村町郷継乗成 新八王子市史保御支着1 村町郷継乗成 新八王子市史と保御支着1 財郷継乗館 第25月 東京都市建設書 1月町銀乗館 第35号 上町銀門 第35号 上町銀門 第35号 上町銀費料 近世園 12月 12日 諸土系譜 (1) 長田原田教科経史 第25号 横浜市史養料が配要 第35号 上面相で表述を11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年		青森県史 資料編 中世3 北奥関係資料
岩手県、一部 (中国・ 1921年) (1921年)		平成23年度特別企画展 近衛家陽明文庫名宝展実施報告書
岩手県立博物館の収益を目録。第24集 生物VI 岩手の螺2 岩手県立博物館の収益を目録。 第48日 森口多里が適した昭和の記録1 ~ 金		津軽鰺ヶ沢 丸二塩屋文書目録
岩手県立博物館服者所報告書 第28冊 末口多里が適した昭和の記録1 ~負		新編八戸市史 近現代資料編 都市計画、近現代資料編 戦争
岩手県立博物館調査研究報告書 第28冊 森口多里が適した昭和の記録1 ~魚 巌省口多里写真コレクションから~ 岩手県立博物館和高野の設置の世襲 土間東えんだら もりおか歴史文化開密設展示ガイド 東北歴史博物館中報 平成23年度 東北歴史博物館中報 平成23年度 東北歴史博物館中報 平成23年度 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ~夏休みのおもいで~ 東北歴史博物館特別展 多ちのく鬼めぐり さいたま市新聞記事目験 平成22年度 東北歴史博物館特別展 みちのく鬼めぐり さいたま市新聞記事目験 平成22年度(第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照径 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度(第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照径 「一方田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度(第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照径 「一方田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「児〜武将のシンボルー」 「一方田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「児〜武将のシンボルー」 一方田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「児〜武将のシンボルー」 「一方田市が館配要 第19号 松戸市立博物館程要 第19号 松戸市立博物館程要 第19号 松戸市立博物館程要 第19号 松戸市立博物館程書 第25号 東京都江戸東京博物館の資報告書 第25号 東京都江戸東京博物館の資報告書 第25年 上海と文化 第21回東京博物館の資報日書 新建地図目録2 即第の地図 東京都江戸東京博物館が食日日 新建地図目録2 即第の地図 東京都江戸東京博物館が食日日 新建地図目録2 即第の地図 東京都江戸東京博物館が食日日 新建地図目録2 即第の地図 東京都江戸東京博物館が食日日 第25年 日前の地域 思方の民俗 カアルエデ市史 長年制館 近現代 八王子市史 長年間 近月代 加工手中度研究 第25号。第25号 第4番目 1月 1月 1月 1月 1日	岩手県	岩手県立博物館研究報告 第29号
議会口多型写真コレクションから〜 岩手県立博物館報告書、第28冊 総設 [日本のクマゲラ] 岩手県立博物館第名日産 第28冊 総設 [日本のクマゲラ] 岩手県立博物館第名と画展 上側まんだら もりおか歴史文化館常設展示ガイド 東北歴史博物館所名製 73 東北歴史博物館時発記 第 1828年 神々への祈り一神の若がえりところの再生 東北歴史博物館時別展 平成23年度 東北歴史博物館特別展 ※展でおでがナー夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 ※展でおでがナー夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 ※展でおでがナー夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 ※展で24年版 行田市郷土博物館展 746号 行田市郷土博物館展 平成22年度 第21回テーマ展「忍瀟主松平家と東照信」行田市郷土博物館展 76号 行田市郷土博物館展示図録 平成23年度 第25回企画展「天変地異 - 災害の巨本史ー   11日市郷土博物館企画展示図録 平成23年度 第25回企画展「完全地異 - 災害の巨本史ー   11日市郷土博物館企画展示図録 平成23年度 第25回企画展「完全地異 - 災害の巨本史ー   11日市郷土博物館企展 第21号 東京都   佐倉市史研究 第25号		岩手県立博物館収蔵資料目録 第24集 生物VI 岩手の蝶2
岩手県立博物館研究 PR23年度 岩手県立博物館が20日本 PR23年度 岩手県立博物館が20日本 PR23年度 岩手県立博物館が20日本 PR23年度 岩手県立博物館が20日本 PR23年度 また歴史博物館が元紀要 13 東北歴史博物館が元紀要 70 東北歴史博物館が元紀要 70 東北歴史博物館が元紀要 70 東北歴史博物館が元紀要 70 東北歴史博物館が日間 70 東北歴史博物館が元紀要 70 「田市郷土博物館銀 第16号 「石田市郷土博物館銀 第16号 「石田市郷土博物館金画展示図録 平成23年度/第24回企画展「天変地異一災害の日石田郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「ア〜武将のシンボルー」 17 「田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第24回企画展「ア〜武将のシンボルー」 17 「田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第24回企画展「ア〜武将のシンボルー」 17 「田市郷土博物館企画を選 70 「カーナー 17 「カーナー 17 「東京都江戸東京博物館の主報音書 第25集 書参川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館/報音書 第25集 書参川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館/園産報告書 第25集 17戸の町名主 東京都江戸東京博物館/園産報告書 第25集 17戸の町名主 東京都江戸東京博物館/園産報告書 第25集 17戸の町名主 東京都江戸東京博物館/関東日禄館 雑食・関金世の一大 2012年(校・東州 17 「八王子市史野舎 第2579/2012年31] 「八王子市史野舎 第2579/2012年31] 「八王子市史書書」 月明細螺集成 第7年 17 中、世帯 17 世界 17 中、世帯 18 近代代 18 世 18		岩手県立博物館調査研究報告書 第28冊 森口多里が遺した昭和の記録1 ~ 館
岩手県立博物館空間と回腹・上側まんだら もりおか歴史文化館常設展示ガイド 東北歴史博物館所究記要 13 東北歴史博物館所究記要 13 東北歴史博物館東日本大震災復興所念特別展 神々への祈りー神の若がえりところの再生 東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めなづり」 「ころの再生 東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   京北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   京北歴史博物館   東北歴史博物館   第66号   行田市郷土博物館展 第16号   行田市郷土博物館展 第16号   行田市郷土博物館   東京と実際   平成22年度   第24回企画展 「天変地異―災害の日本史―」   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一		蔵森口多里写真コレクションから~
岩手県立博物館空間と回腹・上側まんだら もりおか歴史文化館常設展示ガイド 東北歴史博物館所究記要 13 東北歴史博物館所究記要 13 東北歴史博物館東日本大震災復興所念特別展 神々への祈りー神の若がえりところの再生 東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めなづり」 「ころの再生 東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   東北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   京北歴史博物館時別展 多ちの「鬼めぐり   京北歴史博物館   東北歴史博物館   第66号   行田市郷土博物館展 第16号   行田市郷土博物館展 第16号   行田市郷土博物館   東京と実際   平成22年度   第24回企画展 「天変地異―災害の日本史―」   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一		岩手県立博物館調査研究報告書 第29冊 総説「日本のクマゲラ」
		岩手県立博物館第63回企画展 土偶まんだら
宮城県 東北歴史博物館年報 平成23年度 東北歴史博物館東日本大震災復興折念特別展 神々への祈りー神の若がえりとこ ころの再生 東北歴史博物館時別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館機関 第16号 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照答」 「田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度第24回企画展「天変地異-災害の日本史」」 「田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度第24回企画展「東〜武将のシンボル〜」 「大東」 佐倉市史研究 第25号 松戸市立博物館記要 第19号 松戸市立博物館記要 第19号 松戸市立博物館記要 第21号 生活と文化 第川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度第川ふるさと文化館企画展 再列見 あらかもの匠の仕事ー伝放工芸品展一東京都江戸東京博物館副設督社工芸品展 東京都江戸東京博物館副春報吉書 第25集 江戸の町名主東京都近戸東京博物館副春報吉書 第25集 江戸の町名主東京都江戸東京博物館園香報吉書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集東京都江戸東京博物館の行館 江戸東京でもの園 万徳旅復元工事報告書東京都江戸東京博物館分館 江戸東京でもの園 万徳旅復元工事報告書東京都江戸東京博物館分館 江戸東京をつる回園 万徳旅復元工事報告書東京都江戸東京博物館分館 江戸東京をつる回園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代、八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史報書 1 和団職職集成第八王子市史任御宣報を報告 海県 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 資料編に 近現代 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 資料編に 近現代 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 資料編に 近現代 第1集 四 第1集 日 東 1 里 第1集 日 東 1 里 1 里 1 里 1 里 1 里 1 里 1 里 1 里 1 里 1		
東北陸史博物館東日本大震災復興折念特別展 神々への祈りー神の若がえりとこ ころの再生 東北陸史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北陸史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北陸史博物館特別展 多ちのく鬼めぐり さいたま市労間記事目縁 平成22年度(第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照26日市・	宮城県	
東北陸史博物館東日本大震災復興折念特別展 神々への祈りー神の若がえりとこ ころの再生 東北陸史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北陸史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北陸史博物館特別展 多ちのく鬼めぐり さいたま市労間記事目縁 平成22年度(第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照26日市・		東北歴史博物館年報 平成23年度
ころの再生 東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ〜夏休みのおもいで〜 東北歴史博物館特別展 みちのく鬼のくり さいたま市新聞記事目録 平成22年版 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度 第21回テーマ展 [忍藩主松平家と東照2〜] 「行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度 第25回企画展 「天変地異-災害の日本史一」 行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度 第25回企画展 「東の武将のシンポル〜」 「奈田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田・丁田		東北歴史博物館東日本大震災復興祈念特別展 神々への祈りー神の若がえりとこ
東北歴史博物館特別展		
東北歴史博物館特別展 みちのく鬼めぐり さいたま市新聞記事目録 平成22年版 行田市郷土博物館報 第16号 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度/第24回企画展「天変地異―災害の日本史―」		
埼玉県		東北歴史博物館特別展 みちのく鬼めぐり
行田市郷土博物館報 第16号 行田市郷土博物館展示図録 平成22年度/第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照2~」 「行田市郷土博物館及示図録 平成23年度/第25回企画展「天変地異 - 災害の日本史 - 」 行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「 - 突世異 - 災害の日本史 - 」 「石田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「 - 完本史 - 」 「石田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「 - 完ま得のシンボル ~ 」  千葉県 佐倉市史研究 第25号 松戸市立博物館経要 第19号 松戸市立博物館経要 第27号 豊島区立郷土資料館所発記要 第21号 生活と文化 第川区文化財保護無例30周年記念 平成24年度 第11 ふるさと文化館企画展 再	埼玉県	
行田市郷土博物館展示図録 平成22年度/第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照答 →   一		行田市郷土博物館報 第16号
一		
本史一] 「行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「兜~武将のシンボル~]  「生倉市史研究 第25号 松戸市立博物館紀要 第21号 松戸市立博物館紀要 第21号 地戸市立博物館紀要 第21号 ・ 出川歴史館紀要 第27号 ・ 豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化		
本史一] 「行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「兜~武将のシンボル~]  「生倉市史研究 第25号 松戸市立博物館紀要 第21号 松戸市立博物館紀要 第21号 地戸市立博物館紀要 第21号 ・ 出川歴史館紀要 第27号 ・ 豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化		- 行田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度/第24回企画展「天変地異-災害のF
行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「兜~武将のシンボループ   公庫   公庫   公庫   公庫   公庫   公庫   公庫   公		
千葉県         佐倉市史研究 第25号           松戸市立博物館紀要 第19号           松戸市立博物館年報 平成23年度/第19号           品川歴史館紀要 第27号           豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化           荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再3見!あらかわの匠の仕事 - 伝統工芸品展 - 東京都江戸東京博物館記要 第25皇           東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主           東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主           東京都江戸東京博物館資料目録 電蔵地図目録2 明治の地図           東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書           東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書           自由民権 25           民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代           八王子市史研究 第2号/2012年3月           八王子市史長俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史民俗調查報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 通史編 直然・原境(1           都八王子市史 通知書 近代1           歴史民俗研究 第9個 一櫻井賞受賞論集 - 金澤文庫研究 第327号、第328号新積須市史 通史編 自然・原始・古代・中世横須賀市史資料館(横浜の海 七面相横浜市史資料館) 横須町市史資料館 横浜の海 七面相横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興           石川県 西川県直科館 横浜の海 七面相横浜市史資料室紀書 横浜の東 七面相相横浜市史資料室紀書 横浜の文化人と戦後復興           石川県 西州県東省料 近世篇 (12) 諸土系譜 (五)           真田幸弘とその時代松 2011年 (付・年報) 第25号           こども 松代みで歩き 武士の住まい 一旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧種		
松戸市立博物館紀要 第19号 松戸市立博物館紀要 平成23年度第19号 品川歴史館紀要 第27号 豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化 荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再 見 まらかかの匠の仕事 一伝統工芸品展 — 東京都江戸東京博物館副査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館副査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館副査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 自由民権 25 民権プックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史民俗調査報告書 第1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1 大王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 一櫻井賞受賞論集 - 金澤文庫研究 第327号、第328号、新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) ー 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜南東資料 野和室報告書 横浜の本した地後復興 石川県 西川県史資料 近世篇 (12) 諸士系譜(五) 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾 - 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年 (付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧種		
松戸市立博物館紀要 第19号 松戸市立博物館紀要 第27号 豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化 荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再 見 まらかかの匠の仕事 一伝統工芸品展 - 東京都江戸東京博物館網査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館網査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館網査報告書 第25集 東京都江戸東京博物館網査報告書 第25集 東京都江戸東京博物館網査報告書 第25集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史氏俗調査報告書 第1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 一櫻井賞受賞論集 - 金澤文庫研究 第327号、第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜町史資料室紀要 第30号 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜市史資料室紀要 第32号 横浜市東資料室紀要 第2号	<b>千葉</b> 県	佐倉市史研究 第25号
東京都  品川歴史館紀要 第27号 豊島区立本土資料館所究記要 第21号 生活と文化 荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再 見 1 あらかわの匠の仕事 - 伝統工芸品展 - 東京都江戸東京博物館副委 第2号 東京都江戸東京博物館副査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 喜夕川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館別香報告書 第26集 喜夕川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史民衙調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9曜 - 櫻井賞受賞論集 - 金澤文庫が第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜田東資料室報告書 横浜の海 七面相 横浜田東資料室報告書 横浜の海 七面相	1 210211	
東京都		
豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化 常川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度常川ふるさと文化館企画展 再列 見!あらかわの匠の仕事ー伝統工芸品展 - 東京都江戸東京博物館紀要 第25号 東京都江戸東京博物館調査報告書 第26集 至月間之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館後元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館後元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館後元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)後元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史戦音 1 村明細帳集成 新八王子市史養 1 村明細帳集成 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 - 櫻井賞受賞論集 - 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横須田港資料館 横浜の海 七面相 横浜田港資料館と 第30号 横浜田港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜田港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県 石川県東資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾 - 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/〈付・年報〉第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧種	東京都	
荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再 見		
見!あらかわの匠の仕事 - 伝統工芸品展 - 東京都江戸東京博物館紀要 第2号 東京都江戸東京博物館紀要 第2号 東京都江戸東京博物館副査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衞門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史農書 1 村明細帳集成 新八王子市史農書 1 村明細帳集成 新八王子市史と俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 - 櫻井賞受賞論集 - 福本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜関港資料館紀要 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜市史資料室紀世籍 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀世書 横浜の海 七面相 横浜市史資料室報告書 横浜の本(人と戦後復興 石川県 石川県東資料 近世篇(12) 諸土系譜(五) 良田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾 - 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再発
東京都江戸東京博物館紀要 第2号 東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館調査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第25/2012年3月 八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 ー櫻井賞受賞論集ー 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 ー橋本憲和家文書(旧東浦賀村)ー横浜開港資料館紀要 第30号横浜市史資料所在目録 第6集 ー橋本憲和家文書(旧東浦賀村)ー横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 ー服飾ー 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい ー旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主 東京都江戸東京博物館調査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第937号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜開港の資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料を記要 第2号 横浜市史資料を記要 第2号 横浜市史資料を記要 第2号 横浜市史資料を記要 第2号 横浜市東資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県 西川県 石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・石川県・		
東京都江戸東京博物館調査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集 東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史報書 1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史良俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9個 一櫻井賞受賞論集一 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 「橋本憲和家文書(旧東浦賀村)一 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の次化人と戦後復興 石川県 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 一服飾一 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/ 付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい 一旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書 東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書 自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第25[2012年3月 八王子市史農書 1 村明細帳集成 新八王子市史農書 1 村明細帳集成 新八王子市史と俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 一櫻井賞受賞論集一 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 ―橋本憲和家文書(旧東浦賀村) ― 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜雨史資料室紀要 第30号 横浜雨史資料室紀書 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀書 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県・資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 ―服飾ー 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい ―旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第25/2012年3月 八王子市史農書 1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 ー櫻井賞受賞論集ー 金澤文庫研究 第527号、第528号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史 資料所在目録 第6集 ー橋本憲和家文書(旧東浦賀村)ー横浜開港資料館紀要 第30号横浜附港資料館 横浜の海 七面相横浜の海 七面相横浜の連 七面相横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀要 第2号		
東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書自由民権 25 民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史研究 第2号/2012年3月 八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 -櫻井賞受賞論集- 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世横須賀市史資料所在目録 第6集 -橋本憲和家文書(旧東浦賀村)-横浜開港資料館 横浜の海 七面相横浜開港資料館 横浜の海 七面相横浜間連支配要 第30号横浜開港資料館 横浜の海 七面相横浜市史資料室紀要 第2号横浜市史資料室紀要 第2号横浜市史資料室紀要 第2号横浜市史資料室紀書 横浜の文化人と戦後復興石川県東資料 近世篇(12) 諸士系譜(五)長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾-文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
事報告書       自由民権 25         民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代       八王子市史研究 第2号/2012年3月         八王子市史政務書 1 村明細帳集成       新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 第八王子市史 資料編5 近現代1         歴史民俗研究 第9編 一櫻井賞受賞論集一         金澤文庫研究 第327号、第328号       新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 一橋本憲和家文書(旧東浦賀村) 一横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜門連資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜町史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興         石川県       石川県・資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 一服飾一文人名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号         こども 松代みて歩き 武士の住まい 一旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
自由民権 25   民権ブックス 25   村野常右衛門とその時代   八王子市史研究 第2号/2012年3月   八王子市史戦警   村明細帳集成   新八王子市史戦告   村明細帳集成   新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗   新八王子市史   資料編5   近現代1   歴史民俗研究 第9輯   一櫻井賞受賞論集   一		
民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代         八王子市史研究 第2号/2012年3月         八王子市史養書 1 村明細帳集成         新八王子市史民俗調查報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗新八王子市史 資料編5 近現代1         歴史民俗研究 第9輯 -櫻井賞受賞論集-         金澤文庫研究 第327号、第328号         新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 -橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜の東資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀書 横浜の文化人と戦後復興         石川県       石川県東資料 近世篇(12) 諸士系譜(五)         長野県       真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾-文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号         こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
八王子市史研究 第2号/2012年3月  八王子市史叢書 1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 - 櫻井賞受賞論集 -  金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館組 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜開港資料室 横浜の海 七面相 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾 - 文人名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
八王子市史叢書 1 村明細帳集成 新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料番5 近現代1 歴史民俗研究 第3輯 −櫻井賞受賞論集− 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 −橋本憲和家文書(旧東浦賀村)− 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第30号 横浜市史資料室報告書 横浜の次化人と戦後復興 石川県 石川県東資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 −服飾− 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報〉 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい −旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗 新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9編6 近現代1 歴史民俗研究 第9編7 一櫻井賞受賞論集一 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 「橋本憲和家文書(旧東浦賀村)「横浜開港資料館にて 第30号 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の次化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 「服飾」 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/ 付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい 「旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
新八王子市史 資料編5 近現代1 歴史民俗研究 第9輯 -櫻井賞受賞論集- 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 -橋本憲和家文書(旧東浦賀村)- 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/〈付・年報〉 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
歴史民俗研究 第9輯 -櫻井賞受賞論集- 神奈川県 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 -橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館紀 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇 (12) 諸士系譜 (五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
神奈川県 金澤文庫研究 第327号、第328号 新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾 - 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/ 付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世 横須賀市史資料所在目録 第6集 - 橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸土系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口	地な川川	
横須賀市史資料所在目録 第6集 -橋本憲和家文書(旧東浦賀村) - 横浜開港資料館紀要 第30号 横浜阴港資料館 横浜の海 七面相 横浜内史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県	門家川宗	
横浜開港資料館紀要 第30号 横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇(12) 諸士系譜(五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
横浜開港資料館 横浜の海 七面相 横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇 (12) 諸士系譜 (五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/〈付・年報〉 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
横浜市史資料室紀要 第2号 横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県史資料 近世篇 (12) 諸士系譜 (五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾- 文大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/ 付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興 石川県 石川県東資料 近世篇 (12) 諸土系譜 (五) 長野県 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 - 服飾- 文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/ 付・年報) 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
石川県     石川県史資料 近世篇 (12) 諸士系譜 (五)       長野県     真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 -服飾-       文人大名 真田幸弘とその時代     松代 2011年/ 付・年報) 第25号       こども 松代みて歩き 武士の住まい -旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
長野県	7 IIII	
文人大名 真田幸弘とその時代 松代 2011年/〈付・年報〉 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
松代 2011年/〈付・年報〉 第25号 こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口	<b>長</b> 野県	
こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口		
		こども 松代みて歩き 武士の住まい - 旧横田冢住宅・旧前島冢住宅・旧樋口   家住宅・山寺常山邸・旧白井家表門 -

7% /→ 16% HH	Vg 101 F7
発 行 機 関	資料名
静岡県	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書四 - 古文書
	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書五 -古文書
	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書六 -古文書
	(五) -
	静岡県文化財調査報告書 第64集 江川文庫古文書史料調査報告書七 - 古写真
	<ul><li>・染織−</li></ul>
三重県	三重県史資料調査報告書 25 伊勢市史資料調査報告書 三重県伊勢市朝熊町有
	文書調査報告書 上巻、下巻
	「お雑煮プロジェクト~新博ティーンズプロジェクトPARTⅢ~成果報告書
	三重県資料叢書 5 藤堂高虎関係資料集補遺
滋賀県	新修彦根市史 第11巻 民俗編
大阪府	大阪の歴史 第77号
	「新修大阪市史 史料編 第7巻 近世Ⅱ政治2
岡山県	倉敷の歴史 第22号
広島県	アーカイブスふくやま 第3号
	東京阿部家資料 工芸編
山口県	山口県史研究 第20号
	山口県史 史料編 近世6、史料編 幕末維新5
福岡県	柳川の歴史 4 近世大名 立花家
	柳川歴史資料集成 第6集 柳川の民俗概観Ⅱ
	柳川市史 史料編V 近世文書(前編)、近世文書(後編)
佐賀県	小城歴史読本
大分県	大分県立先哲史料館収蔵史料目録 6
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十三)
	宮崎県文化講座研究紀要 平成23年度/第三十八輯

#### 〈 大学からの受贈刊行物 〉

発 行 機 関	資 料 名
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第30号 - 伊藤定良教授退任記念号-
秋田県立大学システム科学技術	公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 (平成23年度)
学部	第5号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2011/第16号
秋田大学企画広報課	秋田大学概要 平成24年度
秋田大学史学会	秋大史学 第58号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館紀要 第13号
	大阪商業大学商業史博物館資料集成 第1集 明治三十六年三月一日改 電話番
	号簿
学習院大学史学会	学習院史学 第50号
学習院大学大学院人文科学研究	学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 2012 GCAS
科アーカイブズ学専攻	Report Vol.1
神奈川大学日本常民文化研究所	民具マンスリー 第44巻7~12号、第45巻1~6号
	神奈川大学日本常民文化研究所アチック写真 vol.6
	神奈川大学日本常民文化研究所所蔵資料目録 中村半二郎家文書目録 陸奥国閉
	伊郡岩泉村(岩手県閉伊郡岩泉町)
	神奈川大学日本常民文化研究所所蔵資料目録 永長栄三郎家文書目録 常陸国河
	内郡古渡村(茨城県稲敷市古渡)
The left 1 and 1 and the left in the left in	神奈川大学日本常民文化研究所論集 28 歴史と民俗 28
神奈川大学大学院歴史民俗資料	歴史民俗資料学研究 第17号
学研究科 川村学園女子大学図書委員会	川井公田七子上兴江亦幻声 第00米 第0日
関西大学史学・地理学会	川村学園女子大学研究紀要   第23巻第2号   史泉   第115号、第116号
九州大学附属図書館付設記録資	<b>艾</b> 衆 第110万、第110万
料館九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第55号
九州大学大学院統合新領域学府	レコードマネジメント・シンポジウム報告書 レコードマネジメントが組織と社
ライブラリーサイエンス専攻	会を変える
京都大学大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要 第10号
	京都大学大学文書館企画展 屏風に名を残した教員たち
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第7号
熊本史学会	熊本史学 第95・96合併号
慶應義塾福沢研究センター	近代日本研究 第28巻
高知海南史学会	海南史学 第50号
神戸女子大学史学会	神女大史学 第28号
国史学会	国史学 第205~208号 国士舘史学 第16号
国士舘大学日本史学会	国工品丈子 第10万
佐賀大学地域学歴史文化研究セ	佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第6号
ンター	

発行機関	資料 名
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第45号
駿台史学会	<b>駿台史学 第144~146号</b>
専修大学大学史資料課	専修大学史紀要 第4号
専修大学歴史学会	専修史学 第51号、第52号
創価大学人文学会	創価大学人文論集 第24号 高崎経済大学論集 第54巻第3号 高橋章教授退職記念号、第54巻第4号 加藤一
高崎経済大学経済学会	郎教授退職記念号、第55巻第1号
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第14巻第4号、第15巻第1号
千葉大学文学部史学科	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第四集 (現京都府舞鶴市上安久)
	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第五集 (現京都府舞鶴市上安久)
	愛媛県宇和島市三浦公民館文書目録 第1集(大内自治会文書・西三浦公民館文
	書)
	愛媛県宇和島市三浦公民館文書目録 第2集(西三浦公民館文書・三浦公民館西
千葉大学大学院人文社会科学研	分館文書) (川井又一郎氏収集文書) (三浦田中家文書補遺) 人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書 第240集 記録史料に関する総合
究科	の研究VII 記録史料と日本近世社会VI
中央大学史料委員会専門委員会	中央大学史紀要 第17号
中央大学入学センター事務部大	
学史編纂課	中央大学資料集 第24集
中央史学会	中央史学 第35号
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所報 (2010年度) /第46号、(2011年度) /第47号
	東京大学史料編纂所研究紀要 第21号、第22号
東北学院大学東北文化研究所	東北学院大学東北文化研究所要覧 2010
	東北学院大学東北文化研究所紀要 第43号
東北芸術工科大学東北文化研究	平成23年度文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業「東北地方におけ
センター	る環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究」「弘前藩庁御国日記」狩猟関
	係史料集 第三巻/平成24年3月
東北大学学術資源研究公開セン	東北大学史料館紀要 第7号
ター史料館	
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第52号
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究室紀要 2011年度/通巻第53集 東北文化資料叢書 第六集 史学史・民俗学史資料 東北中世史の開拓者 大島
又11.研汽至	R北文化貝科取音
東北大学東北アジア研究センタ	
来北八子来北テンテ 研元 Cンフ	東北アジア研究センター報告 第3号 歴史遺産を未来へ
南山学園	南山学園史料集 7 イルサ・フォン ライスナー作品集
南山大学史料室	アルケイア - 記録・情報・歴史- 第6号
日本近代史研究会	近代史料研究 2011/第11号
日本大学史学会	史叢 第81号、第86号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 井上裕正教授退職記念号 第57号
奈良女子大学日本史の方法研究	日本史の方法 第9号
会	福島第1原発事故誤報報道資料集 「戦後日本における原子力開発の歴史に関す
and Hit . I . W. A	る政治史的研究」研究成果報告書
鳴門史学会	鳴門史学 第25集
ノースアジア大学総合研究セン	経済論集 第10号
ター経済研究所 ノースアジア大学総合研究セン	
ノーステンテ人学総合研究で <i>ノ</i> ター教養・文化研究所	教養・文化論集 第7巻第1号 (通巻第12号)
一橋大学大学院社会学研究科若	THE STATE OF THE S
尾政希研究室	書物・出版と社会変容 第11号/2011年、第12号/2012年
弘前大学国史研究会	国史研究 第132号、第133号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第5号
広島史学研究会	史学研究 第274号、第276号、第277号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第14号
retrieb 1, W. A	平成23年度 中国・四国地区国立大学法人等公文書管理研修報告書
鷹陵史学会	鷹陵史学 第38号
佛教大学附属図書館	京都本能寺町 前川五郎左衛門家文書目録 第4巻
<b>注</b> -	開学百周年記念 佛教大学附属図書館所蔵 貴重古典籍目録
法政大学史学会 聖園学園短期大学	法政史学 第77号、第78号 聖園学園短期大学研究紀要 第42号
三田史学会	室園子園起期八子研九紀安 第42号 史学 第80巻第4号、第81巻第1·2号、第81巻第3号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第43巻第2号、第43巻第3・4号
武蔵野美術大学大学史史料室	武蔵野美術大学年報 2008-2010
明治大学史資料センター	大学史紀要 第16号 木村礎研究 [
	大学史資料センター報告 第34集 大学史活動
山形大学歴史・地理・人類学研	
究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第13号
米沢史学会	米沢史学 第28号
立正大学史学会	立正史学 第110号、第111号 窪添慶文教授退職記念号

発 行 機 関	資 料 名
歷史人類学会	史境 第62~64号
和歌山大学紀州経済史文化史研	和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要 第32号
究所	みる・きく・たのしむ和歌祭
早稲田大学史学会	史観 第167冊
全国大学史資料協議会	研究叢書 第13号 災害とアーカイブズ -2011年度全国研究会の記録・於皇學
	館大学-

#### 〈関係機関からの受贈刊行物〉

発 行 機 関	資 料 名
総務部	秋田県税務統計書 平成22年度/No.59
企画振興部	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成22年/-賃金・労働時間・雇用の動き-
	秋田県勢要覧 平成24年版/Ⅰ県勢編、Ⅱ市町村勢編、Ⅲ都道府県勢編
	秋田県の工業 -平成22年工業統計調査結果-
健康福祉部	国民健康保険事業状況 平成22年度
	秋田県健康福祉部医務薬事課業務概要 平成24年度
	秋田県立医療療育センター業務概要 平成23年度
	国民健康保険疾病統計 平成23年5月診療分
	国民健康保険疾病就計 十成23年3月診療力   健康づくりに関する調査報告書
41. NT TIM (中央)	
生活環境部	平成23年度年次報告 あきたの男女共同参画
	環境白書 平成23年版/(本編)、(資料編)、概要版
農林水産部	稲作指導指針 平成24年3月
	大豆指導指針 平成24年3月
	農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成23年度
	秋田県農林水産業関係施策の概要 平成24年度
	秋田県農林水産技術センター畜産試験場研究報告 第25号/平成23年3月、第26号
	平成24年3月
産業労働部	秋田県産業技術センター業務年報 2011
地域振興局	秋田地域振興局 キラメキ!あきた美人 「秋田県中央地域」動画集〔DVD〕
地埃派吳向	日本語版、英語版
	仙北地域振興局普及年報 平成23年度
	鹿角地域振興局普及年報 平成23年度
図書館	秋田県立図書館要覧 平成24年度
近代美術館	秋田美術 第48号
博物館	秋田県立博物館年報 平成24年
埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第473集 家ノ裏遺跡-一般国道7号仁賀保本荘道路建
	設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書V –
	秋田県文化財調査報告書 第474集 臼館跡-一般国道13号院内道路建設事業に
	係る埋蔵文化財発掘調査報告書-
	秋田県文化財調査報告書 第475集 遺跡詳細分布調査報告書
	秋田県文化財調査報告書 第476集 払田柵跡調査事務所年報2011 払田柵跡ー
	第142次・第143次調査 関連遺跡の調査概要-
	秋田県文化財調査報告書 第477集 秋田県重要遺跡調査報告書Ⅲ-高野遺跡-
	秋田県文化財調査報告書 第479集 六日市遺跡——般国道7号象潟仁賀保道路建
	設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ-
	秋田県文化財調査報告書 第480集 横枕遺跡——般国道7号象潟仁賀保道路建設
	秋田宗文化財調直報日音
	設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書VI –
	秋田県文化財調査報告書 第482集 北楢岡中野遺跡-一般国道13号神宮寺バイ
	パス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書IV-
	秋田県文化財調査報告書 第483集 ハケノ下遺跡-一般国道7号鷹巣大館道路建
	設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ —
	秋田県埋蔵文化財センター三十年小史 平成24年 (2012) 3月
	秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第26号
	秋田県埋蔵文化財センター年報 平成23年度/30
その他	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成23年度
C ONTE	秋田県立大館高等学校研修集録 平成23年度/第18号
	秋田県立花輪高等学校研究紀要 平成23年度/第17号
<b>学</b> 人市改巳	
議会事務局	秋田県議会史 第六巻 秋田県議会九月定例会会議録(写) 平成23年
	1 秋田県議学 11 月 宏柳学学議録(5) 単版73年
	平成二十四年秋田県議会第一回定例会 会議録 (写)

#### 開館時間

- ●平日(4月~10月)····午前10時~午後6時(暫定)(11月~3月)····午前10時~午後6時(″)
- ●土曜・日曜日・祝日・・・・午前10時~午後6時

#### 休 館 日

- ●毎月1回(平日の初日〈12月、1月を除く〉)
- ●年末年始(12月28日~1月3日)
- ●特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第十九号 発行 発行 秋田県公文書館 秋田県公文書館 秋田県公文書館 秋田市山王新町一四一三一 電話 〇一八(八六六)八三〇一

その経費は一部あたり二〇〇円ですこの印刷物は六五〇部作成し、

題字

寿松木

毅

匹